

平成28年度

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船舶職員法及び小型船舶操縦者法ガイダンス



一般社団法人日本海事代理士会

船舶職員法及び小型船舶操縦者法ガイドンス

刊行のことば

四面を海に囲まれているわが国において、海運業はわが国の経済活動、国民生活を支えるライフラインとして極めて重要です。本書は船舶運航に重要な船員の資格制度等を規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令の概要及び法令に基づく手続きを解説したものです。

本会は、海事関係者に対する海事知識の普及を図るため、日本財団からの助成を受けて多数の海事関係法令の解説書を編集発行し、実務の手引書として高い評価を得て広く活用されております。

船舶職員及び小型船舶操縦者法の解説書は、昭和52年2月「海事法令手続早わかり 船舶職員法」として初版を発行し、数次の改訂を経て、平成12年2月に改訂版発行以来相当の年月が経過し、船舶職員法も「船舶職員及び小型船舶操縦者法」として大きく改正されましたので、内容を見直し「船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令ガイダンス」として刊行することといたしました。

本書には、船舶職員及び小型船舶操縦者法の解説、法令に基づく手続きも含め船舶職員に関する幅広い資料を掲載しました。多くの海事関係者の方が船舶職員及び小型船舶操縦者法に対する理解を深めるうえの一助となれば幸いです。

本書の刊行にあたって、本会の趣旨を理解し助成いただきました日本財団、公務多忙中にもかかわらず多大なご協力とご指導を賜りました国土交通省海事局海技・振興課担当官に深く謝意を表するとともに、本書の編集に尽力いただきました本会専門委員会船員部会の皆様には深く感謝申し上げます。

平成30年3月

一般社団法人日本海事代理士会 会長 松居 紀男

目 次

序 章 船舶免許制度の変遷	1
第1章 総 則	6
第1節 法の目的	6
第2節 定 義	6
第3節 適 用	9
第2章 船舶職員及び小型船舶操縦者	10
第1節 乗り組み基準・乗船基準	10
第2節 航海中の欠員	22
第3節 乗組み基準の特例	24
第3章 海技士の免許	28
第1節 概 要	28
第2節 海技士国家試験の申請	31
第3節 海技免許の申請	45
第4節 海技免許についての限定	52
第5節 更新申請	59
第6節 失効再交付申請	66
第7節 滅失再交付申請	68
第8節 訂正申請	69
第9節 海技免状の返納、海技免許の失効、取消	70
第4章 小型船舶操縦士の免許	102
第1節 概 要	102
第2節 試験の申請	104
第3節 免許の申請	107
第4節 更新申請	113
第5節 失効再交付申請	117
第6節 滅失等再交付申請	118
第7節 訂正申請	119
第8節 小型船舶操縦者の遵守事項	120
第9節 返 納	123
第10節 取 消	124
第11節 無効の告示	124
第5章 雑 則	151
第6章 罰 則	152

【巻末資料編】	155
・近代化船の基準及び運航士の職務について	156
・乗船履歴の表	158
・法の適用外の船舶であることの確認を受けた証明書・船舶確認申請書	167
・登録海技免許講習実施機関一覧	169
・登録船舶職員養成施設一覧	171
・登録更新・失効再交付講習実施機関一覧（公財）海技資格協力センターHP紹介	175
・地方運輸局等における船員法取り扱い窓口	176
・（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会本部及び地方事務所一覧	180

<凡 例>

法 令 名	略 称
船舶職員及び小型船舶操縦者法	法
船舶職員及び小型船舶操縦者施行令	令
船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則	則
小型船舶操縦士試験機関に関する省令	試験機関省令
船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領	事務取
海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新及び失効再交付に関する事務取扱要領	更取要領
1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約	STCW 条約
1974年の海上における人命の安全のための国際条約(海上人命条約)	SOLAS 条約
用 語	略 称
運輸局長、神戸運輸監理部長、沖縄総合事務局	地方運輸局
地方運輸局長、その運輸支局長若しくは海事事務所	地方運輸局等
運輸局長、神戸運輸監理部長、沖縄総合事務局長	地方運輸局長
地方運輸局長、その運輸支局長若しくは海事事務所長	地方運輸局長等

序 章

— 船舶免許制度の変遷 —

1. 法の規定と試験制度の制定

船長をはじめ、船舶の運航に携わる者の資格に関するわが国の法規制は、明治9年の「西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則」(明治9年太政官布告第82号)を端緒とする。

この規則には、海技資格制度及び海技免状についての詳細が規定された。

当時の資格は、船長・一等運転手・二等運転手・一等機関手・二等機関手の5種類で、それらはさらに本免状と仮免状に分けられ、海技免状受有者でなければ船長、運転手又は機関手としての職を執ることを禁じた。

また、海技従事者国家試験の歴史もここから始まった。

＜西洋形商船船長運転手及び機関手試験免状規則（明治9年）制定当時の資格種別＞

本免状	船長、一等運転手、二等運転手、一等機関手、二等機関手
仮免状	船長、一等運転手、二等運転手、一等機関手、二等機関手

明治14年に同規則が廃止され、新たに「西洋形船船長運転手機関手免状規則」及び「西洋形船船長運転手機関手試験規程」(明治14年太政官布告第75号)に制定されたときには、海技免状は、主として外国航路の船員に対し交付された甲種と、国内航路の船員に対して交付された乙種、さらには新設の小型船の3種とし、甲乙は、それぞれ船長・一等運転手・二等運転手・一等機関手・二等機関手に分け、小型船は、船長と機関手に分けられたほか、従来の仮免状も存在した。

＜西洋形船船長運転手機関手免状規則（明治14年）制定当時の資格種別＞

甲種	船長、一等運転手、二等運転手、一等機関手、二等機関手
乙種	船長、一等運転手、二等運転手、一等機関手、二等機関手
仮免状	船長、一等運転手、二等運転手、一等機関手、二等機関手
小型船	小型船船長、小型船機関手

明治29年、上記規則は「船舶職員法」(明治29年法律第68号)に改められた。

同法では、甲板部においては、従来の甲種・乙種に新たに丙種が加えられ、運転手の名称は運転士と改められた。機関部においては、機関長が新設され、機関手の名称は機関士と改められたほか、甲種・乙種の分類は廃止され、三等機関士も新設されている。

なお、小型船船長・小型船機関手の資格は廃止され、それぞれ乙種二等運転士・三等機関士に改められた。

ちなみに、海難審判法の前身である海員懲戒法も同時に制定された。

＜(旧)船舶職員法（明治29年）制定当時の資格種別＞

甲板部	甲種	船長、一等運転士、二等運転士
	乙種	船長、一等運転士、二等運転士
	丙種	船長、運転士
機関部	機関長、一等機関士、二等機関士、三等機関士	
小型船の廃止	小型船船長 → 乙種二等運転士、小型船機関手 → 三等機関士	

昭和 19 年（法律第 5 号）の旧法改正の際には、通信部が新設され、新たに甲種・乙種・丙種の船舶通信士の職務が加えられたほか、甲板部の職務の名称を「運転士」から「航海士」と改め、機関部においては甲・乙・丙種に区分けし三等機関士を廃止。免状の種類を 17 種類とした。

<船舶職員法（昭和 19 年）制定当時の資格種別>

甲板部	甲種	船長、一等航海士、二等航海士
	乙種	船長、一等航海士、二等航海士
	丙種	航海士
機関部	甲種	機関長、一等機関士、二等機関士
	乙種	機関長、一等機関士、二等機関士
	丙種	機関士
通信部	甲種	船舶通信士
	乙種	船舶通信士
	丙種	船舶通信士

2. 戦後の資格制度

(1) 更新制度と 20 トン未満の船舶への資格制度の採用

現行憲法下の昭和 26 年、旧「船舶職員法」を廃止して新たなる「船舶職員法」（昭和 26 年法律第 149 号）が制定された。

同法は、船舶職員として乗り組ませるべき者の資格を定めることにより、人的側面から船舶の航行の安全を図ることを目的としており、旧法からの主な改正点は、海技免許に 5 年の有効期間を定め更新制度を導入することや、20 トン未満の船舶に対する船舶職員制度の採用とこれに伴う資格表の見直しで、甲板部は、船長及び航海士をそれぞれ甲種・乙種・丙種の 3 種に分け、甲種及び乙種航海士については、さらに一等と二等に分けたほか、「小型船舶操縦士」の資格が新たに設けられた。

機関部は、機関長・機関士を甲板部と同様それぞれ甲種・乙種・丙種の 3 種に分け、甲種及び乙種機関士についても、さらに一等と二等に分けられている。

<船舶職員法（昭和 26 年）制定当時の資格種別>

甲板部	甲種	船長、一等航海士、二等航海士
	乙種	船長、一等航海士、二等航海士
	丙種	船長、航海士
機関部	甲種	機関長、一等機関士、二等機関士
	乙種	機関長、一等機関士、二等機関士
	丙種	機関長、機関士
通信部	甲種	船舶通信士
	乙種	船舶通信士
	丙種	船舶通信士
小型船		小型船舶操縦士

(2) 更新制度の廃止

昭和 32 年（法律第 125 号）に同法は大幅な改正が行われ、昭和 26 年に採用された免許更新制度が廃止され、終身免許とされた。

なお、同改正では一等船舶通信士の職務の名称が通信長に変更されている。

(3) 5 トン未満の船舶への法の適用

昭和 49 年（法律第 3 号）の改正では、大型船と小型船の免許が区分され、小型船は 5 トン未満においても法を適用することとし、小型船舶操縦士には一級から四級までの級別が設けられた。

なお、昭和 49 年改正以前に取得した小型船舶操縦士免許については、その後 10 年間の一級小型船舶操縦士への引換え期間を設け、期間経過後は無効とされた。

<船舶職員法 昭和 49 年改正時の資格種別>

大型船	甲板部	甲 種	船長、一等航海士、二等航海士
		乙 種	船長、一等航海士、二等航海士
		丙 種	船長、航海士
	機関部	甲 種	機関長、一等機関士、二等機関士
		乙 種	機関長、一等機関士、二等機関士
		丙 種	機関長、機関士
	通信部	甲 種	船舶通信士
		乙 種	船舶通信士
		丙 種	船舶通信士
小型船			一級～四級小型船舶操縦士

3. 国際条約の批准と近代化

(1) 更新制度の復活と海技資格の名称変更

1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）の発効に併せた昭和 57 年 5 月 1 日（法律第 39 号）改正では、それまで有効期間の定めがなく、特別の理由によってその免許が取り消されない限り終身有効とされていた海技免状（小型船舶操縦士を含む。）に 5 年の有効期間が設けられ、当該期間の満了前 1 年間に更新手続を行えば、さらに 5 年間有効となる更新制度が導入された。

導入当時は、海技免状の裏面に更新印を押印する方式であったが、その後、申請により新しい海技免状が交付される方式へと変更され、現在に至っている。

また、海技士の免許資格体系についても大幅な変更がなされ、これまでの甲・乙・丙の名称からなる 8 種の資格区分は廃止され、それぞれに対応する一級から六級まで 6 種（無線部は一級から三級の 3 種）の体系となり、この改正が施行された昭和 58 年 4 月 30 日以前に海技資格の免許を受けていた者（更新免許者）は、施行後の資格の免許を受けているとみなされた。

<船舶職員法 昭和 57 年改正時の資格種別>

大型船	甲板部	一級～六級海技士（航海）
	機関部	一級～六級海技士（機関）
	通信部	一級～三級海技士（通信）
小型船		一級～四級小型船舶操縦士

これにより、受有している海技免状で乗り組むことができる船舶及びその船舶において行うことができる職務の範囲（以下、「就業範囲」という。）は、省令にて「施行日から起算して5年を経過する日までの間に申請をした場合には、改正前の旧法の規定による就業範囲（以下、「旧就業範囲」という。）のほか、同一の資格の免許に係る改正後の規定による就業範囲をその就業範囲とすることができる。」とされたため、就業範囲変更申請をせずに引換をした海技免状は旧就業範囲のままとなっている。従って、現在、機関部の就業範囲は、航行区域（漁船の場合は従業制限）及び機関の出力によって区分されているが、旧就業範囲においては国内総トン数による区分での配乗となっているため、特に注意が必要である。

さらにこの改正では、船舶技術の進歩に伴う自動化により、無人化機関室、衛星航法装置、自動操舵装置等を備えた近代化船独自の乗組み基準が定められ運航士の制度が導入された。

(2) 通信部の資格の新設

平成3年5月15日（法律第75号）改正では、無線通信を行う海技資格である海技士（通信）の資格の他に、海技士（電子通信）の資格が新設された。

これは、「従来の海上遭難安全システムではモールス電信がその中心的役割を果たしてきたが、これらのシステムでは船舶の航行の安全を担保する上で必ずしも十分ではない」との認識の下、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）1988年改正において、沿海区域以上を航行区域とする100総トン以上の船舶への「海上における遭難及び安全の世界的な制度」（GMDSS：Global Maritime Distress and Safety System）の導入にあわせたものである。

4. 現行法への流れ

1980年代、日本国内では好況を背景に国民の所得や余暇が増え、政府による内需拡大政策の一環として、レジャー、スポーツなどの振興にも力が注がれたことにより、マリレジャーやマリンスポーツの人气が一気に高まった。

こうした背景のなか、小型船舶を利用した海洋レジャーの活性化、多様化に伴い、水上オートバイや小型のプレジャーボートなど誰もが手軽に楽しめる様々な種類の小型船舶が普及した。これによりレジャー目的での小型船舶操縦士の免許取得者数が増加し、かつて漁業従事者が中心だった免許取得者数の多くを、水上オートバイやプレジャーボート利用者が占めるようになるなど免許取得者の質的变化が起こった。

これと並行するように小型船舶による海難事故も増加傾向となり、小型船舶の安全対策の充実と小型船舶操縦士制度の簡素合理化を図ることが強く求められたことから、平成14年6月7日（法律第60号）改正において、半世紀余り続いた船舶職員資格制度が

大幅に見直され、これまでの船舶職員資格制度から小型船舶の船長を分離し、「小型船舶操縦者」と新たに位置づけ、小型船舶の範囲を見直すとともに小型船舶操縦免許の資格区分を再編成し、試験の簡素化、小型船舶操縦者の遵守事項の明文化、違反者に対する行政処分及び再教育制度の新設など所要の改正を加え、名称も新たに「船舶職員及び小型船舶操縦者法」として改正施行された。

<船舶職員及び小型船舶操縦者法 現在の資格種別> ※現行法の資格種別一覧

大型船	甲板部	一級～六級海技士（航海）
	機関部	一級～六級海技士（機関）
	通信部	一級～三級海技士（通信）、一級～四級海技士（電子通信）
小型船		一級～二級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士

第1章 総則

第1節 法の目的

1. 目的

序章「4. 現行法への流れ」で述べたとおり、小型船舶の普及とともにレジャー目的での小型船舶操縦免許の取得者が大幅に増加し、これに伴い海難事故も増加傾向となった。

これらを背景に、平成14年の本法改正において、小型船舶の安全対策の充実と小型船舶操縦士制度の簡素合理化という命題のもと、これまでの船舶職員制度から小型船舶の操縦者を分離再編のうえ、「レジャー目的」での乗船が多い小型船舶操縦者に対し、遵守事項が明文化された。

法第1条では、目的として「船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的とする。」と定めている。

第2節 定義

この法律における語句の定義はつぎのとおりである。

1. 船舶（法2条）

船舶とは、以下の①～④のものをいう。

- ① 船舶法（明治32年法律第46号）第1条に規定する日本船舶（以下、「日本船舶」という。）

日本船舶とは

(ア) 日本の官庁又は公署の所有に属する船舶

(イ) 日本国民の所有に属する船舶

(ウ) 日本の法令に依り設立した会社のうち、代表者の全員及び業務を執行する役員のうち3分の2以上が日本国民であるもの所有に属する船舶

(エ) (ウ) 以外の法人であって、日本の法令により設立しその代表者の全員が日本国民の所有に属する船舶

- ② 日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶であってSTCW条約の非締約国の船舶（則2条1項）

この場合の「借り入れ」は、裸用船（船舶のみの賃貸借）を意味し、定期用船は含まない。また、STCW条約締約国の船舶が除外されているのは、STCW条約が旗国主義を採っており、その船舶の旗国がSTCW条約の締約国である場合には、当該旗国の法律がその船舶に適用されるためである。

- ③ 本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であって、次に掲げるもの以外のもの

(ア) ろかいのみをもって運転する舟（法2条1項1号）

※ 推進機関等がないため、設備に関する専門知識がなくとも容易に操船できることから法の適用外とされているが、複雑な流れなどによる河川特有の危険性が伴う川下り船等は、「安全対策ガイドライン」に沿った安全対策が講じられており運航・操船に関する専門知識が必要である。

<川下り船の安全対策ガイドライン>

国土交通省は、平成23年に発生した天竜川川下り船の事故を受け、このような事故の未然防止と、万一事故が起きた場合にも的確に対応できるように、よりいっそうの安全対策を講じるためのガイドラインを作成した。

川下り船は、複雑な流れなどによる川特有の危険性により、不意に転覆し、乗客が落水するおそれのある小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）が該当し、流れが速く白濁や、渦が見られるような川を運航する幅3メートル未満の小型船舶がガイドラインの対象となっている。

堀、沼、湖、海などで流れがないところ、または、ゆったりした流れの川を航行する遊覧船、屋形船、渡し船などは、このガイドラインの対象ではないが、海上運送法にて義務付けされている「安全管理規程」にみるように、安全運航の確保は川下り船に限った話ではないため、これらの船舶で事業を行なっている場合は、ガイドラインを参考に、事業規模、航路の特徴、運航形態を勘案し、事業の実態にあった「運航計画」、「配船計画」、「配乗計画」を作成し、日々の運航にあたっては、配乗計画で定める基準に従い、当日の気象や海象、水位等の状況に応じた適切な配乗を行い、よりいっそうの安全確保に取り組む必要がある。

(イ) 係留船その他国土交通省令で定める船舶（法2条1項2号・則2条2項）

ここでいう「その他国土交通省令で定める船舶」とは以下の船舶をいう。

- (i) 長さ3メートル未満であり、推進機関の出力が1.5キロワット未満である船舶であって、国土交通大臣が指定するもの。（以下、「ミニボート」という。）
- (ii) 係留船、被えいはしけ その他これらに準ずる船舶

事務取第79条

（巻末資料「法の適用外の船舶であることの確認を受けた証明書」参照）

○「係留船」とは、灯船、倉庫船、係留練習船その他一定の場所に係留している船舶をいう。（小型船舶以外の船舶は運航の用以外に供される船舶に限る。）

○「その他これらに準ずる船舶」とは、係船中の船舶（船舶安全法施行規則第2条第2項第5号に規定する船舶）その他上架して航行の用に供しない船舶

※ これらの船舶を法の適用外にしたのは、法の目的が「船舶の航行の安全を図ること」であるため、航行の用に供しない船舶等は目的に沿わないためである。

(iii) 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶（則2条2項3号）

この水域は、閉鎖的かつ狭い水域であって、船舶の航行を阻害するような外的条件のない水域であり、以下に掲げるものをいう。

<国土交通大臣が指定する水域>（平成20年3月31日国土交通省告示411号）

1	千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーランド」内の人工池（ハブ池を除く。）
2	北海道岩見沢市志文町にある公園「いわみざわ公園」内の人工池

3	北海道紋別郡湧別町字志撫子にある遊園地「Family 愛 Land You」内の人工池
4	香川県丸亀市綾歌町栗熊西にある遊園地「ニューレオマワールド」内の人工池
5	長野県北佐久郡立科町大字芦田にある「池の平ホテルファミリーランド」内の人工池
6	大阪府大阪市此花区桜島にある遊園地「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」内の人工池(メインラグーン、ジョーズ及びウォーターワールドに限る。)
7	福井県坂井市三国町浜地にある遊園地「芝政ワールド」内の人工池(モーターボートコースに限る。)
8	千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーシー」内の人工池(アクアトピア及びマーメイドラグーン池を除く。)
9	モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第4条第1項の許可を受けた競走場に係る水域
10	愛知県碧南市湖西町にある公益社団法人日本モーターボート選手会の選手の訓練の用に供する水域(油ヶ淵2号樋管から同県安城市東端5号樋管まで引いた線以北潭水橋までの水域)
11	福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競走水面

④ 推進機関を有しない総トン数5トン未満の帆船(法附則15項)

当分の間、法第2条第1項(上記①)の船舶に含まれない。

これは、狭水域で航行する船舶であり推進機関に関する専門知識が必要とされないこと等を考慮したものである。

<小型船舶の範囲の変更により…>

☆ 法の適用外となるミニボート(上記1. ③(イ)(i))

次の要件①～③の全てを満たしている船舶をいい、これらの船舶は操縦免許がなくても操縦することができる。

- ① 長さ(登録長)が3メートル未満であるもの(登録長=概ね全長×0.9)
- ② 推進機関の出力が1.5キロワット未満(約2馬力)であるもの
- ③ 直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有するもの、その他プロペラによる人の身体の傷害を防止する構造を有するもの

(例:非常停止スイッチ、キルスイッチ、遠心クラッチ、中立ギア、プロペラガード等)

ミニボートは大きさや出力等の能力から、遠くまで行くこと、波の高い水面を走ること、大人数が乗ることを前提としておらず、「平穏な水域内での限定的な航行」となることから、手こぎボートやろかい舟など同様の扱いとされている。

旧法では、手こぎのボート等のほか、長さ1.5メートル未満、推進機関の出力が2馬力未満、及び人の搭載ができないものについてのみ操縦免許を不要としていたが、現行法ではその範囲を拡大し、例えば、エレキモーター(出力1.5キロワット未満に限る。)のみを使用して3メートル未満の船を利用する場合には、操縦免許が不要となる。

※ 1.5キロワット未満のエレキモーターのみの使用でも船の長さが3メートル以上である場合は操縦免許が必要となるので注意されたい。

☆ 総トン数20トン以上(長さ24メートル未満に限る。)のプレジャーボート(則2条の7)

総トン数20トン以上の船舶は、本来海技士の配乗が必要であるが、旧法で乗組み基準の特例許可を受けることにより、操縦免許で乗船可能だった大型プレジャーボートを、現行法では一級、二級の操縦免許で「プライベート」で利用することが可能になった。

2. 船舶職員

船舶職員とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。（法2条2項）
船舶職員には、運航士を含む。（法2条3項）

3. 運航士

運航士とは、船舶の設備その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合する船舶（近代化船^{*}）において甲板部又は機関部の航海当直を中心とした職務を行う者をいう。（令1条）

※「近代化船」とは

船舶の運航・機関の両面で、様々なコンピュータ技術の応用などにより船舶機器の技術革新に応じた船員制度の見直しの研究・取り組みが進められた結果、より少ない人数での効率的な運航が可能となり、実用化された船舶をいう。

（巻末資料「近代化船の基準及び運航士の職務について」参照）

4. 小型船舶操縦者

小型船舶操縦者とは、小型船舶^{*}の船長をいう。（法2条4項、則2条の7）

※「小型船舶」とは

① 総トン数20トン未満の船舶

② 一人で操縦を行う構造の船舶であってその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数20トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通大臣が告示で定める総トン数20トン以上の船舶（次の要件の全てを満たしている船舶をいう。）

（ア）一人で操縦を行う構造であるもの

（イ）長さが24メートル未満であるもの

（ウ）スポーツ又はレクリエーションのみに用いられるもの

（注：漁船や旅客船、遊漁船等の業務に用いられないもの）

5. 海技士

海技士とは、海技免許を受けた者をいう。（法2条5項）

6. 小型船舶操縦士

小型船舶操縦士とは、小型船舶の操縦免許を受けた者をいう。（法2条6項）

第3節 適用

1. 法の適用

本法では、船舶所有者に、船舶の用途、航行する区域、大きさ及び推進機関の出力に応じ、一定の資格を有する者を船舶職員として乗り組ませべきことなどが義務づけられているが、この船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶賃借の場合は船舶借入人に適用される。（法3条）

船舶管理契約により運航されている船舶は、船舶職員の資格および配乗については船舶管理会社に適用される。

第2章 船舶職員及び小型船舶操縦者

第1節 乗組み基準・乗船基準

本法は、船舶職員として船舶（小型船舶を除く。）に乗り組ませるべき者の資格及び小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格を定め、船舶所有者に有資格者の配乗を義務付けることによって船舶の航行の安全を図っている。

1. 船舶職員の乗組みに関する基準(法18条)

本法は船舶（小型船舶を除く。）の用途、航行する区域（漁船にあっては従業制限）、大きさ、推進機関の出力、その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準を政令で定めており（以下、「乗組み基準」という。）、船舶所有者はこの乗組み基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならない。

(1) 乗組み基準（令5条）

乗組み基準では、令5条別表第一（以下、「配乗表」という。）各号（配乗表第1～第5号を参照）の表の「航行区域」、「総トン数」、「機関の出力」の区分に応じ「船舶職員」の欄に定める船舶職員として、「海技資格」の欄に定める資格又はそれ以上の資格についての海技免許を受けた者を乗り組ませることとなっている。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

- ① 海技免許に履歴限定が付されているものは、その限定をされた職の範囲内での船舶職員としてでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。
- ② 船橋当直三級海技士（航海）又は機関当直三級海技士（機関）の資格についての免許を受けた者については、配乗表第3号（近代化船）運航士以外の船舶職員として乗り組ませないこと。
- ③ 海技免許に機関限定が付されているものは、内燃機関を有している船舶に乗り組むときでなければ、船舶職員として乗り組ませないこと。
- ④ 船舶の設備その他の事項についての限定を付された海技免許を受けた者については、船舶が身体の障害その他の事項についての限定に適した設備を有するときその他船舶の航行が限定をされたところに適合しているときでなければ、配乗表の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。

(2) 未成年者の職務制限(法18条2項)

総トン数20トン以上の船舶には、20歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

(3) 無線従事者の資格(法18条3項)

船舶安全法及びこれに基づく命令により規定された無線電信等を有する船舶には、下表に掲げる電波法上の無線従事者の資格を受有している者でなければ甲板部の船舶

職員として乗り組ませてはならない。ただし、入渠しているなどの事由により無線通信が通常想定されない状態にあると国土交通大臣が特に認める船舶にはこの規定を適用しない。

<電波法上の資格> (則 60 条の 8 の 4)

	国際航海に従事 する船舶	国際航海に従事 しない船舶
第一級総合無線通信士 (旧資格：一級無線通信士)	○	○
第二級総合無線通信士 (旧資格：二級無線通信士)	○	○
第三級総合無線通信士 (旧資格：三級無線通信士)	×	○
第一級海上無線通信士	○	○
第二級海上無線通信士	○	○
第三級海上無線通信士	○	○
第四級海上無線通信士 (旧資格：電話級無線通信士)	×	○
第一級海上特殊無線技士 (旧資格：特殊無線技士(国際無線電話))	○	○
第二級海上特殊無線技士 (旧資格：特殊無線技士(無線電話甲))	×	○
レーダー級海上特殊無線技士 (旧資格：特殊無線技士(レーダー))	×	×

なお、電波法上の旧資格受有者については、電波法改正附則（平成元年法律第 67 号）第 2 条によって新資格者としてみなされる。

(4) 近代化船における乗組み基準（令 5 条 1 項 2 号）

近代化船には設備によって第 1 種から第 4 種までの基準の種類があり、近代化船独自の乗組み基準が定められており、船橋当直限定及び機関当直限定をした海技士を運航士の船舶職員として乗り組ませることができる。

(5) 通信長及び船長等の兼務（令 5 条 2 項）

配乗表第 5 号（GMDSS 設備船）の船舶職員の欄に定める通信長として乗り組むことができる者が、配乗表第 1～3 号の船舶職員の欄に定める船舶職員（以下、「船長等」という。）として乗り組むことができる者であるときは、資格に応じ、通信長及び船長等の職を兼務して乗り組ませることができる。

(6) 更新免許者の乗組み基準の区分（改正法附則 4 条 1 項）

乗り組み基準の区分において、トン数とは国際トン数証書を保有する船舶については国際総トン数のことをいうが、更新免許者においては船舶国籍証書に記載された総トン数をいう。

また、機関部においては航行区域(漁船の場合は従業制限)及び機関の出力によって

区分けされているが、更新免許者においては出力ではなくトン数による区分けでの配乗となる。

<海技免許の昭和 57 年改正における資格区分の移行表>

	現資格区分	旧資格区分
甲板部	一級海技士(航海)	甲種船長
	二級海技士(航海)	甲種一等航海士
	三級海技士(航海)	甲種二等航海士
		乙種船長
	四級海技士(航海)	乙種一等航海士
	五級海技士(航海)	乙種二等航海士
		丙種船長
六級海技士(航海)	丙種航海士	
機関部	一級海技士(機関)	甲種機関長
	二級海技士(機関)	甲種一等機関士
	三級海技士(機関)	甲種二等機関士
		乙種機関長
	四級海技士(機関)	乙種一等機関士
	五級海技士(機関)	乙種二等機関士
		丙種機関長
六級海技士(機関)	丙種機関士	
通信部	一級海技士(通信)	甲種船舶通信士
	二級海技士(通信)	乙種船舶通信士
	三級海技士(通信)	丙種船舶通信士

<最少安全配員証書について>

国際海事機関(IMO)が決議 A.1047(27) (2014年1月1日発効)「最少安全配員原則」として採択した指針に基づき、主管庁が最少安全配員を定めることを規定するため改正1974年 SOLAS 条約 V 章 14 規則が改定され、配乗基準設定に関する規定を全面的に実施すること、および最少安全配員を設定する上で考慮された運航要件あるいは制限および勤務時間の短縮について、透明性の確保された方法で示している文書を船内に備置しておくことを義務付けている。

このことを受け、船員法(昭和22年法律第100号)および本法の適用船舶であつて、国際航海に従事する船舶(1974年の SOLAS 条約第 I 章第 3 規則(1)並びに(3)から(6)までに掲げる船舶を除く。)の船舶所有者(法の適用を受ける者)は、「最少安全配員証書(MINIMUM SAFE MANNING DOCUMENT)」の交付を受けなければならない。

この「最少安全配員証書」には、配乗表に則り当該船舶の運航を安全に行うために必要な最少海員の人数及び資格証明等が記載されるため、この根拠の元となる関係書類を添えて船舶所有者の所在地又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(船舶の所在地が外国にある場合にあっては関東運輸局長)の本法に係る事務を所掌する部署に交付等の申請書を提出することとなる。

「最少安全配員原則」

過少員数と長時間労働を原因とする過重労働や疲労の結果として生じる職務遂行能力の低下は、船員の命や船舶の安全、海洋環境を危険にさらす事故につながることを考慮し、十分かつ効果的・効率的な配乗を行い、船舶の安全・安定、海上における安全航行・運航、港湾における安全な運航、負傷又は人命の損失の防止、海洋環境および財産の損害回避、疲労回避を通じた船員の福利・健康を確保するために、特定の船舶の船内に存在する実際の運航条件を考慮した決議。

2. 小型船舶操縦者の乗船に関する基準 (法 23 条の 31)

本法は、小型船舶の航行区域、構造その他小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して、小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格等に関する基準を政令で定めており(以下、「乗船基準」という。)、船舶所有者はこの乗船基準に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士に乗船させなければならない。

上記の規定は、船長が死亡、その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に小型船舶操縦者が不在となった場合には、当該小型船舶には適用しない。ただし、その航海の終了後はこの限りでない。

(1) 乗船基準 (令 10 条)

配乗表その他(小型船舶配乗表)「小型船舶」の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、「資格」の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

① 特定操縦免許 (法 23 条の 2 第 2 項、則 67 条)

一級又は二級小型船舶操縦士については、特定操縦免許を受有していなければ旅客船又は遊漁船など旅客の運送をする小型船舶に、小型船舶操縦者として乗船させてはならない。また、特殊小型船舶操縦士資格では、特定操縦免許を取得できない。

② 技能限定：湖川小出力限定・若年者限定（法 23 条の 3 第 2 項、則 68 条）

（i）1号限定（湖川小出力限定）（則 68 条 1 号）

航行する区域、小型船舶の大きさ、推進機関の出力のそれぞれにつき限定された範囲でのみ小型船舶操縦者として乗船することができる。

（ii）2号限定（若年者限定）（則 68 条 2 号）

大きさについて限定された小型船舶にのみ小型船舶操縦者として乗船することができる。

③ 設備等限定（法 23 条の 11 第 2 項、則 69 条）

小型船舶に乗船する者の身体の障害その他の状態に応じ、必要とされる設備を備えた小型船舶でなければ、小型船舶操縦者として乗船させてはならない。

（2）小型船舶操縦者以外の乗船（法 23 条の 35 第 1 項、令 11 条）

① 帆船以外の小型船舶であって沿海区域の境界から外側 80 海里以遠の水域を航行するときは、六級海技士（機関）又はそれ以上の海技免許受有者を機関長として乗船させなければならない。ただし、母船に搭載される小型船舶で、当該水域のうち母船から半径 2 海里以内の水域を除く。（則 125 条）

② 配乗表第 5 号（GMDSS 設備船）の旅客船（国際航海に従事しない A1 水域又は A2 水域のみを航行する旅客船を除く。）の部分に当てはまる小型船舶は、海技士（通信）又は海技士（電子通信）の海技免許受有者を通信長として乗船させなければならない。

配乗表第1号表（航海）

※総トン数20トン以上の船舶

令別表第一第1号

(旧就業範囲)

航行区域	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格
平水区域	200トン未満	船長	6N	200トン未満	船長	丙航士
			500トン未満	船長	乙二航	
	1600トン未満	船長	5N	1000トン未満	船長	乙一航
			1600トン以上	船長	乙一航	
	一航士	5N	1000トン以上	一航士	乙二航	
沿海区域又は丙区域	200トン未満	船長	6N	50トン未満	船長	丙航士
			200トン未満	船長	丙船長	
	500トン未満	船長	5N	500トン未満	船長	乙二航
			一航士		6N	一航士
	5000トン未満	船長	4N	1000トン未満	船長	乙一航
			一航士		5N	一航士
	5000トン以上	船長	3N	1000トン以上	船長	乙船長
			一航士		4N	一航士
近海区域（限定近海区域に限る）	200トン未満	船長	5N	50トン未満	船長	丙船長
			150トン未満	船長	乙二航	
	500トン未満	船長	4N	300トン未満	船長	乙一航
			一航士	5N	500トン未満	船長
		一航士	5N	500トン未満	一航士	乙二航
					一航士	乙二航
	5000トン未満	船長	4N	1000トン未満	船長	乙船長又は甲二航
					一航士	乙一航
		一航士	5N	2000トン未満	二航士	乙二航
					船長	乙船長
		一航士	5N	5000トン未満	一航士	乙一航
					二航士	乙二航
	5000トン以上	船長	3N	5000トン以上	船長	甲船長
			一航士		4N	一航士
二航士			5N		二航士	乙一航

(旧就業範囲)

航行区域	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	総トン数 G/T	船舶職員	海技資格	
近海区域又は乙区域	200トン未満	船長	5N	50トン未満	船長	丙船長	
			150トン未満	船長	乙二航		
	500トン未満	船長	4N	300トン未満	船長	乙一航	
			一航士		5N	500トン未満	船長
		一航士	5N	500トン未満	一航士	乙二航	
					一航士	乙二航	
	1600トン未満	船長	3N	1000トン未満	船長	乙船長又は甲二航	
			一航士		4N	一航士	乙一航
		一航士	4N	2000トン未満	二航士	乙二航	
					二航士	5N	二航士
	5000トン未満	船長	3N	5000トン未満	船長	乙船長	
			一航士		4N	一航士	乙一航
二航士			5N		二航士	乙二航	
5000トン以上	船長	1N	5000トン以上	船長	甲船長		
		一航士		3N	一航士	乙船長又は甲二航	
		二航士		4N	二航士	乙一航	
	一航士	5N	5000トン以上	三航士	乙二航		
				三航士	乙二航		
				三航士	乙二航		
遠洋区域又は甲区域	200トン未満	船長	4N	200トン未満	船長	乙一航	
			一航士		5N	一航士	乙二航
	500トン未満	船長	3N	300トン未満	船長	乙一航	
			一航士		4N	一航士	乙二航
		一航士	4N	500トン未満	二航士	乙二航	
					二航士	5N	二航士
	1600トン未満	船長	2N	1000トン未満	船長	甲一航	
			一航士		3N	一航士	乙船長又は甲二航
			二航士		4N	二航士	乙一航
	5000トン未満	船長	2N	5000トン未満	船長	甲一航	
			一航士		2N	一航士	甲一航
			二航士		3N	二航士	甲二航
一航士		4N	5000トン未満	三航士	乙一航		
				三航士	4N	三航士	乙一航
				三航士	4N	三航士	乙一航
5000トン以上	船長	1N	5000トン以上	船長	甲船長		
		一航士		2N	一航士	甲一航	
		二航士		3N	二航士	甲二航	
一航士	3N	5000トン以上	三航士	甲二航			
			三航士	3N	三航士	甲二航	

- ① 新配乗表の海技資格欄のNは、海技士（航海）
- ② [] は、履歴限定あり。
- ③ [] は、航行区域が近海1区の場合資格は乙一航で可
- ④ 国際航海をする船舶は国際トン数
- ⑤ その他は船舶国籍証書に記載された総トン数

配乗表第2号表 (機関)

※総トン数20トン以上の船舶

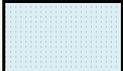
令別表第一第2号

(旧就業範囲)

航行区域	機関出力 kw	船舶 職員	海技 資格	総トン数 G/T	船舶 職員	海技 資格	
平水区域	750kw 未満	機関長	6E	200ト未満	機関長	丙機士	
				500ト未満	機関長	乙二機	
	3000kw 未満	機関長	5E	1000ト未満	機関長	乙一機	
				3000kw 以上	機関長 一機士	4E 5E	
	沿海区域又は丙区域	750kw 未満	機関長	6E	50ト未満	機関長	丙機士
					200ト未満	機関長	丙機長
1500kw 未満		機関長 一機士	5E 6E	500ト未満	機関長 一機士	乙二機 丙機士	
				1000ト未満	機関長 一機士	乙一機 乙二機	
6000kw 未満		機関長 一機士	4E 5E	1000ト以上	機関長 一機士	乙機長 乙一機	
				750kw 未満	機関長	5E	
近海区域(限定近海区域に限る)		750kw 未満	機関長	5E	50ト未満	機関長	丙機長
					150ト未満	機関長	乙二機
		1500kw 未満	機関長 一機士	4E 5E	300ト未満	機関長 一機士	乙一機 丙機長
					500ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙二機
		6000kw 未満	機関長	4E	1000ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙一機
					2000ト未満	機関長 一機士	乙機長 乙一機
	一機士		5E	5000ト未満	一機士 二機士	乙一機 乙二機	
				6000kw 以上	機関長 一機士 二機士	3E 4E 5E	
	6000kw 以上	機関長	3E	5000ト以上	機関長 一機士	甲機長 乙機長又は甲二機	
				一機士	4E	乙一機	
		二機士	5E	5000ト以上	二機士	乙一機	
				二機士	5E	乙二機	

(旧就業範囲)

航行区域	機関出力 kw	船舶 職員	海技 資格	総トン数 G/T	船舶 職員	海技 資格	
近海区域又は乙区域	750kw 未満	機関長	5E	50ト未満	機関長	丙機長	
				150ト未満	機関長	乙二機	
	1500kw 未満	機関長	4E	300ト未満	機関長 一機士	乙一機 丙機長	
				500ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙二機	
		一機士	5E	1000ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙一機	
				2000ト未満	機関長 一機士	乙機長 乙一機	
	3000kw 未満	機関長	3E	5000ト未満	機関長 一機士	乙機長 乙一機	
				一機士	4E	二機士 乙二機	
		二機士	5E	5000ト未満	二機士	乙二機	
				6000kw 未満	機関長 一機士 二機士	3E 4E 5E	
		6000kw 未満	機関長	3E	5000ト以上	機関長 一機士	乙機長 乙一機
					一機士	4E	乙二機
	二機士		5E	三機士 乙二機			
	遠洋区域又は甲区域	750kw 未満	機関長	4E	200ト未満	機関長 一機士	乙一機 乙二機
					一機士	5E	乙二機
		1500kw 未満	機関長	3E	300ト未満	機関長 一機士	乙一機 乙二機
					500ト未満	機関長 一機士	乙機長又は甲二機 乙一機
			一機士	4E	1000ト未満	一機士	乙一機
3000kw 未満					機関長 一機士 二機士	2E 3E 4E	
3000kw 未満		機関長	2E	5000ト未満	機関長 一機士	甲一機 乙機長又は甲二機	
				一機士	3E	乙一機	
		二機士	4E	二機士 甲二機 三機士 乙一機			
6000kw 未満		機関長	2E	5000ト以上	機関長 一機士	甲機長 甲一機	
				一機士	2E	甲二機	
		二機士	3E	5000ト以上	二機士	甲二機	
	三機士			3E	甲二機		

- ① 新配乗表の海技資格欄のEは、海技士(機関)の意味である。
- ②  は、履歴限定あり。
- ③  は、航行区域が近海1区の場合
⇒資格は乙一機で可
- ④ 新配乗表の機関出力は、馬力×0.7355=(kw)で計算する。
- ⑤ 旧配乗表の総トン数は、船舶国籍証書に記載された総トン数

配乗表第3号表(近代化船)

令別表第一第3号

第1種船(18人=A段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
二航士	3N	二機士	3E
運航士	3号×2		
	3号×1	1号×1	2号×1
	1号×2	2号×2	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)					
その①	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格	
	船長	1N	機関長	1E	
	運航士	4号×1	5号×1	3号×1	
		4号×1	5号×1	1号×1	2号×1
通信長	1				

第2種船(16人=B段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
運航士	3号×3		
	3号×2	1号×1	2号×1
	3号×1	1号×2	2号×2
	1号×3	2号×3	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)				
その②	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
	船長	1N	機関長	1E
			一機士	2E
	運航士	4号×1	3号×1	1号×1
4号×1		1号×2	2号×1	
通信長	1			

第3種船(14人=C段階)			
船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
船長	1N	機関長	1E
一航士	2N	一機士	2E
運航士	3号×2		
	3号×1	1号×1	2号×1
	1号×2	2号×2	
通信長	1		

第4種船(11人=P段階)				
その③	船舶職員	海技資格	船舶職員	海技資格
	船長	1N	機関長	1E
	一航士	2N		
	運航士	5号×1	3号×1	2号×1
5号×1		1号×1	2号×2	
通信長	1			

運航士の種類	資格
1号職務: 船橋当直の職務を行うもの	船橋当直三級海技士(航海)[3NW]
2号職務: 機関当直の職務を行うもの	機関当直三級海技士(機関)[3EW]
3号職務: 船橋当直の職務を行うもの	船橋当直三級海技士(航海)[3NW]及び 機関当直三級海技士(機関)[3EW]
4号職務: 航海士の行う職務と運航士(2号)の職務を行うもの	航海士の海技免状(2N)及び 機関当直三級海技士(機関)[3EW]
5号職務: 機関士の行う職務と運航士(1号)の職務を行うもの	機関士の海技免状(2E)及び 船橋当直三級海技士(航海)[3NW]

配乗表第4号表・第5号表（通信）
令別表第一第4号、第5号

第4号〔無線電信〕

区分	国際航海	航行区域	総トン数	旅客数	船舶職員	新資格	旧資格	
旅客船	非国際航海	平水区域 沿海区域			通信長	2R	乙通	
			500トン未満		通信長	2R	乙通	
		近海区域 遠洋区域	500トン以上		通信長	1R	甲通	
					二通	2R	乙通	
		国際航海	沿海区域	500トン未満で旅客が250人以下		通信長	2R	乙通
				500トン以上又は旅客が250人以上		通信長	1R	甲通
	近海区域		500トン未満で旅客が250人以下		通信長	2R	乙通	
			500トン以上で旅客が250人以下		通信長	1R	甲通	
	遠洋区域		250人以上		通信長	1R	甲通	
					二通	2R	乙通	
					三通	2R	乙通	
			500トン未満で旅客が250人以下		通信長	1R	乙通	
					通信長	1R	甲通	
					二通	2R	乙通	
	貨物船	非国際航海	沿海区域			通信長	2R	乙通
						通信長	2R	乙通
通信長						1R	甲通	
通信長						1R	甲通	
国際航海	近海区域	5000トン未満		通信長	2R	乙通		
		5000トン以上		通信長	1R	甲通		
	遠洋区域			通信長	1R	甲通		
				通信長	1R	甲通		
漁船		500トン未満		電気通信業務あり	通信長	2R	乙通	
				電気通信業務なし	通信長	3R	丙通	
		500トン以上1600トン未満		通信長	2R	乙通		
			1600トン以上		通信長	1R	甲通	

① 新資格欄のRは、海技士（通信）のことである。

第5号〔GMDSS設備船〕

区分	国際航海・水域・装置の保守等		船舶職員	資格	
旅客船	非国際	陸上保守又は設備の二重化	通信長	3Re	
		船上保守	通信長	2Re	
	国際航海	A1/A2	陸上保守又は設備の二重化	通信長	3Re
			船上保守	通信長	2Re
		A3/A4	陸上保守+設備の二重化	通信長	3Re
			船上保守+陸上保守 船上保守+設備の二重化	通信長	1Re
貨物船	国際航海	陸上保守+設備の二重化	通信長	3Re	
		船上保守+陸上保守 船上保守+設備の二重化	通信長	2Re	
漁船 (第一種/第二種)	インマルサット無線設備を有するもの	設備の二重化	インマルサット二重化	通信長	4Re
			インマルサット以外の設備	通信長	3Re
		陸上保守	通信長	4Re	
		船上保守	通信長	2Re	
	インマルサット無線設備を有しないもの	陸上保守+設備の二重化	通信長	3Re	
		船上保守	通信長	2Re	

① 資格欄のReは、海技士（電子通信）を表す。

② 水域欄のA1/A2/A3/A4は、次の水域である。

水域の範囲

・A1→VHF（超短波）海岸局から25マイル以内の海域

・A2→MF（中波）海岸局から150マイル以内の海域

・A3→インマルサットによる通信範囲内の海域（緯度70度以下の海域）であってA1海域及びA2海域外の海域

・A4→A1、A2及びA3海域以外の海域

③ 300トン以上の第三種漁船は、貨物船として取り扱われる。

<コラム>

通信に関しては、現在殆どの船舶がGMDSS適用船舶に移行しているため、5号表による配乗が大半を占めているが、本邦台湾航路の貨物船など、一部に4号表による配乗が認められている場合もあり、その場合は、三級海技士（通信）又は二級海技士（通信）といったGMDSS設備機器の取扱が出来ない海技免状での配乗が可能である

配乗表（その他）第7～9号表及び小型船舶配乗表

令別表第一第7号、第8号、第9号

令別表第二

第7号〔試運転を行う船舶〕

	総トン数	職員	資格
甲板部	200トン未満	船長	6N
	500トン未満	船長	5N
	1600トン未満	船長	4N
	5000トン未満	船長	3N
	5000トン以上	船長	1N
一航士		3N	
	機関出力	職員	資格
機関部	750kw未満	機関長	6E
	1500kw未満	機関長	5E
	3000kw未満	機関長	4E
	6000kw未満	機関長	3E
	6000kw以上	機関長	1E

第8号〔航行の用に供されない船舶〕

船舶	職員	資格
航行の用に供されない船舶であって省令で定めるもの	船長	6N、6E、3R、4Re

★則60条の11

休漁中の漁船、又は解撤、譲渡、貸渡しの手続きのために航行の用に供されない船舶であって契約書等の証する書類を備えているもの

第9号〔引かれて航行する船舶〕

船舶	職員	資格
引かれて航行する船舶	船長	当該船舶の航行する区域を航行区域とし、かつ、その総トン数と同一の総トン数を有する船舶について甲板部配乗表上必要とされる船舶職員に係る資格

★則127条

特殊小型船舶の基準（水上オートバイ）

- ア、長さ4メートル未満、かつ、幅1.6メートル未満の小型船舶
- イ、定員が2名以上の小型船舶にあつては、操縦位置及び乗船者の着座位置が直列のもの
- ウ、ハンドル方式の操縦装置を用いる小型船舶その他の身体のバランスを用いて操縦を行うことが必要な小型船舶
- エ、推進機関として内燃機関を使用したジェットポンプを駆動させることによって航行する小型船舶
- オ、操縦者が船外に転落した際、推進機関が自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の小型船舶が船外に転落した操縦者から大きく離れないような機能を有すること

〔小型船舶〕

小型船舶		職員	資格
特殊小型船舶（主に水上オートバイ）		船長	特殊
沿岸小型船舶	省令内海域	船長	二級又は一級
外洋小型船舶	上記以外	船長	一級
	帆船以外で省令で定める区域を航行	船長 機関長	一級 6E

★令別表第二（船舶の種類）

I 特殊小型船舶

⇒小型船舶であつてその構造その他の事項に関し省令で定める基準に適合するもの

II 沿岸小型船舶

⇒特殊小型船舶以外の小型船舶であつて次のいずれかに該当するもの

①近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であつて、沿海区域のうち省令で定める区域のみを航行するもの

②母船に搭載される小型船舶であつて省令で定めるもの

③引かれて航行する小型船舶であつて省令で定めるもの

III 外洋小型船舶

⇒特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶

★施行規則

I 特殊小型船舶の区域

法令上は定め無し（船舶検査証書上の航行区域欄の定め（距岸2海里以内）による）

II 沿岸小型船舶の省令で定める区域

①の区域 ア、平水区域

イ、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域

②の区域 母船から半径1海里以内の区域

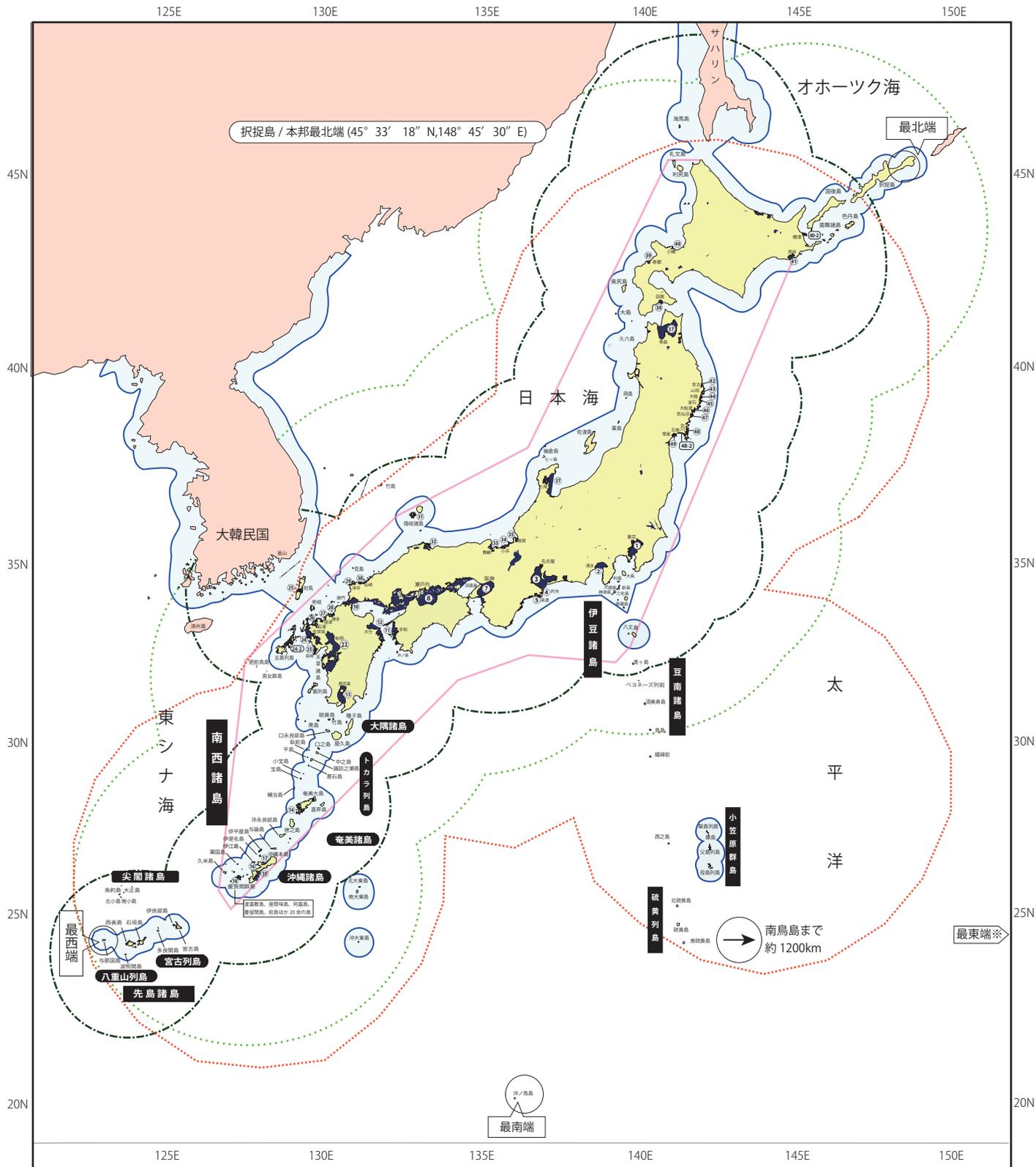
③の区域 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶であつて上記①の区域

III 外洋小型船舶の省令で定める区域

沿海区域の境界からその外側80海里以遠の水域（母船搭載型小型船舶で母船から半径2海里以内の区域を除く）

日本周辺図

航行区域と GMDSS 限定水域



与那国島 / 本邦最西端 (24° 26' 58" N, 122° 56' 01" E)

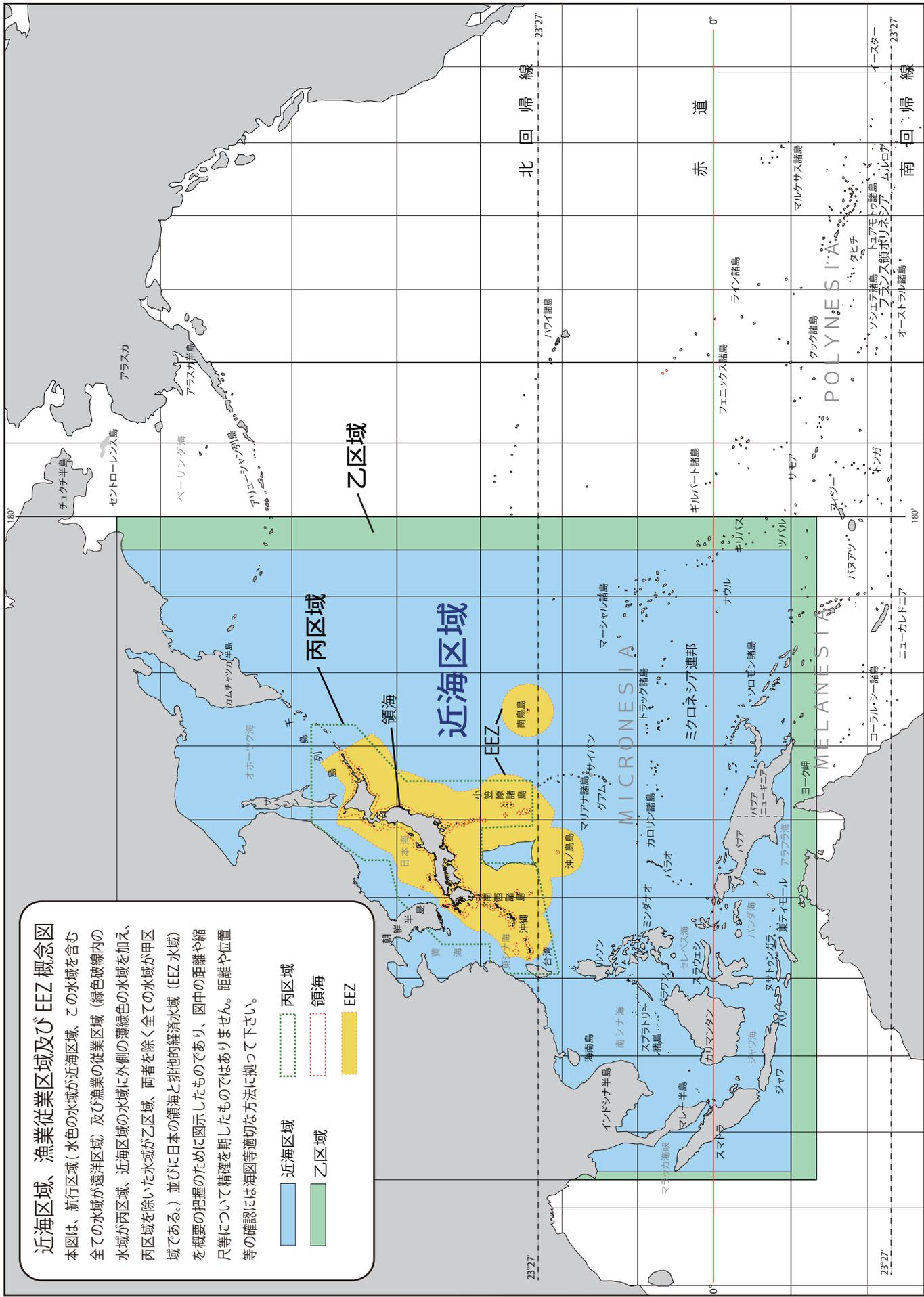
沖ノ鳥島 / 本邦最南端 (20° 25' 31" N, 136° 04' 11" E)

南鳥島 / 南硫黄島の東 / 図中→約 1,200km
 ※ 本邦最東端 (24° 16' 59" N, 153° 59' 11" E)

- 沿海区域
- 限定近海区域
- - - A2 水域
- NAVTEX 水域
- N-STAR 通信域



※本図は航行区域等の概要把握のために図示したものであり、図中の距離や縮尺等において精度を期したものではありません。個別の位置等の確認は海図等適切な方法に拠って下さい。



近海区域、漁業従業区域及びEEZ概念図

本図は、航行区域（水色の水域が近海区域、この水域を含む全ての水域が遠洋区域）及び漁業の従業区域（緑色破線内の水域が丙区域、近海区域の水域に外側の薄緑色の水域を加え、丙区域を除いた水域が乙区域、両者を除く全ての水域が甲区域である。）並びに日本の領海と排他的経済水域（EEZ 水域）を概要の把握のために図示したものであり、図中の距離や縮尺等については精確を期したものではありません。距離や位置等の確認には海図等適切な方法に拠って下さい。

- 近海区域
- 乙区域
- 丙区域
- 領海
- EEZ

第2節 航海中の欠員

(1) 航海中の欠員

法第18条(乗組み基準)の規定によって、船舶職員として乗り組んだ海技士が、航海中に死亡その他やむを得ない事由によって欠員となった場合には、その限度において、当該船舶について乗組み基準の適用を除外することとしている。ただし当該航海が終了したならば、その欠員を補充しなければならない。(法19条1項)

「やむを得ない事由」とは、その例示として死亡があげられているように、行方不明、病気下船等客観的に欠員の状態であることが容認される事由であって、具体的には個々の事例に即して判断される。

(2) 欠員の届出

海技士の死亡その他やむを得ない事由により船舶の航海中に船舶職員に欠員を生じた場合は、船舶所有者は、遅滞なく、欠員届出書2通を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長に提出(地方運輸局長が管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することができる)しなければならない。届出の受理後、受理印が押された届出書1通が返却される。(次ページ参照)

なお、船舶所有者(船舶が貸渡しされている場合には、船舶借入人)の住所地が本邦外にあるときは、関東運輸局長が提出先となる。(法19条2項、則62条)

(3) 欠員補充命令

海技士の死亡その他やむを得ない事由により、船舶の航海中に欠員を生じた場合は、国土交通大臣は欠員届出書その他の資料により、欠員補充の必要の有無を検討し、必要があると認めるときは、船舶所有者に対して、当該欠員の補充を命ずることができる。(法19条3項)

(4) 欠員届の提出及び必要書類

申請書に添付する必要書類は当該船舶の種類・態様によって異なる。

【申請必要書類及び提出先】

提出先	船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長に提出(地方運輸局長が管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することができる)
必要書類	
1. 欠員届出書	2通
2. 検査証書等	届出書の記載事項を確認するために必要な検査証書等の書類の写し 添付書類については事前に確認を取ること
3. 海技免状等	欠員を生じた部門の海技士の海技免状等資格の写し
4. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合(注)

欠員届出書

下記船舶は、航海中に船舶職員に欠員を生じたので船舶職員及び小型船舶操縦者法第 19 条第 2 項の規定により届出をします。

平成 29 年 8 月 27 日

届出者氏名又は名称 **〇〇〇水産株式会社**
 現 住 所 **静岡県焼津市中港〇〇〇番地**
 代表取締役 **〇〇 〇〇〇**
 代理人 **海事代理士 海事任三郎**



中部運輸局長 殿

右届出を受理した平成 29 年 8 月 30 日中部運輸局 部

船 名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類並びに船舶の用途	航行区域は従業区域	船舶所有者の氏名又は名称
第×××丸	国際トン数 1234 トン 1999 kW	汽 船 ディーゼル 無線電話 漁 船	第一種 乙	〇〇〇水産株式会社
欠員の状態	欠員発生の時期	平成 29 年 8 月 24 日	欠員発生の地 点	オーストラリア ホバート港
	欠員発生の事由	病 気		
	欠 員	職 名	資 格	
	欠員を生じた部門の海技士	二等機関士 機 関 長 一等機関士	四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 五級海技士(機関)	
その後の航海の概要	平成 29 年 8 月 31 日 オーストラリアホバート港出港後、操業を継続し、11 月末帰港予定。			
欠員補充の見込み	次回本邦出港時までには補充します。			
その他				

1 令附則第 2 項の規定により旧乗組み基準により船舶職員を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

2 「欠員を生じた部門の海技士」の欄には、欠員となった者の属する部門の海技免状を受有する者の職名及び海技免状の種類を記載すること。

3 「その後の航海の概要」の欄には、寄港地、目的地、所要航海日数及び航海終了予定日を記載すること。

4 「欠員補充の見込み」の欄には、補充できる日時及び地名、補充できないときはその事由を詳細に記載すること。

5 「その他」の欄には、実習生又は旅客の員数等を記載すること。

第3節 乗組み基準の特例

国土交通大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の様相が特殊であること、その他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保できると認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。(法20条1項)

国土交通大臣は、上記の許可をするときは、当該船舶にその指定する船舶職員として乗り組ませるべき海技士の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。(法20条2項)

(1) 上記の国土交通省令で定める事由は、以下のとおりである。(則63条1～6号)

- ① 船舶が特殊の構造又は装置を有していること
- ② 航海の様相が特殊であること
- ③ 入渠し、又は修繕のため係留していること
- ④ 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事する船舶
- ⑤ 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、STCW条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

上記規則①～④、⑥について、国土交通省海事局は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務取扱について」(平成29年4月13日、国海技第14号の2)で、対象船舶、船舶職員指定の内容、許可期間等、具体的内容を定めている。

<乗組み基準特例対象船舶の例>

則 63 条	対象船舶	
第 1 号	船舶が特殊の構造又は装置を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ① 水上用エアークッション船 ② 同一人により操舵及び機関の運転ができる船舶 ③ 潜水調査船 ④ 石油掘削用作業船 ⑤ 起重機船 ⑥ 近代化船に準ずる設備を有する船舶 ⑦ 限定近海区域を航行区域とするガスタービン駆動ウォータージェット推進式水中翼船 ⑧ 高速旅客船（貨客船を含む） ⑨ 港湾作業用タグボート ⑩ トン数に比して著しく機関出力が大きく、航行区域が限定され、かつ、運航形態が特殊な貨物船 ⑪ トン数に比して機関出力が著しく大きい漁船 ⑫ トン数に比して著しく機関出力が大きいレジャー用船舶 ⑬ 海難救助の用に供する船舶 ⑭ 港湾運送事業に使用する船舶 ⑮ 機関整備作業が著しく軽減されている高速旅客船 ⑯ 航行中の機関整備作業が大幅に軽減されている貨物船 ⑰ 高度船舶安全管理システムを導入した貨物船
第 2 号	航海の態様が特殊であること	<ul style="list-style-type: none"> ① 試運転船 ② 随伴して航行する船舶 ③ 集団操業を行う近海かつお・まぐろ漁船 ④ 集団操業を行ういか釣り漁船（指揮船及び集団操業するその他の船舶） ⑤ 修理地等への回航のため臨時に航行区域を変更する船舶 ⑥ 航海の態様が限定近海区域を航行する船舶と同等である船舶
第 3 号	入渠し、又は修繕のために係留していること	<ul style="list-style-type: none"> ① 入渠し、又は修繕をするものその他一時航行の用に供しない船舶（20 トン以上の船舶）
第 4 号	本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事する船舶	<ul style="list-style-type: none"> ① 海外基地漁業に従事する漁船 ② 太平洋中央海域における海外まき網漁業に従事する船舶
第 6 号	前各号に定めるもののほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由	<ul style="list-style-type: none"> ① 帆船から汽船に登録替えされた船舶 ② 国際航海に従事する漁船 ③ 台湾航路に従事する貨物船 ④ 無線電信施設の非強制船舶 ⑤ A3 水域又は A4 水域を航行する漁船 ⑥ A3 水域のうち沿海区域を航行する旅客船（貨客船を含む。）

※ 対象船舶の条件、船舶職員指定の内容、許可期間等、具体的内容については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条に係る事務取扱について」（平成 29 年 4 月 13 日、国海技第 14 号の 2）で確認すること。

(2) 特例許可申請の提出先

法第 20 条の特例許可の申請をする者は、則 14 号様式の乗組み基準特例許可申請書を、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（船舶所有者の主たる事務所の所在地が本邦外にあるときは、関東運輸局長。また、外国において領事官の許可を申請する場合にあっては領事官。）に提出しなければならない。

ただし、則第 63 条 5 号に掲げる事由（締約国の資格証明書を受有する者の特例）により許可を申請する場合にあっては、国土交通大臣（外国において領事官の許可を申請する場合にあっては、領事官）に提出しなければならない。（則 64 条）

提出期限：許可希望日の 2 週間前までが望ましい。

(3) 乗組み基準特例許可申請の必要書類

申請書に添付する必要書類は特例の種類・態様によって異なる。

【申請必要書類及び提出先】

提出先	船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（地方運輸局長が管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することができる）
添付書類	
1. 船舶国籍証書	写し可
2. 船舶検査証書 船舶検査手帳	写し可 船舶検査手帳は申請書の記載事項を確認するために必要な部分
3. 漁業許可証等	写し可 漁業法の適用対象となる漁船 その他同法に基づき許可等を受けていることを証明する書類
4. 裸備船契約書等	写し可 船舶借入人が船舶職員の配乗行っている場合
5. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合
6. その他の許可条件を満たしていることを証明する書類	添付書類については事前の確認を取ること <必要となる書類の例> <ul style="list-style-type: none"> ・国際トン数証書を所持している場合は本証又はその写し ・集団操業、基地漁業など特殊な漁法による漁船の場合、組合や連合会などの所属証明書及び漁法の手引書など関連書類 ・通信長の省略の場合は無線従事者選任を証する書類、無線局免許状及び海技士（通信）免許に代わる無線従事者免許の本証又はその写し、また、所属団体、関係者などと常時連絡体制が整っていることの誓約書 ・係留船（20 トン以上）の場合は「船長」として船舶に留まる者の資格を証明する海技免状（航海でも機関でも構わない。）又はその写し（ただし小型船舶操縦者免許を除く。）、及び係留地と係留方法などを記した図面 ・試運転において機関長を省略する場合、代わりに乗り組む知識、経験を有する者（造船所の機関担当者など）の経歴・職歴を証する書面 ・継続的に乗組み基準特例許可を申請する場合は、前回の許可証の本証又はその写し ・その他、航行上の体制、設備、運用方法および整備記録や各マニュアルなど、国土交通省が必要と認める書類

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条第 1 項 (第 23 条の 32 第 1 項) の規定による乗組み基準 (乗船基準) によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

平成 29 年 8 月 27 日

申請者氏名又は名称 **海事海運株式会社**
 代表取締役 **〇〇 〇〇〇**
 現 住 所 **東京都中央区湊三丁目 16 番 2 号**
 代 理 人 **海事代理士 海事任三郎**



関東運輸局 東京運輸支局長 殿

船 舶 名	総トン数及び 推進機関の出力	船舶、推進機関及 び無線設備の種類	航行区域又は 従 業 区 域	船舶所有者の 氏名又は名称
海事丸	499 トン 1000 kW	汽船、発動機 1 箇	沿海区域	海事海運 株式会社
申 請 事 由	修繕のための係留 予定係留期間：平成 29 年 9 月 1 日 ~ 平成 29 年 11 月 30 日			
指定を受けようとする船舶職員 (小型船舶操縦者) 及びその資格	船舶職員 (小型船舶操縦者)		海技士 (小型船舶操縦士) の資格	
	船 長		海技士	
	船長以外の船舶職員		乗組み省略	

(注)

- 1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。
 - (1) 特殊の構造又は装置を有する場合にあっては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査証書の有効期間満了の日を付記すること。
 - (2) 航海の態様が特殊である場合にあっては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。
 - (3) 入渠し、又は修繕のため係留する場合にあっては、その期間を付記すること。
 - (4) 基地漁業の場合にあっては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。
 - (5) 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあっては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。
- 2 船舶職員 (小型船舶操縦者) の省略を申請しようとするときは、「船舶職員 (小型船舶操縦者)」欄に船舶職員名 (小型船舶操縦者) 及び省略の理由を記載すること。
- 3 令附則第 2 項の規定により旧乗組み基準により船舶職員 (小型船舶操縦者) を乗り組ませている漁船にあっては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第3章 海技士の免許

第1節 概要（法4条1項、2項）

船舶の航行の安全を図るためには、海技士という一定の知識及び技能を有する者を船舶職員として乗り組ませなければならず、船舶職員になるためには海技士の免許（以下「海技免許」という）を受けなければならない。

船員の乗組み体制は船舶の運航を担当する甲板部、機関の運転・整備を担当する機関部及び他船や陸上との通信を行う通信部に分かれており、各部の船舶職員及びそれを補佐する部員で構成されている。

船員の乗組み体制例



<職名のはなし>

第2章の「配乗表」及び上記「船員の乗組体制例」にあるように、一つの船舶を安全に運航するために乗組む船員には、配乗表によって決められた職員（以下、「法定職員」という。）と船員法の航海当直にかかる職員及び部員、その他の部門にかかる乗組員により構成されている。

例えば、外航貨物船などは一度航海に出れば、長期間、船は休むことなく24時間走り続けことになるため、船員が労働過多にならないような労働環境を考慮の上、多数の船員が交代で船の運航を監視することになる。このようなことから船長以外の法定職員である船舶職員は、同じ職務の者が複数いることから混乱をさけるため、職名の前に「次席」「三席」等の序列を表す役職名が付いている。

例：一等航海士（機関士）⇒ 次席一等航海士（機関士）⇒ 三席一等航海士（機関士）

商船の船舶職員は、一等航海士が長であるため「首席」という名の役職名は存在せず、単に「一等航海士（機関士）」となる。

資格

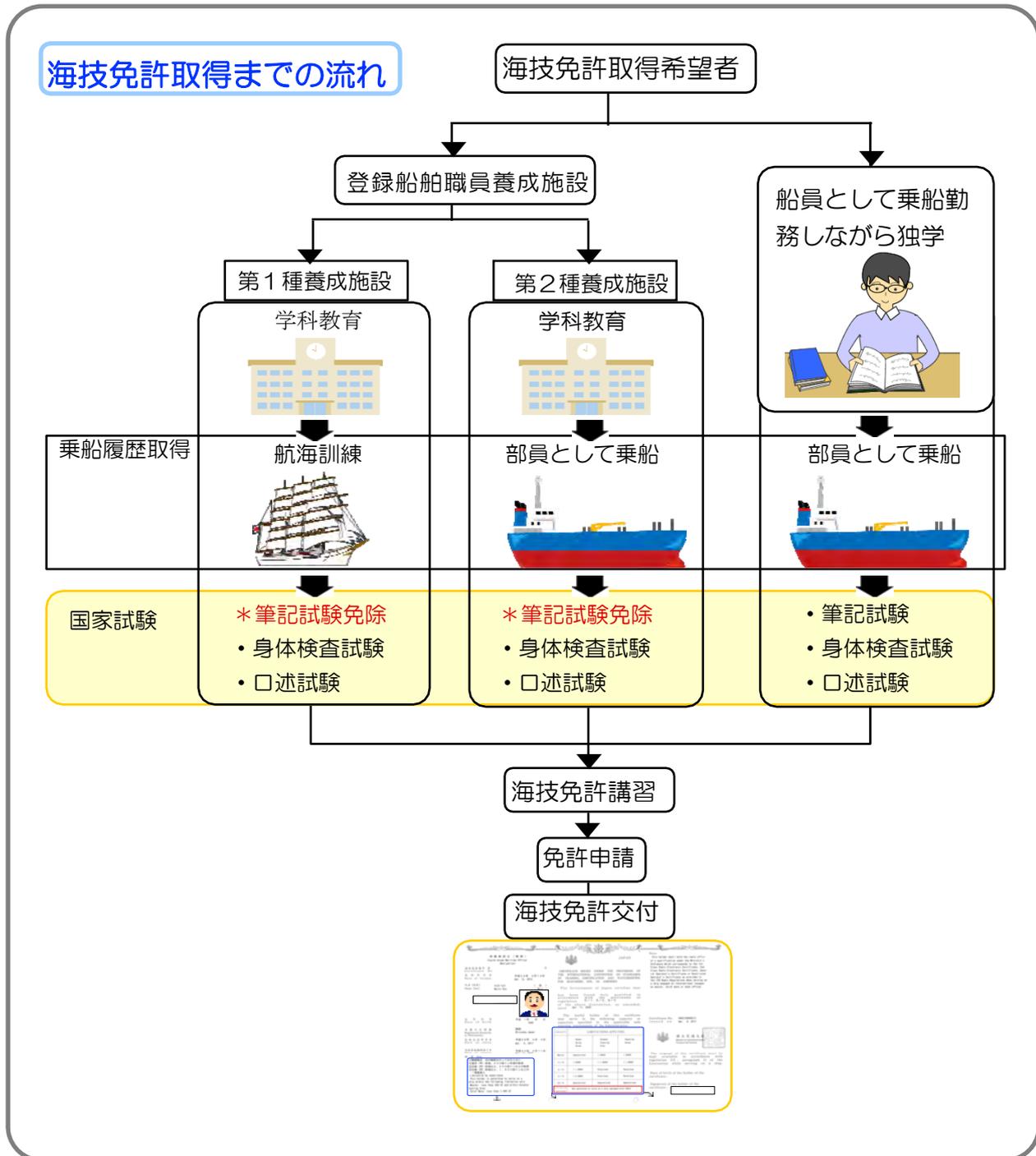
海技免許の種類（法5条1項）

海技士(航海)	海技士(機関)	海技士(通信)	海技士(電子通信)
一級海技士(航海)	一級海技士(機関)	一級海技士(通信)	一級海技士(電子通信)
二級海技士(航海)	二級海技士(機関)	二級海技士(通信)	二級海技士(電子通信)
三級海技士(航海)	三級海技士(機関)	三級海技士(通信)	三級海技士(電子通信)
四級海技士(航海)	四級海技士(機関)		四級海技士(電子通信)
五級海技士(航海)	五級海技士(機関)		
六級海技士(航海)	六級海技士(機関)		

※ 一級海技士(通信)は、一級海技士(電子通信)の上級である。

海技免許の取得方法

海技免許の取得方法は、通常、船舶職員養成のための学校（高等学校・海技教育機構・商船高専・海洋大学等）やJEIS（（一財）日本船舶職員養成協会）などの船舶職員養成施設（以下「学校等」という）で一定期間教育及び訓練を受けることにより、取得する方法が一般的である。この場合、学校等で学科試験に必要な知識を勉強し、航海訓練を経て各種試験に必要な乗船履歴を満たした後、海技試験を受験することになる。



第2節 海技士国家試験の申請

(1) 試験の内容

海技試験は、船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる。(法13条の1)

海技試験は、身体検査及び学科試験とする。(法13条の2)

学科試験は、筆記試験と口述試験の2種類とする。(則23条)

① 資格別による試験の種別

海技試験は、次に掲げるとおりの種別である。(則21条)

海技士(航海)	海技士(機関)	海技士(通信)	海技士(電子通信)
一級海技士 二級海技士 三級海技士 四級海技士 五級海技士 六級海技士 船橋当直三級海技士	一級海技士 二級海技士 三級海技士 四級海技士 五級海技士 六級海技士 ※ 機関当直三級海技士	一級海技士 二級海技士 三級海技士	一級海技士 二級海技士 三級海技士 四級海技士
	内燃機関二級海技士 内燃機関三級海技士 内燃機関四級海技士 内燃機関五級海技士 内燃機関六級海技士		

※ 六級海技士(機関)試験は、昭和58年STCW条約時の法改正以降、実施されていない。
(平成30年4月1日現在)

② 試験期日による種別

海技士国家試験は各地方運輸局において年4回(試験開始日:2月1日、4月10日、7月1日、10月1日)実施される定期試験と、必要に応じて実施される臨時試験の二種類がある。試験は、学科試験(筆記試験と口述試験)と身体検査があり、各資格別に行われる。(則22条)

定期試験	試験申請受付期間は、試験開始期日の35日前から(2月定期試験については40日前から)15日前まで。 学科試験のうち口述のみ申請する者については、試験開始日の前日までとする。
臨時試験	国土交通大臣がその都度公示する。

(2) 受験要件

海技士国家試験を受験するためには、受験のための年齢及び一定の乗船履歴を有していなければならない。(法14条の1)(巻末資料「海技士試験に必要な乗船履歴表」参照)

また、海技士(通信)及び海技士(電子通信)の試験については、電波法上の無線従事者の免許を有し、かつ、船舶局証明を受けたものでなければならない。(法14条の3)

① 受験年齢

海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての試験は、試験開始期日の前日までに、17歳9月に達した者でなければ受験することはできない。(則24条1項)

なお、海技士(航海)及び海技士(機関)の資格に係る試験についての受験年齢に制限はないが、海技免許の申請時に18歳に達していなければならない。(法6条1項1号)

② 身体検査基準

身体検査は、下表(則別表第3)の検査項目の欄に掲げる項目別に行い、その合格基準は、同表に定める身体検査基準によるものとし、身体検査に合格しない者に対しては、学科試験のうち口述試験は行わない。(則40条、41条)

検査項目	合格基準	
視力 (五メートルの距離で万国視力表による。)	海技士(航海)	視力(矯正視力を含む。)が、両眼共に0.5以上であること。
	海技士(機関)	視力(矯正視力を含む。)が、両眼で0.4以上であること。
	海技士(通信) 海技士(電子通信)	視力(矯正視力を含む。)が、両眼共に0.4以上であること。
色覚	船舶職員として職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。	
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。	

【色覚検査の手順について】

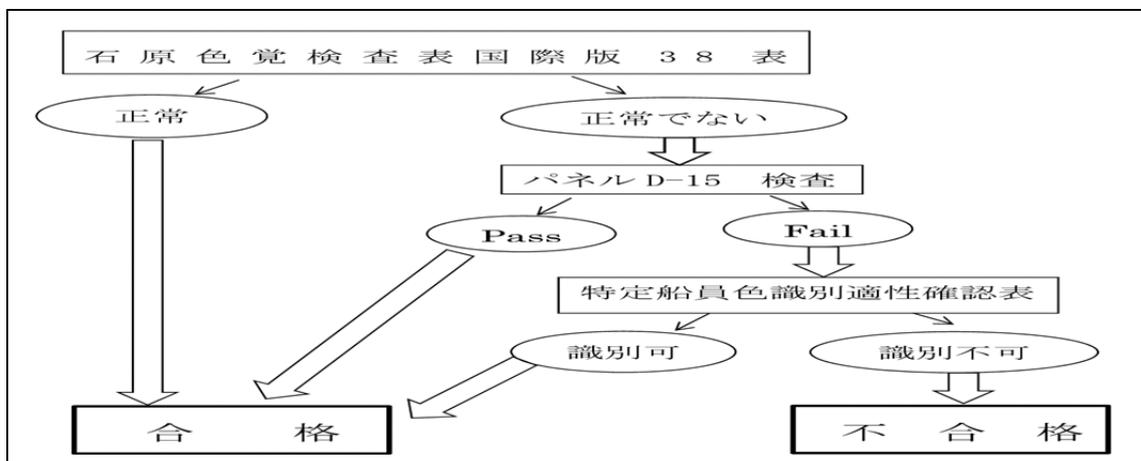
(ア) 石原色覚検査表国際版38表(以下「石原表」という。)により判定する。

(イ) 石原表により正常でないとは判定された場合は、パネルD-15により判定する。

(ウ) 上記(イ)のパネルD-15で不合格と判定された場合は、「特定船員識別適性確認表」により、業務上必要な色の識別が行えるか否かを確認する。

ただし、海技士(機関)、海技士(通信・電子通信)の身体検査のみ実施する。

海技士(航海)については、従来どおり(ア)及び(イ)により判定する。



③ 乗船履歴

海技士試験を受けようとするものは、巻末資料「海技士試験に必要な乗船履歴表」の定める乗船履歴を有していなければならない、その乗船履歴には試験開始日前5年以内のものが含まれている必要がある。

○乗船履歴として認めない履歴

次のいずれかに該当する履歴は、乗船履歴として認めない。(則 29 条)

(ア) 15 歳に達するまでの履歴

(イ) 試験開始期日からさかのぼり、15 年を超える前の履歴

(ウ) 主として、船舶の運航、機関の運転 又は 船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴 (三級海技士(通信)試験又は海技士(電子通信)試験に対する乗船履歴の場合を除く。)

○乗船期間の計算

(ア) 乗船履歴の乗船期間を計算するには、乗船の日から起算し、末日は終了しないときでも 1 日として算入する。(則 30 条 1 項)

(イ) 月又は年で定める乗船期間は、暦に従って計算し、月又は年の初めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応ずる日の前日をもって満了する。ただし、最後の月又は年に応日がないときは、その月の末日をもって満了するものとする。(則 30 条 2 項)

(ウ) 乗船期間を計算するには、1 月に満たない乗船日数は、合算して 30 日になるときは 1 月とし、1 年に満たない乗船月数は、合算して 12 月になるときは 1 年とする。(則 30 条 3 項)

(例 1) 雇入日：平成 26 年 3 月 31 日 雇止日：平成 26 年 11 月 10 日

計算方法：最後の月における応日の前日が 10 月 30 日になる。

平成 26 年 3 月 31 日～平成 26 年 10 月 30 日 ⇒ 7 月

平成 26 年 10 月 31 日～平成 26 年 11 月 10 日 ⇒ 11 日

合計 7 月 11 日

(例 2) 雇入日：平成 24 年 2 月 29 日 雇止日：平成 25 年 2 月 27 日

計算方法：最後の月における応日の前日が平成 25 年 1 月 28 日になる。

平成 24 年 2 月 29 日～平成 25 年 1 月 28 日 ⇒ 11 月

平成 25 年 1 月 29 日～平成 25 年 2 月 27 日 ⇒ 30 日

合計 1 年

＜異なる乗船履歴の合算＞

ある一の資格についての試験に対し、巻末資料の「海技士試験に必要な乗船履歴表」中、期間の欄に定める必要な乗船履歴に達しない二以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの期間の欄に定める最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。(則 31 条)

(例) 三級海技士(機関)の資格に係る試験を受けようとする場合

○本人の有している乗船履歴

- ・機関の運転 2年6ヶ月(a)
- ・四級海技士の資格で機関長又は一等機関士 5ヶ月(b)

○受検に必要な乗船履歴

- ・機関の運転 3年以上(A)
- ・四級海技士の資格で機関長又は一等機関士1年以上(B)

この場合、受検に必要な乗船履歴の比率((A):(B))は、3:1であるので、(a)の期間に(b)を3倍した期間を加えると、

$$\begin{aligned}(a) + (b \times 3) &= (2年6月) + (5月 \times 3) \\ &= (2年6月) + (15月 = 1年3月) \\ &= 3年9月 \quad \text{となり、}\end{aligned}$$

受検に必要な乗船履歴のうち、機関の運転に必要な3年は満足することとなる。

○乗船履歴の証明方法

乗船履歴は、下表のうち、各自の該当する方法にしたがって証明しなければならない。(則 32 条)

船員手帳	乗り組んだ船舶	証明方法
あり		船員手帳又は船員手帳記載事項証明書 (則 39 条 1 項)
なし (未受有 滅失 毀損)	官公署所属船舶	当該官公署の証明
	官公署所属船舶以外の船舶であって、船舶検査手帳を有しているもの	船舶所有者又は船長の証明に船舶検査手帳の写しを添える。
	官公署所属船舶以外の船舶であって、船舶検査手帳を有していないもの	船舶所有者又は船長の証明に漁業の登録の謄本又は次の事項についての居住する市町村の長(特別区にあつては特別区の長)の証明書を添える。 (i) 船舶番号 (ii) 船種及び船名 (iii) 総トン数 (iv) 推進機関の種類及び出力、並びに無線設備の種類 (v) 船舶の用途 (vi) 航行する区域 (vii) 船舶所有者の氏名又は名称及び船舶の所有期間
	※ 自己使用船舶又は自己が船長の履歴を証明する場合については、その船舶に乗り組んだ旨を次のいずれかによる証明を要する。 ・その居住する市町村長 ・他の船舶所有者(印鑑証明書添付) ・係留施設の管理者(マリーナなど) ・船舶所有者に代わって当該船舶の管理者(管理記録、領収書の写し等)	

※ 必要な書類等の詳細については、第 5 節(3)「更新にかかる乗船履歴の証明方法一覧表」を参照

○乗船履歴の特則

以前に海技士であった者は、免許の効力が失われた日から起算して 10 年間は以前受けていた免許の資格と同一の資格の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有する者とみなされる。(則 33 条)

○乗船履歴を要しない学科試験

海技士(航海)及び海技士(機関)の資格についての学科試験(筆記試験と口述試験)中、筆記試験については乗船履歴を有しなくても受けることができる。

ただし、六級海技士(航海又は機関)、内燃機関六級海技士(機関)の資格に係る試験については、次のとおりとする。(則 36 条、44 条 1 項、45 条)

学科 試験	筆記試験及び口述試験	乗船履歴を有せずに筆記試験を受験し合格した場合は、受験に必要な乗船履歴を有した後に口述試験を受け、合格することで総合合格となる。
	筆記試験のみ	乗船履歴を有しなければ受けることができない。

④ 受験資格としての無線従事者の免許

海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての試験を受けるためには、次のとおりの無線従事者の免許を受けており、かつ、船舶局無線従事者証明(電波法第48条の2)を受けていなければならない。(法14条3項、則34条)

試験	無線従事者の資格
一級海技士(通信)試験	第一級総合無線通信士
二級海技士(通信)試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士
三級海技士(通信)試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士
一級海技士(電子通信)試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士
二級海技士(電子通信)試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士
三級海技士(電子通信)試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士
四級海技士(電子通信)試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士

<無線資格について>

電波法の資格	海技士(通信・電子通信)試験受験資格							航海士資格		電波法旧資格 (経過措置で読替)
	1R	2R	3R	1Re	2Re	3Re	4Re	国際	非国際	
第1級総合無線通信士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1級無線通信士
第2級総合無線通信士		○	○				○	○	○	第2級無線通信士
第3級総合無線通信士			○						○	第3級無線通信士
第1級海上無線通信士				○	○	○	○	○	○	
第2級海上無線通信士					○	○	○	○	○	
第3級海上無線通信士						○	○	○	○	
第4級海上無線通信士									○	電話級無線通信士
第1級海上特殊無線技士							○	○	○	特殊無線技士 (国際無線電話)
第2級海上特殊無線技士									○	特殊無線技士 (無線電話甲)
根拠条項	則34条							法18条3項 則60条8の4		

※ 受験資格欄のRは海技士(通信)、Reは海技士(電子通信)を表す。

(3) 試験の申請（則 37 条及び則 49 条）

① 試験を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。（則 36 条）

【申請必要書類及び提出先】

提出先	受験地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出			
必要書類	各申請書類等の記入例は後記資料を参照			
1. 受験票 (16号様式)	現住所・氏名・性別・生年月日（元号）・性別・年齢を記入し、写真2枚（30mm×30mm）を所定の位置に貼付			
2. 試験申請書 (10号様式)	第10号様式OCR用紙に鉛筆で記入すること、また、機械処理をするので折り曲げないこと（後記資料「記入例」）			
3. 試験申請書(二) (21号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する項目がない者は、申請者氏名及び現住所のみを記入すること ・試験の免除（筆記・科目・身体検査）を受ける者は、「試験の免除」欄に必要事項を記入すること ・口述試験を受験する者は、「乗船履歴」欄に必要事項を記入すること ・船舶職員養成施設卒業者など乗船履歴の特例を受けようとする者は、学校卒業証明書、海技免状を受有する者は海技免状、通信・電子通信を受験する者は、無線従事者免許証、船舶局無線従事者証明書の各欄に所定の事項を記入すること 			
4. 手数料納付書 (6号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験（1枚）、身体検査（1枚）、口述試験（1枚）をそれぞれ作成し、必要な額の収入印紙を貼る 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照			
5. 戸籍抄本又は本籍地記載の住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の記載のないもの ・提出日前1年以内に発行されたもの ・戸籍記載事項証明書でも可 ・海技免状及び小型船舶操縦免許証でも可 			
6. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合			
7.～8. は必要に応じて添付する ◎は必須 ○は該当する場合	筆記のみ	身体口述	口述のみ	筆記身体口述
7. 海技士身体検査証明書（7号様式） ・平成26年4月以降は新様式 ・30mm×30mmの写真1枚を貼付し、試験開始期日前6ヶ月以内に船員法の指定医師が証明したもの		◎		◎
8. 筆記試験科目免除証明書（合格日から2年間有効） ・一部の科目について免除の適用を受けようとする者（13号様式）	○			○
9. 筆記試験合格証明書（合格日から15年間有効） ・筆記試験に合格している者（12号様式）		○	○	
10. 身体検査合格証明書（合格日から1年間有効） ・身体試験に合格している者（14号様式）			○	

11. 卒業証明書、養成施設修了証明書及び修得単位証明書等 ・船舶職員養成施設卒業等で、筆記試験免除及び乗船履歴の特例を受けようとする者		○	○	
12. 訓練記録簿 ・乗船履歴の特例を受けようとする者 ・六級海技士短期養成コース（第一種養成施設）の修了者等 ・平成 11 年 4 月 1 日以降入学の学卒者に限る		○	○	
13. 乗船履歴の証明書（①～③のいずれか） ① 船員手帳又は船員手帳記載事項証明書 ② 船舶所有者等の証明書、船舶検査手帳の写し、船舶所有者等の雇用証明書、船舶所有者等の印鑑証明書、乗船したことを確認できる書類（運航記録、出勤簿等） 詳細は第 5 節 (3)「更新のかかる乗船履歴の証明方法一覧」参照 ③ 乗船実習証明書 ・試験開始期日前 15 年以内のもの、かつ、試験開始期日前 5 年以内のものが含まれていること ・一括届出船舶 に乗り組んだ乗船履歴や、外国船舶に乗り組んだ乗船履歴などは別途添付が必要となる。		◎	◎	◎
14. 海技免状 ・海技免状受有者		○	○	○
15. 無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書 ・通信・電子通信を受験する者（筆記試験免除者も必要）	◎			

(注) 海技免状、無線従事者免許証、船舶局無線従事者証明書、卒業証書又は修了証書の写しには、その正本と照合した旨の地方運輸局等の証明が必要であるが、地方運輸局の窓口には正本を提示すれば、その写しの提出は不要となる。(則 37 条 2 項及び 3 項)

<船員法指定医について>

船員法指定医とは、国土交通大臣の指定を受けて、船員手帳の「健康証明書」、海技士試験や海技免状の更新・失効再交付の「海技士身体検査証明書」に必要な証明することができる医師をいう。(平成 26 年 4 月より)

また、船員法指定医になるには、管轄する地方運輸局に申請手続きをする必要がある。

※各地の船員法指定医は国土交通省の HP を参照のこと

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000009.html



② 二以上の試験の申請

試験の申請は、原則として同時に二以上の種別の試験についてすることはできないが、次の場合は同時にすることができる。(則 38 条、則 38 条の 2、則 39 条)

- (ア) 三級海技士(航海)試験 及び機関当直三級海技士(機関)試験
- (イ) 船橋当直三級海技士(航海)試験 及び三級海技士(機関)試験
- (ウ) 船橋当直三級海技士(航海)試験 及び機関当直三級海技士(機関)試験
- (エ) 船橋当直三級海技士(航海)試験 及び内燃機関三級海技士(機関)試験
- (オ) 四級海技士(航海)試験 及び内燃機関四級海技士(機関)試験
- (カ) 海技士(航海)の試験についての一の試験、及び海技士(電子通信)の資格についての一の試験
- (キ) 海技士(機関)の試験についての一の試験、及び海技士(電子通信)の資格についての一の試験

また、次表(則別表第7)の左欄の試験の申請をする者は、中欄に定める一の試験及びそれに対応する右欄の試験のうち筆記試験の申請を同時にすることができる。

ただし、上記の同時に二以上の種別の試験を申請する者にあつては、いずれか一方の試験についてのみ次表による筆記試験の申請を同時にすることができる。(則 38 条の 2)(別表第7)

海技試験	併科試験 その一	併科試験 その二
二級海技士(航海)試験	一級海技士(航海)試験	
三級海技士(航海)試験	二級海技士(航海)試験	一級海技士(航海)試験
四級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験	二級海技士(航海)試験
	船橋当直三級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験
五級海技士(航海)試験	四級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験
	四級海技士(航海)試験	船橋当直三級海技士(航海)試験
六級海技士(航海)試験	五級海技士(航海)試験	四級海技士(航海)試験
船橋当直三級海技士(航海)試験	三級海技士(航海)試験	二級海技士(航海)試験
二級海技士(機関)試験	一級海技士(機関)試験	
三級海技士(機関)試験	二級海技士(機関)試験	一級海技士(機関)試験
四級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験	二級海技士(機関)試験
	機関当直三級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験
五級海技士(機関)試験	四級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験
	四級海技士(機関)試験	機関当直三級海技士(機関)試験
六級海技士(機関)試験	五級海技士(機関)試験	四級海技士(機関)試験

海技試験	併科試験 その一	併科試験 その二
機関当直三級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験	二級海技士(機関)試験
	内燃機関三級海技士(機関)試験	内燃機関二級海技士(機関)試験
内燃機関三級海技士(機関)試験	内燃機関二級海技士(機関)試験	
内燃機関四級海技士(機関)試験	機関当直三級海技士(機関)試験	三級海技士(機関)試験
	機関当直三級海技士(機関)試験	内燃機関三級海技士(機関)試験
	内燃機関三級海技士(機関)試験	内燃機関二級海技士(機関)試験
内燃機関五級海技士(機関)試験	内燃機関四級海技士(機関)試験	機関当直三級海技士(機関)試験
	内燃機関四級海技士(機関)試験	内燃機関三級海技士(機関)試験
内燃機関六級海技士(機関)試験	内燃機関五級海技士(機関)試験	内燃機関四級海技士(機関)試験

③ 試験内容

各試験に係る試験の内容は次のとおりである。(法13条2項、則40条から48条)

資格	身体検査	学科試験	
		筆記試験	口述試験(※)
一級～五級海技士(航海)	○	○	○
六級海技士(航海)	○	○	△
一級～五級海技士(機関)	○	○	○
内燃機関二級～五級海技士(機関)	○	○	○
六級海技士(機関)	○	○	△
内燃機関六級海技士(機関)	○	○	△
一級～三級海技士(通信)	○	○	×
一級～四級海技士(電子通信)	○	○	×

※ 筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行われぬ。

△ 筆記試験のみの場合と筆記試験及び口述試験の場合がある。筆記試験のみの場合、あらかじめ公示することによって口述試験をもって代えることができる。(口述試験が省略される。)

(ア) 身体検査

身体検査は、受験者が船舶職員としての身体適性を有するか否かをチェックするために行うものであり、海技試験官が、則別表第3の検査項目の欄に掲げ

る項目別に、身体検査証明書を基に行い、その合格基準は、同表に定める身体検査基準によるものとする。(則 40 条 1 項)

(イ) 学科試験

学科試験は、受験者が船舶職員として必要な知識及び技能を有しているかどうかをチェックするためのものであり、「(1) 試験の内容」でも明らかなおと、筆記試験と口述試験がある。筆記試験は主として理論的な面について、口述試験は主として実際の経験的技術について試験を行うものである。口述試験は、筆記試験に合格しない者に対しては行われない。(則 44 条 2 項、45 条 3 項)

学科試験は、身体検査に合格した者でなければ受験することができないのが原則であるが、六級海技士(航海又は機関)試験及び内燃機関六級海技士(機関)試験で筆記試験及び口述試験が行われる場合、並びにそれ以外の海技士(航海又は機関)試験の場合は、筆記試験先行で受験することができる。(則 41 条)

(ウ) 試験科目

学科試験は、則別表第 8 の試験の種類ごとに掲げる試験科目について行われる。(則 43 条、則別表第 8)

(4) 試験の免除等

① 身体検査の省略

身体検査の全ての項目につき、合格基準に達した者が身体検査を受けた日から 1 年以内に試験の申請をした場合には、国土交通大臣の認定により、その者に対する身体検査を省略することができる。(則 51 条)

身体検査の省略を受けようとする者は、あらかじめ合格証明書交付申請書に所要の事項を記入して試験を受けた地を管轄する地方運輸局長に交付申請し、海技士身体検査合格証明書の交付を受けなければならない。(則 50 条 5 項)

② 筆記試験の免除

海技士(通信)及び海技士(電子通信)以外の資格に係る試験の筆記試験に合格した者が、則 50 条 3 項の筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、当該試験の筆記試験は行わない。

ただし、当該試験の開始期日前に筆記試験に合格した日から起算して 15 年を経過する場合は、この限りでない。(則 52 条)

筆記試験の免除を受けようとする者は、あらかじめ合格証明書交付申請書に所要の事項を記入して試験を受けた地を管轄する地方運輸局長に交付申請し、筆記試験合格証明書の交付を受けなければならない。(則 50 条 3 項)

③ 筆記試験の一部免除(筆記試験の科目免除)

海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての試験を除く試験について、全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の科目について基準点に達した場合、その試験の開始期日から 2 年間、当該試験と同一の種別の試験に限り、基準点に達した科目の筆記試験の免除を受けることができる。(則 53 条 1 項)

例えば、四級海技士(航海)の運用に関する科目の筆記試験に合格したときは、次回、四級海技士(航海)の運用に関する科目の筆記試験が免除されることになる。

なお、この筆記試験の科目別合格の制度は、免除を受けようとする筆記試験が、則

38条の2第1項の併科試験制度により、下級資格の試験（筆記試験が免除されないものに限る。）と合わせて受ける上級資格の筆記試験である場合には、認められない。（則53条2項）

筆記試験の一部免除を受けようとする者は、あらかじめ合格証明書交付申請書に所要の事項を記入して試験を受けた地を管轄する地方運輸局長に提出し、筆記試験科目免除証明書の交付を受けなければならない。（則50条4項）

④ 海技士(機関)に係る試験に関する筆記試験免除

海技士(機関)の資格について試験を受ける者が、その受ける試験に係る資格と同一の又はこれより上級の機関限定をした資格の海技士である場合は、筆記試験の試験科目の一部の試験を免除する。（法13条の2第3項、則54条）

次表の左欄の試験を受ける者が、中欄の資格の海技士である場合には、右欄の試験科目の筆記試験が免除されることになる。

二級海技士(機関)試験	機関限定がなされた二級海技士(機関)	機関に関する科目(その二) 機関に関する科目(その三) 執務一般に関する科目
三級海技士(機関)試験	機関限定がなされた三級海技士(機関)又はこれより上級の資格	機関に関する科目(その二) 機関に関する科目(その三) 執務一般に関する科目
四級海技士(機関)試験	機関限定がなされた四級海技士(機関)又はこれより上級の資格	機関に関する科目(その二) 機関に関する科目(その三) 執務一般に関する科目
五級海技士(機関)試験	機関限定がなされた五級海技士(機関)又はこれより上級の資格	機関に関する科目(その二) 機関に関する科目(その三) 執務一般に関する科目
六級海技士(機関)試験	機関限定がなされた六級海技士(機関)又はこれより上級の資格	機関に関する科目(その二) 執務一般に関する科目

⑤ 学科試験の免除

次表の左欄に掲げる資格の試験を受ける者が、右欄の資格の海技士である場合には、学科試験が免除される。（法13条の2第5～7項）

一級海技士(通信) 二級海技士(通信) 一級海技士(電子通信) 二級海技士(電子通信) 三級海技士(電子通信)	五級海技士(航海)以上の資格
三級海技士(通信) 四級海技士(電子通信)	六級海技士(航海)以上の資格
一級海技士(通信) 二級海技士(通信) 三級海技士(通信)	海技士(電子通信)の資格 (四級海技士(電子通信)受有者は三級(通信)に限る。)
四級海技士(電子通信)	二級海技士(通信) 三級海技士(通信)

一級海技士(電子通信)	二級海技士(電子通信) 三級海技士(電子通信)
二級海技士(電子通信)	三級海技士(電子通信)

⑥ 登録船舶職員養成施設の課程修了者に対する免除

登録船舶職員養成施設の課程を修了した者が、当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、登録船舶職員養成施設の種別に応じ、それぞれの試験についての学科試験のうちの筆記試験が免除される。(法 13 条の 2 第 1 項、則 55 条)

登録船舶職員養成施設には、第一種養成施設と第二種養成施設があり、前者は所定の乗船履歴を有していないものを対象とするものであり、後者は所定の乗船履歴を有している者を対象とするものである。(則 56 条)

<養成施設の種別により免除される筆記試験の種別>

養成施設の種別	試験の種別
三級海技士(航海)第一種又は第二種養成施設	三級海技士(航海) 船橋当直三級海技士(航海)
四級海技士(航海)第一種又は第二種養成施設	四級海技士(航海)
五級海技士(航海)第一種又は第二種養成施設	五級海技士(航海)
六級海技士(航海)第一種又は第二種養成施設	六級海技士(航海)
船橋当直三級海技士(航海)第一種養成施設	船橋当直三級海技士(航海)
三級海技士(機関)第一種 又は 第二種養成施設	三級海技士(機関) 機関当直三級海技士(機関) 内燃機関三級海技士(機関)
機関当直三級海技士(機関)第一種養成施設	機関当直三級海技士(機関)
内燃機関三級海技士(機関)第一種 又は 第二種養成施設	内燃機関三級海技士(機関)
内燃機関四級海技士(機関)第一種 又は 第二種養成施設	内燃機関四級海技士(機関)
内燃機関五級海技士(機関)第一種 又は 第二種養成施設	内燃機関五級海技士(機関)
内燃機関六級海技士(機関)第一種 又は 第二種養成施設	内燃機関六級海技士(機関)

なお、いずれの養成施設においても、当該試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して 15 年を経過する場合は免除が受けられない。(則 55 条)

<六級海技士短期養成コースの紹介> ※その1

船員となるためには、基本的に海技資格が必要である。

海技資格取得の方法として、通常は船員教育機関（海技教育機構、商船系大学、商船高専等）に入り、2年以上かけて海技資格を取得する形が一般的であるが、これまで船に乗った経験の無いものが、より短期間で六級海技士の受験資格を得られるコースがある。例えば、座学2.5ヶ月と社船実習2ヶ月を修了すれば、修了証明書が交付され、航海科修了者は、卒業後6ヶ月間甲板員として乗船勤務して、身体検査基準に合格すれば六級海技士(航海)が取得できる。また、機関科修了者は、卒業後6ヶ月間機関員として乗船勤務して、身体検査基準に合格すれば六級海技士(機関)が取得できる。

⇒座学(2.5ヶ月) + 乗船実習(2ヶ月) + 船会社等での乗船経験(6ヶ月)

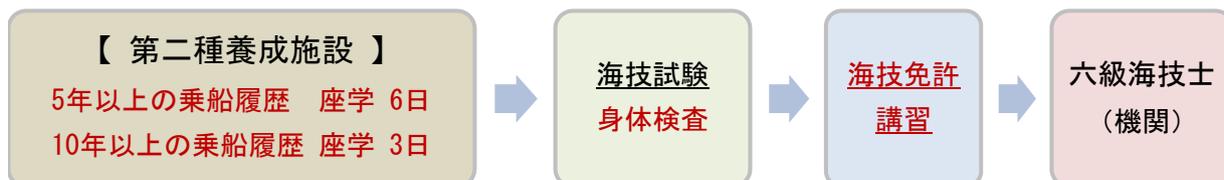


<六級海技士短期養成コースの紹介> ※その2「六級海技士(機関)」

一定の乗船履歴を有する機関部員等を対象とする六級海技士(機関)短期養成制度が平成28年7月1日より創設された。これは、近年の内航船員及び漁船員の高齢化に伴う機関士不足を解消するために拡充されたものである。

① 5年以上の乗船履歴(機関部航海当直部員としての2年以上の履歴が含まれていること)を有する者については、座学6日を修了して、海技試験(身体検査基準)に合格し、海技免許講習を受講すれば六級海技士(機関)が取得できる。

② 10年以上の乗船履歴(機関部航海当直部員としての3年以上の履歴が含まれていること)を有する者については、座学3日を修了して、海技試験(身体検査基準)に合格し、海技免許講習を受講すれば六級海技士(機関)が取得できる。



第3節 海技免許の申請

(1) 免許申請

免許申請は、海技試験に合格した日から1年以内に行うこと。(法4条3項)

【申請必要書類及び提出先】

提出先	地方運輸局等
必要書類	
1. 海技免許申請書(2号様式)	後記資料「申請書記載例」参照
2. 写真票(9号様式)	写真サイズ 30mm×30mm 申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、氏名記載欄には、漢字とローマ字で申請者(本人)の自署
3. 海技試験合格証明書(22号様式)	海技試験受験地(二つ以上の場所で受験した場合は総合合格をした受験地)と同じ地方運輸局へ海技免許申請を提出するときは不要
4. 現有海技免状	進級者のみ
5. 無線従事者免許	海技士(航海)の免許で無線資格の確認を希望するもの
6. 海技免許講習修了証明書	過去に受けた科目は受講不要
7. 乗船履歴を証明する書類(船員手帳等)	限定解除に必要な乗船履歴を有するもの 1. 履歴限定の全部または一部解除された海技免状(既に履歴限定が解除されているものは除く)が交付される 2. 海員学校(独立行政法人海員学校、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程)の本科・専修科を卒業した者で、いわゆる海員学校特例による乗船履歴の解除をする場合も同様
8. ECDIS講習修了証明書	ECDIS講習受講者 能力限定を解除された海技免状が交付される
9. 登録免許税納付書(26号様式)	資格の種別によりそれぞれの額の収入印紙の貼付 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照
10. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合
11. 海技免状受領書(9号様式(事務取要領))	地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要

(注) 提出書類ではないが受験票(写)を参考までに入手しておくこと。

(2) 海技免許の要件(法4条2項)

海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格し、かつ、人命救助など船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習(以下「海技免許講習」という)の課程を修了した者について行う。

(3) 海技免許講習(則3条の2)

海技免許を受けようとする者は、その受けようとする海技免許の資格について、登

録海技免許講習実施機関が行う次表の講習の課程を修了していなければならない。

<資格種別による講習科目表>

種類 資格	救命	機関救命	消火	レーダー観測	レーダーARPA	航海英語	機関英語	上級航海英語	上級機関英語
三級航海	○		○	○	○			○※2	
四級航海	○		○	○	○	○※2			
五級航海	○		○	○	○	○※2			
六級航海	○		○	○					
三級機関	○※1	○※1	○						○※3
四級機関	○※1	○※1	○				○※3		
五級機関	○※1	○※1	○				○※3		
六級機関	○※1	○※1	○						
通信	○		○						
電子通信	○		○						

※1 救命講習課程を修了した者が、三級海技士(機関)又はこれより下級の海技免許を受けようとするときは、機関救命講習課程の受講を要しない。

※2 上級航海英語講習課程を修了した者が、四級又は五級海技士(航海)の海技免許を受けようとするときは、航海英語講習課程の受講を要しない。

※3 上級機関英語講習課程を修了した者が、四級又は五級海技士(機関)の海技免許を受けようとするときは、機関英語講習課程の受講を要しない。

(注) 他の資格を受けるために既に受講している講習(科目)については免除又は一部免除される。

<講習課程及び時間数>

種類	講習		時間数(日数)
救命講習・ 機関救命講習	学 科	1. 船体放棄の操練の計画 2. 海上における遭難信号への対応 3. 視覚信号による情報の送信と受信 4. 生存技術の原則 5. 救命設備及び艀装品並びにそれらの取扱 6. 救出 7. 生存のための医療知識	14時間以上 (2日間程度) ※ 機関救命講習 は13時間以上 (学科2、3は 除く。)
	実 技	1. 救命胴衣の使用 2. 水中へ飛び込み並びに水中からの救命艇及び救命筏への乗り込み等 3. 救命艇及び救命筏並びに救助艇の進水及び操練 4. 応急医療 5. 信号装置・無線設備の使用	
	※ 救命講習・機関救命講習及び消火講習は、平成29年3月1日以降 視聴覚教材による講習を廃止して完全実技講習に移行した。 これにより、施設及び機材等の設備が整わず当該講習を取り止めた講習機関があるので受講の際は確認を要する。		

種類	講 習		時間数(日数)
消火講習	学 科	1. 火災の性質 2. 消火剤 3. 消火設備 4. 火災探知装置・火災警報装置 5. 防護用具、測定器等 6. 防火組織・操練 7. 消火作業	7 時間以上 (1 日間程度)
	実 技	1. 持運び式消火器の消火剤の充填 2. 各消火器の使用法の実演 3. 消火ホースによる消火作業の準備 4. 消火ホースの操法 5. 呼吸具及び消火衣の装着 6. 人工呼吸	
レーダー 観測者講習	学 科	1. 原理及び構造 2. 指示方式 3. レーダーの映像 4. 衝突防止 5. レーダー及び海上衝突予防法 6. 自動衝突予防援助装置	21 時間以上 (3 日間程度)
	実 技	1. 始動時及びその後における画面の調整 2. 距離及び方位の測定方法並びにそれらの精度向上のための措置 3. レンジを変えた場合における映像の変化の確認 4. 表示方式を変えた場合における映像の変化の確認 5. 距離及び方位の精度の点検	
レーダー・ 自動衝突予防 援助装置シミュ レータ講習 (ARPA)	学 科	レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ取扱	14 時間以上 (2 日間程度)
	実 技	1. プロットイング 2. 他船の捕捉、追尾の能力及び限界並びに処理の遅れ 3. 表示装置の設定と維持 4. 他船の情報の表示 5. 装置の作動試験	
上級航海 英語講習	学 科	1. 英文解釈 2. IMO の標準海事通信用語の解説 3. IMO の標準海事通信用語による海事实務英会話の訓練	
航海英語講習	学 科	標準海事通信用語（基礎的なもの）	77 時間以上 (11 日間程度)
上級機関 英語講習	学 科	1. 機関日誌及び報告書類 2. 機関取扱い説明書 3. 英会話	14 時間以上 (2 日間程度)
機関英語講習	学 科	機関関係図書類及び英会話	63 時間以上 (9 日間程度)

(4) 海技免許を与えない場合（法6条）

- ① 18歳未満の者
- ② 海難審判法3条の裁決により海技免許を取り消され5年を経過しない者。
- ③ 法10条1項の規定により海技免許を取り消され5年を経過しない者。
- ④ 海難審判法3条の裁決又は法10条1項の規定により業務の停止の処分を受けた者には、その停止期間中は海技免許を与えない。※第6章罰則「海難審判法」参照

(5) STCW条約締約国の資格証明書

① STCW条約

1967年英仏海峡で発生したりベリア船籍の巨大タンカー「トリー・キャニオン号」の座礁による海洋汚染事故により、甚大な環境汚染を沿岸国に与え、その事故の主な原因が船員の運航技術の未熟さによる船長の操船ミスであると結論付けられた。以来、これを契機にこのような事故の再発を防止するため、船員の技術基準を見直し、船員に関する訓練・資格及び当直基準等に関する国際基準として、1978年7月にSTCW条約が採択され1984年4月より発効した。

STCW条約加盟国政府は、船員の教育機関を監督し、能力証明を行い、条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書（以下「締約国資格証明書」という。）の発給を行っている。

② 締約国資格証明書受有者の特例（法23条）

(ア) 締約国資格証明書を受有する者であって、国土交通大臣の承認を受けたものは、法4条第1項の規定（船舶職員になろうとするものは、海技免許を受けなければならない。）にかかわらず、船舶職員になることができる。（法23条第1項）

(イ) 国土交通大臣は、申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において、当該締約国資格証明書で乗組むことができる船舶及びその船舶において行うことができる職務の範囲内で、船舶職員として乗り組む船舶及びその船舶における職の就業範囲を指定し、またその指定された就業範囲の職務を行うに必要な経験、知識及び能力を有すると認められる場合にその承認をすることができる。（法23条第2項及び第3項）

(ウ) 当該承認は、承認を受けた日から起算して5年を経過したとき、又は締約国資格証明書が効力を失ったときは、その効力を失う。（法23条第4項）

(エ) 国土交通大臣の承認を受けた者は、法第21条第1項の規定（乗組み基準の職務に係る海技免状の受有者でなければ船舶職員として乗組んではならない）にかかわらず、法18条第1項の乗組み基準の規定により船舶所有者が乗組ませなければならないものとされている海技士に代わり、乗組み基準に定める職の船舶職員としてその船舶に乗り組むことができ、法20条の乗組み基準特例において国土交通大臣から指定された職にも適用される。（法23条第5項及び6項）

(6) 締約国資格受有者承認申請

上記(5)②(ア)の承認を申請する者（以下、承認申請者という。）は、次の①～③の区分に応じた必要書類を添付の上、地方運輸局長等を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。（則65条の2）

① 承認試験に合格した者の申請（則 65 条の 3 第 1 号）

承認試験とは、指定就業範囲の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを総合的に判定することを目的として行うもので、試験内容は身体検査及び口述試験とする。（則 65 条の 3 第 2 項）

【申請必要書類 及び 提出先】（新規）

提出先	国土交通大臣（承認試験を受ける（若しくは受けた）地を管轄する地方運輸局（試験地が本邦外にあるときは関東運輸局）を經由）	
必要書類		
1. 締約国資格受有者承認申請書（15号様式）		
2. 戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し（原本、個人番号の記載のないもの）	外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事館の証明書またはパスポート（写し）	
3. 締約国資格証明書の写し		
4. 指定講習修了証明書	有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための国土交通大臣が指定する講習の課程を修了したことを証する書類	
5. 乗船履歴を証明する書類	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するもの有する証明	
6. 締約国資格受有者身体検査証明書（15号様式の2）	船員法指定医、又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により申請日前6月以内に受検し検査結果が記載された当該証明書	
7. 写真2枚	無帽、正面上半身の写真（30mm×30mm 申請日前6月以内撮影） 内1枚は8.の写真票に添付	
8. 締約国資格受有者承認証写真票（17号様式）	7.のを貼付し、署名記載欄は申請者（本人）の自署海技免許の写真票（9号様式）代用可	
9. 手数料納付書（26号様式）	後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照	
10. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合	

② 締約国資格証明書を受有する者で、国土交通大臣が指定する就業範囲（以下、指定就業範囲）の職務を行う船舶職員として必要な知識及び能力を有することを確認した者の申請（則 65 条の 3 第 2 号）

【申請必要書類 及び 提出先】（能力認定）

提出先	国土交通大臣（承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（試験地が本邦外にあるときは関東運輸局）を經由）	
必要書類		
1. 締約国資格受有者承認申請書（15号様式）		

2. 戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し(原本、個人番号の記載のないもの)	外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事館の証明書またはパスポート(写し)
3. 締約国資格証明書の写し	
4. 指定講習修了証明書	有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための国土交通大臣が指定する講習の課程を修了したことを証する書類
5. 乗船履歴を証明する書類	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するもの有する証明
6. 締約国資格受有者身体検査証明書(15号様式の2)	船員法指定医、又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により申請日前6月以内に受検し検査結果が記載された当該証明書
7. 知識及び能力を有することを確認できる書類	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき知識及び能力を証明するもの
8. 写真2枚	無帽、正面上半身の写真(30mm×30mm 申請日前6月以内撮影) 内1枚は9.の写真票に添付
9. 締約国資格受有者承認証写真票(17号様式)	7.のを貼付し、署名記載欄は申請者(本人)の自署海技免許の写真票(9号様式)代用可
10. 手数料納付書(26号様式)	後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照
11. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合

③ 承認を受けたことがある者の申請(則65条の3第3号)

この申請は、申請者が受有する承認証の効力が失われる日以前1年以内の申請に限る。

【申請必要書類及び提出先】(再承認(国内)) ※更新制度ではない。

提出先	国土交通大臣(承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局(試験地が本邦外にあるときは関東運輸局)を経由)
必要書類	
1. 締約国資格受有者承認申請書(15号様式)	
2. 戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し(原本、個人番号の記載のないもの)	外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事館の証明書またはパスポート(写し)
3. 締約国資格証明書の写し	
4. 締約国資格受有者承認証(写し可)	効力が失われる日以前1年以内のもの
5. 乗船履歴を証明する書類	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するもの有する証明
6. 締約国資格受有者身体検査証明書(15号様式の2)	船員法指定医、又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により申請日前6月以内に受検し検査結果が記載された当該証明書

7. 知識及び能力を有することを 確認できる書類	承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき知識 および能力を証明するもの
8. 写真2枚	無帽、正面上半身の写真(30mm×30mm 申請日前6月 以内撮影) 内1枚は9.の写真票に添付
9. 締約国資格受有者承認証 写真票(17号様式)	7.のを貼付し、署名記載欄は申請者(本人)の自署 海技免許の写真票(9号様式)代用可
10. 手数料納付書(26号様式)	後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照
11. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合

- ④ 登録事項(承認証)訂正申請(則65条の6において準用する 則7条)
 締約国資格受有者承認証の登録事項(氏名、出生年月日、本籍又は国籍、その他
 (締約国資格証明証の更新)に訂正が生じたときはこの申請による。

【申請必要書類及び提出先】(訂正(その他:締約国資格証明書の更新等))

提出先	国土交通大臣(最寄りの地方運輸局を經由)	
必要書類		
1. 登録事項(承認証)訂正 申請書(15号様式)		
2. 締約国資格受有者承認証		
3. 締約国資格証明書の写し		
4. 戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項 証明書、本籍の記載のある住 民票の写し(原本、個人番号 の記載のないもの)		外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び 性別を証する本国領事館の証明書またはパスポート (写し)
5. 締約国資格受有者承認証 写真票(17号様式)		無帽、正面上半身の写真(30mm×30mm 申請日前6 月以内撮影)を貼付し、署名記載欄は申請者(本人) の自署
6. 手数料納付書(26号様式)		後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照
7. 委任状		委任を受けた海事代理士が申請する場合

- ⑤ 承認証再交付申請(則65条の6において準用する 則10条)
 締約国資格受有者承認証に流失・焼失・紛失・き損が生じたときはこの申請による。

【申請必要書類及び提出先】(再交付)

提出先	国土交通大臣(最寄りの地方運輸局を經由)	
必要書類		
1. 承認証再交付申請書 (15号様式)		
2. 締約国資格受有者承認証 (写しでも可)		き損した場合
3. 流失・焼失・紛失・き損をした事 実を証明するに足る書類		海難報告書、滅失等顛末書 等
4. 本人であることを確認できる 書類		後記資料「海技免状滅失時の本人確認書類」参照 外国人の場合は外国人登録証明書も可

5. 締約国資格受有者承認証写真票 (17号様式)	無帽、正面上半身の写真(30mm×30mm 申請日前6月以内撮影)を貼付し、署名記載欄は申請者(本人)の自署
6. 手数料納付書(26号様式)	後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照
7. 委任状	委任を受けた海事代理士が申請する場合

第4節 海技免許についての限定

(1) 履歴限定(法5条2項、則4条1項、2項)

海技免許を取得した当初は、船舶の大きさ、航行区域、推進機関の出力区分ごとに、それぞれの乗船履歴に応じて、船舶職員として乗り組む職務が制限される。

海技免許を取得した直後は、取得した海技免許で乗組むことができる船舶の船長・機関長等の重要職務の経験がないために、一定の期間は、本来なら取得した海技免許で船舶職員として乗組むことができる船舶および航行区域を限定し、制限された職務で乗組み経験を積まなければならないという条件が海技免許に付される。

例えば、四級海技士(機関)の資格で、沿海区域を航行区域とする船舶に乗組む場合に、限定の無い海技免許の受有者ならば「6000kW未満の機関長または一等機関士」以下の職務で乗組むことが可能だが、取得したばかりの限定がある海技免許の受有者は「3000kW未満の機関長または一等機関士」以下の職務での乗組みとなる。

尚、制限された職務で一定期間の経験を積んだ履歴がつくと、申請により限定を解除することができる。

<履歴限定が付される(解除に必要な)乗船履歴>

【海技士(航海)】

則別表第2(則4条関係)

船 舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
200トン未満の船舶 (遠洋区域及び甲区域の漁船に限る)	1年	船長以外の職
200トン以上1600トン未満の船舶 (平水区域を除く)	3年 (1年以上船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合には2年)	船長以外の職
1600トン以上の船舶 (平水区域を除く)	1年	船長及び 一等航海士以外の職
	3年(1年以上船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合には2年)	船長以外の職

【海技士(機関)】

則別表第2(則4条関係)

船 舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
出力750kW以上3000kW未満の推進機関を有する船舶 (平水区域又は沿海区域及び丙区域内の漁船を除く)	1年	機関長及び一等機関士以外の職
	2年(1年以上の機関士(機関当直を除く。)として乗り組んだ期間を含むものであること)	機関長以外の職
出力3000kW以上の推進機関を有する船舶(平水区域を除く。)	1年	機関長及び一等機関士以外の職
	3年(1年以上機関士(機関当直を除く。)として乗り組んだ期間を含むものであること) 2年(1年以上機関長又は一等機関士としての乗船履歴がある場合)	機関長以外の職

【海員学校卒業者の限定 海技士(航海)】

則別表第2の2(則4条関係)

船 舶	乗船履歴の期間(限定)	船舶職員の職
下記以外の船舶 ・非国際の200トン未満の平水区域及び沿海区域の船舶 ・200トン未満の丙区域内において従業する漁船 ・200トン以上の平水区域の船舶	3月	船長、一等航海士、二等航海士、三等航海士以外の職

【海員学校卒業者の限定 海技士(機関)】

則別表第2の2(則4条関係)

船 舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
出力750kW以上の推進機関を有する船舶(平水区域を除く)	3月	機関長、一等機関士、二等機関士、三等機関士以外の職

(2) 当直限定(法5条4項、則4条3項)

近代化船(則2条の2)において甲板部又は機関部の職務のうち「運航士」の職務に限定された資格である。職務を近代化船における船橋当直又は機関当直に限定するもので、三級海技士について行われる。

従って、当直限定の海技免許を受けた者は、近代化船における運航士以外の職務を船舶職員として行うことができない。

(3) 機関限定(則4条4項)

機関限定とは内燃機関について行う限定のことで、対象となる海技免許の種類は二級海技士(機関)～六級海技士(機関)である。機関限定をした海技免許を受けた者は、内燃機関を有する船舶でなければ船舶職員として乗り組むことが出来ない。

(4) 能力限定〔非ECDIS限定〕(則4条5項)

海技士(航海)の海技免許にはECDIS※1についての知識及び技能に関する能力限定が付与される。この能力限定が付された海技免許のままではECDIS搭載船等※2に船舶職

員として乗り組むことができない。

※1 電子海図情報表示装置：コンピュータ画面上で海図を表示し、船舶の位置情報等を確認することができる装置（船舶設備規定 146 条の 10 の 2）

※2 次表の搭載義務船のほか、船舶設備規程に適合する ECDIS を搭載している全船舶を含む。

~~~~~ ECDIS について~~~~~

【ECDIS 搭載義務対象船舶の搭載時期（国際航海に従事する下表にあてはまる船舶）】

【新造船】

| 総トン数         | 500 t | 3000 t                | 10000 t               |
|--------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| 旅客船          |       |                       | 2012. 07. 01 以降に起工の船舶 |
| タンカー         |       |                       | 2012. 07. 01 以降に起工の船舶 |
| 貨物船（タンカーを除く） |       | 2014. 07. 01 以降に起工の船舶 | 2013. 07. 01 以降に起工の船舶 |

【現存船】 ※ 適用の日から 2 年以内に廃船にする現存船は適用免除となる。

| 総トン数                                     | 500 t | 3000 t                 | 10000 t | 20000 t                | 50000 t                |
|------------------------------------------|-------|------------------------|---------|------------------------|------------------------|
| 旅客船<br>※2012. 07. 01 以前に建造された船舶          |       | 2014. 07. 01 以降の最初の検査時 |         |                        |                        |
| タンカー<br>※2012. 07. 01 以前に前建造された船舶        |       | 2015. 07. 01 以降の最初の検査時 |         |                        |                        |
| 貨物船（タンカーを除く）<br>※2013. 07. 01 以前に建造された船舶 |       | 2018. 07. 01 以降の最初の検査時 |         | 2017. 07. 01 以降の最初の検査時 | 2016. 07. 01 以降の最初の検査時 |

【履歴限定・乗船可能船舶・職務等の確認箇所】

【例1】 四級海技士（航海）履歴・能力限定あり

**履歴限定の内容はここをチェック**

**当該免状で乗船可能な職務はこの表でチェック**

**能力限定有無の確認はここで行う。**

| Category         | LIMITATIONS APPLICABLE                               |                       |               |
|------------------|------------------------------------------------------|-----------------------|---------------|
|                  | Upper Coasting Area                                  | Greater Coasting Area | Coasting Area |
| Master           | Unpermitted                                          | < 200GT               | < 200GT       |
| C/O              | < 500GT                                              | < 1,600GT             | < 1,600GT     |
| 2/O              | < 1,600GT                                            | Permitted             | Permitted     |
| 3/O              | < 5,000GT                                            | Permitted             | Permitted     |
| W/O              | Unpermitted                                          | Unpermitted           | Unpermitted   |
| OTHER LIMITATION | Not permitted to serve on a ship equipped with ECDIS |                       |               |

|                            | 遠洋区域(及び甲区域)<br>Ocean Going Areas                                                              | 近海区域(及び乙区域)<br>Greater Coasting Areas | 沿海区域(及び丙区域)<br>Coasting Areas |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| Master<br>船長               | Unpermitted<br>乗組不可                                                                           | <200GT<br>総トン数 200 トン未満               | <<200GT<br>総トン数 200 トン未満      |
| C/O<br>一等航海士               | <500GT<br>総トン数 500 トン未満                                                                       | <1,600GT<br>総トン数 1600 トン未満            | <1,600GT<br>総トン数 1600 トン未満    |
| 2/O<br>二等航海士               | <1,600GT<br>総トン数 1600 トン未満                                                                    | Permitted<br>乗組可能                     | Permitted<br>乗組可能             |
| 3/O<br>三等航海士               | <5,000GT<br>総トン数 5000 トン未満                                                                    | Permitted<br>乗組可能                     | Permitted<br>乗組可能             |
| W/O<br>運航士(船橋当直)           | Unpermitted<br>乗組不可                                                                           | Unpermitted<br>乗組不可                   | Unpermitted<br>乗組不可           |
| OTHER LIMITATION<br>その他の限定 | Not permitted to serve on a ship equipped with ECDIS<br>当該海技免状では ECDIS 搭載船に船舶職員として乗り組むことはできない |                                       |                               |

※履歴限定が付されている海技免状の場合は、その限定内容により当該海技免状で乗り組むことができる船舶の航行区域及び総トン数並びに職務が制限される。

【例2】 四級海技士（機関）履歴・機関限定あり

四級海技士（機関）  
Fourth Grade Maritime Officer  
(Engineer)

海技士 太郎 Kaigi Taro

6401120000001

2017年1月29日

当該免状で乗船可能な職務はこの表でチェック

履歴限定の内容はここでチェック

機関限定有無の確認はここで行う。

| Category    | LIMITATIONS APPLICABLE    |                        |                |
|-------------|---------------------------|------------------------|----------------|
|             | Ocean Going Areas         | Greater Coasting Areas | Coasting Areas |
| C/E (機関長)   | < 750KW                   | < 750KW                | < 3,000KW      |
| 2/E (一等機関士) | < 1,500KW                 | < 6,000KW              | Permitted      |
| 3/E (二等機関士) | < 3,000KW                 | Permitted              | Permitted      |
| 4/E (三等機関士) | < 6,000KW                 | Permitted              | Permitted      |
| W/E (運航士)   | Unpermitted               | Unpermitted            | Unpermitted    |
| Other (その他) | Marine diesel engine only |                        |                |

|                   | 遠洋区域 (及び甲区域)<br>Ocean Going Areas                                              | 近海区域 (及び乙区域)<br>Greater Coasting Areas | 沿海区域 (及び丙区域)<br>Coasting Areas |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|
| C/E<br>機関長        | < 750KW<br>機関出力 750KW 未満                                                       | < 750KW<br>機関出力 750KW 未満               | < 3,000KW<br>機関出力 3000KW 未満    |
| 2/E<br>一等機関士      | < 1,500KW<br>機関出力 1500KW 未満                                                    | < 6,000KW<br>機関出力 6000KW 未満            | Permitted<br>乗組可能              |
| 3/E<br>二等機関士      | < 3,000KW<br>機関出力 3000KW 未満                                                    | Permitted<br>乗組可能                      | Permitted<br>乗組可能              |
| 4/E<br>三等機関士      | < 6,000KW<br>機関出力 6000KW 未満                                                    | Permitted<br>乗組可能                      | Permitted<br>乗組可能              |
| W/E<br>運航士 (機関当直) | Unpermitted<br>乗組不可                                                            | Unpermitted<br>乗組不可                    | Unpermitted<br>乗組不可            |
| その他の限定            | Marine diesel engine only<br>当該海技免状では、内燃 (ディーゼル) 機関搭載船にのみ船舶職員として乗<br>り組むことができる |                                        |                                |

※履歴限定が付されている海技免状の場合は、その限定内容により当該海技免状で乗り組むことができる船舶の航行区域及び機関出力並びに職務が制限される。

(5) 履歴限定等の解除（則4条の2）

- ① 履歴限定を受けた海技免許であって、解除に必要な乗船履歴を満たした者は申請により限定を解除（変更）することができる。

【申請必要書類及び提出先】

|                                     |                                                                 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 提出先                                 | 地方運輸局等                                                          |
| 必要書類                                |                                                                 |
| 1. 乗船履歴を証明する書類                      | 船員手帳等                                                           |
| 2. 海技免許限定解除(変更)申請書<br>(則4条の2(3号様式)) | 後記資料「申請書記載例」参照                                                  |
| 3. 手数料納付書(26号様式)                    | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                           |
| 4. 海技免状                             | 現有免状は返納する。                                                      |
| 5. 写真票(9号様式)                        | 写真サイズ 30mm×30mm<br>申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、署名記載欄には申請者(本人)の自署 |
| 6. 委任状                              | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                              |
| 7. 海技免状受領書<br>(9号様式(事務取要領))         | 地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要               |

- ② 能力限定を受けた海技免許であって、ECDIS講習を受講した者は申請により限定を解除することができる。

【申請必要書類及び提出先】

|                                    |                                                                |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 提出先                                | 地方運輸局等                                                         |
| 必要書類                               |                                                                |
| 1. ECDIS講習修了証明書                    | 国土交通大臣指定 ECDIS 講習機関                                            |
| 2. 海技免許限定解除(変更)申請書<br>(4条の2(3号様式)) | 後記資料「申請書記載例」参照                                                 |
| 3. 手数料納付書(26号様式)                   | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                          |
| 4. 海技免状                            | 現有免状は返納する                                                      |
| 5. 写真票(9号様式)                       | 写真サイズ 30mm×30mm<br>申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、署名記載欄は申請者(本人)の自署 |
| 6. 委任状                             | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                             |
| 7. 海技免状受領書<br>(9号様式(事務取要領))        | 地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要              |

【国土交通大臣指定 ECDIS 講習機関一覧】

平成30年4月1日現在

|                      |   |                                            |
|----------------------|---|--------------------------------------------|
| ① 独立行政法人海技教育機構 海技大学校 | ④ | NYK SHIPMANAGEMENT PTE LTD TRAINING CENTRE |
| ② 株式会社日本海洋科学         |   |                                            |
| ③ 国立大学法人 東京海洋大学      | ⑤ | ” K ” LINE MARITIME ACADEMY PHILIPPINES    |

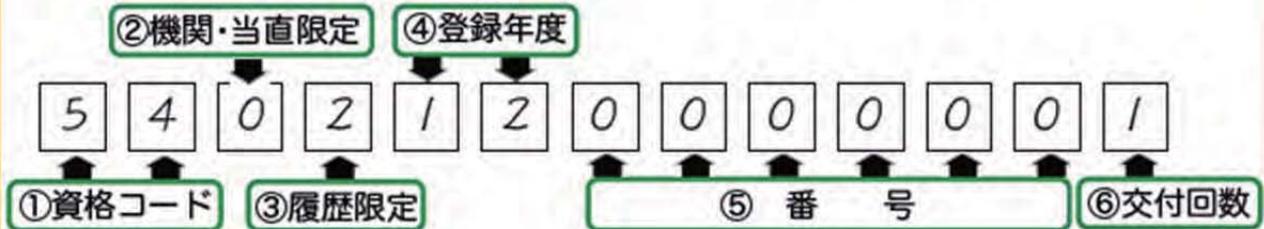


## コーヒーブレイク ～ その1 「海技免状 編」



海技免許番号から色々な情報を読み取れることは知っていますか？

13ケタの海技免許番号の仕組みを分解して解析してみましょう！



| ① 資格コード                         |                                                                                      | ② 機関・当直限定                        | ④ 登録年                      |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 左 (資格種別)                        | 右 (資格級別)                                                                             | 0 ≠ 限定無し<br>1 = 機関限定<br>2 = 当直限定 | 西暦の下二桁                     |
| 5 ≠ 航海<br>6 = 機関<br>7 = 通信・電子通信 | 1 = 一級<br>2 = 二級<br>3 = 三級<br>4 ≠ 四級<br>5 = 五級<br>6 = 六級<br>*電子通信の場合は<br>5 = 1級で以下降順 |                                  | ⑤ 番号<br>固有の番号              |
|                                 |                                                                                      | ③ 履歴限定                           | ⑥ 交付回数                     |
|                                 |                                                                                      | 0 = 限定なし<br>1 = 一部限定<br>2 ≠ 全限定  | 交付された回数<br>*10回交付されると0に戻る。 |

※以上のことからこの海技免許番号 (540212000001) は

1. 四級海技士 (航海) で、
2. 一度も履歴限定の解除がされてなく、
3. 登録年が平成24年、
4. 免許取得後更新、再交付、訂正申請のいずれかを1回行っているということが分かります。

### 注意

1. 限定解除された海技免許が交付される場合には、交付回数は変更されず、③履歴限定の数字だけが変更されます。
2. 能力限定を解除した場合は海技免許番号の変更はありません。

## 第5節 更新申請（法7条の2）

海技免状の更新制度の根拠は、船員の技術に関する国際統一基準である STCW 条約にある。この条約には、船舶職員はその身体適正及び専門的能力について5年を超えない一定期間ごとに主務官庁の審査を受けなければならない旨の規定があり、これを受けて現在の更新制度がスタートしたものである。

また、我が国の更新制度の目的は、海技士が船舶職員として職務を行うにあたり知識及び技能の最新化を確保するため、身体適正を審査し、尚且つ専門的能力を維持し、もって船舶の航行の安全を図ることとなっており、海技免状の有効期間を5年間と定めている。

### （1）更新要件（法7条の2第3項）

海技免状の有効期間を更新するには、身体適正基準を満たし、かつ、下記の②要件（ア）～（ウ）のいずれかを満たさなければならない。

#### ① 有効期間の更新のための身体適正基準（則9条の2、別表第3）

各々の資格について下記の合格基準を満たさなければならない。

| 検査項目                       | 合格基準                                                                                |                              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 視力<br>(5メートルの距離で万国視力表による。) | 海技士(航海)資格                                                                           | 視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.5以上であること。 |
|                            | 海技士(機関)資格                                                                           | 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.4以上であること。  |
|                            | 海技士(通信)又は海技士(電子通信)資格                                                                | 視力(矯正視力を含む。)が両眼共に0.4以上であること。 |
| 色覚                         | 船舶職員として職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。                                                   |                              |
| 聴力                         | 5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。                                                             |                              |
| 疾病及び身体機能の障害の有無             | 心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。 |                              |

#### ② 要件

(ア) 省令に定める一定の乗船履歴を有すること。(則9条の3)

海技士の区分に応じ、船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前5年以内に1年以上乗り組んだ履歴、又は海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前6月以内に3月以上乗り組んだ履歴を有すること。

|                           |                                                                   |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 海技士(航海)の資格の海技士            | 総トン数20トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士(運航士(二号職務)を除く。)                          |
| 海技士(機関)の資格の海技士            | 総トン数20トン以上の船舶の機関長、機関士、若しくは運航士(運航士(一号職務)を除く。)又は令第11条第1項(※1)に定める機関長 |
| 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格の海技士 | 船舶の通信長又は通信士<br>又は令第11条第1項に定める通信長(※2)                              |

※1 帆船以外の小型船舶であって国土交通省令で定める区域(沿海区域の境界からその外側 80 海里以遠の水域(母船搭載型小型船舶で母船から半径 2 海里以内の区域を除く。)則 125 条)を航行するものの機関長として、六級海技士(機関)の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させること。

※2 配乗表のうち通信長に係るもの(国土交通省令で定める部分に限る。)

(イ) 乗船履歴を有する者と同等以上の知識及び経験(以下、「同等業務経験」という。)を有すると認定されること。(法 7 条の 2 第 3 項第 2 号、法 23 条の 11、更取要領第 5)

同等業務認定することにより海技免状等の更新を可能にする行為で、真に乗船履歴に代わり得る業務に対してのみ行われ、かつ公正な手段により証明される。

| 同等業務経験を有する者                     | 種類                                   | 期間                                     |
|---------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 海難審判官等                          | 海技士<br>(航海、機関、通信、電子通信)<br>小型船舶操縦士 ※1 | 受有する海技免状及び操縦免許証の満了日以前 5 年以内の期間内に 1 年以上 |
| 法 15 条の海技試験官                    |                                      |                                        |
| 登録講習講師                          |                                      |                                        |
| 運輸安全委員会設置法第 17 条第 2 項の事故調査官     |                                      |                                        |
| 大学等教員                           | 海技士(航海、機関、通信、電子通信) ※1                |                                        |
| 小型教習教員                          | 小型船舶操縦士                              |                                        |
| 法 23 条の 16 第 1 項の小型船舶操縦士試験員     |                                      |                                        |
| 水先法第 2 条第 2 項の水先人               | 海技士(航海)                              |                                        |
| 海上運送法第 10 条の 3 第 2 項第 5 号の運航管理者 | 海技士(航海)<br>小型船舶操縦士 ※2                |                                        |
| 部員等                             | 海技士(航海、機関、通信、電子通信) ※3                |                                        |
| 国土交通大臣が認定して差し支えないと指示した者         | 指示した資格                               | 指示した期間                                 |

※1 当該者の職務の内容が航海系、機関系と区分されているときは当該内容と直接関係があると認められる資格

※2 当該者が管理する船舶が小型船舶以外のときは海技士(航海)、小型船舶のときは小型船舶操縦士の資格

※3 船員手帳の「職務」の欄に記載された職務と関係があると認められる資格  
ただし、職名が「船舶技士」の場合は海技士(航海、機関)

「運航士(1号職務)・特定」の場合は海技士(機関)

「運航士(2号職務)・特定」の場合は海技士(航海)の資格

(ウ) 登録海技免状更新講習実施機関の更新講習を修了している。(則 9 条の 4)

資格の種類に応じて定める講習であり、登録海技免状更新講習実施機関が行うものの課程を海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前 3 月以内に修了していること。

| 資格の種類                                     | 講習名      |
|-------------------------------------------|----------|
| 海技士(航海) 一級、二級、三級、船橋当直三級                   | 上級航海更新講習 |
| 海技士(航海) 四級、五級、六級                          | 航海更新講習   |
| 海技士(機関) 一級、二級、三級、機関当直三級、<br>内燃機関二級、内燃機関三級 | 上級機関更新講習 |
| 海技士(機関) 四級、五級、六級、<br>内燃機関四級、内燃機関五級、内燃機関六級 | 機関更新講習   |
| 海技士(通信) 一級、二級、三級<br>海技士(電子通信) 一級、二級、三級、四級 | 通信更新講習   |

<例えばこんなときは??>

**五級海技士(航海)の有効期間満了日まであと4月!**

現在、甲板部の航海当直部員として雇入れ1年1月乗船している。  
海技免状の有効期間満了日以前5年以内に一等航海士として9月乗船した。  
乗船履歴による海技免状更新条件は、次のいずれかであるから、

- ① 船舶職員として5年以内に1年または6月以内に3月
- ② 同等業務認定(甲板部航海当直部員)として2年

履歴により更新しようとする場合は

上記①の場合は、今から職務を変更して、船舶職員としてあと3月乗船する。

上記②の場合は、このまま甲板部航海当直部員としてあと2月乗船する

※ 職員の履歴=部員の履歴 として通算できる。

☞海技士国家試験の乗船履歴の計算方法と違うことに注意する。

(2) 更新申請の手続き

【申請必要書類及び提出先】

|                                   |                                                                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                               | 地方運輸局等                                                                              |
| 必要書類 (5(①~③).7.8.9.10.の書類は必要に応じて) |                                                                                     |
| 1. 海技免状更新申請書<br>(6号様式)            | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                      |
| 2. 手数料納付書<br>(26号様式)              | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                                               |
| 3. 写真票 (9号様式)                     | 写真サイズ 30mm×30mm<br>申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、<br>氏名記載欄には漢字とローマ字で申請者(本人)の自署         |
| 4. 現有海技免状                         | 紛失している場合は<br>・海技免状滅失顛末書 第1号様式の4(更取要領)<br>・本人であることが確認できる書類<br>後記資料「海技免状滅失時の本人確認書類」参照 |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 更新要件を満たす書類            | <p>下記の証明書類のいずれか必要となる。</p> <p>① 乗船履歴表と乗船履歴を証明する書類<br/>※ 次項 (3) 乗船履歴の証明 参照</p> <p>② 更新講習修了証明書 (申請日以前3ヶ月以内のもの)<br/>※ 登録更新講習実施機関は、(公財)海技資格協力センターHP 参照 <a href="http://www.kousin-c.or.jp/update/search.html">http://www.kousin-c.or.jp/update/search.html</a></p> <p>③ 同等業務経験認定書 第11号様式 (更取要領)<br/>※ 同等業務経験認定と更新申請を同時に行う場合、認定書の交付が省略される (更取要領第5、2(4))</p> |
| 6. 海技士身体検査証明書 (7号様式)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医師の発行した申請日3ヶ月以内のもの</li> <li>・写真(30mm×30mm)貼付、医師の割印があるもの</li> <li>・則9条の2「別表第3」の身体適正基準を満たすもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| 7. 無線従事者免許証の写し           | 国際航海に従事する航海士が、海技免状の無線資格についての英文表記 (乗船時無線資格を所持しなければならない旨) の記載を削除するときに要する。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8. 船舶局無線従事者証明書           | <p>通信、電子通信の海技免状受有者に限る</p> <p>※ 海技免状に記載された有効期間が期限内であっても、船舶局無線従事者証明が効力を失うと、海技免状の効力も失われるので注意が必要(法7条の2第4項、電波法48条の3)</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 9. 海技免状受領書 (9号様式(事務取要領)) | 地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 10. 返納確約書 (1号様式の2(更取要領)) | <p>更新時に乗船中である等の事由で当該海技免状を返納ができない場合に海技免状(写し)と共に提出する。</p> <p>※ 更新された新しい海技免状が手元に届き次第、更新前の海技免状は速やかに返納すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11. 委任状                  | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(注1) 同時申請で氏名、本籍の都道府県名の変更、又は記載事項の氏名、本籍の都道府県名を訂正するときは、海技免状の訂正申請が別途必要となり、手数料も更新申請分とは別に訂正申請分の納付が必要となる。

(注2) 確認資料として戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し(原本)(個人番号の記載のないもの)等の添付が必要である。

海技士(電子通信)資格者の配乗が義務づけられている船舶(GMDSS 搭載義務船)に乗り組んだ航海士等が、海技士(電子通信)の資格を受有している場合『航海士等の乗船履歴の証明書類に下記の書類を添付すると、海技士(航海)の更新のための乗船履歴のみならず、海技士(電子通信)の更新のための乗船履歴としても見做され同等業務認定となる。』

| 日本船舶 (以下の書類の内一つ)                                                                                                                                                                 | 外国船舶 (以下の書類の内一つ)                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物船安全無線証書 (Cargo Ship Safety Radio Certificate)</li> <li>・旅客船安全証書 (Passenger Ship Safety Certificate)</li> <li>・船舶検査証書・船舶検査手帳</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物船安全無線証書 (Cargo Ship Safety Radio Certificate)</li> <li>・旅客船安全証書 (Passenger Ship Safety Certificate)</li> </ul> |

(3) 乗船履歴の証明

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 船員手帳に履歴が記載されている場合</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員手帳、又は船員手帳記載事項証明書<br/>(船員法施行規則第 39 条第 1 項)</li> <li>・ 乗船履歴表 (更新用) (第 4 号様式 (更取要領))</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>2. 一括届出の場合</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員手帳</li> <li>・ 一括届出許可証の写し</li> <li>・ 一括届出の乗船履歴証明書 (様式第 2 号)</li> <li>※ 船舶所有者が作成する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>3. 外国籍の船舶に乗船した場合</p>                  | <p>外国船籍の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 領事印の押印がない場合、船名・船長名の確認できる派遣認定申請書 (写し) を添付</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>4. 船員手帳を滅失又は毀損した者又は船員手帳を受有しない者の場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 官公署 (独立行政法人を含む。以下同じ。) の所属船舶に乗り組んだ履歴は、<u>当該官公署の証明</u> (第 6 号様式 (更取要領))</li> <li>② 官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴は、<u>船舶所有者又は船長の証明</u> (第 7 号様式 (更取要領)) 及び <u>船舶検査手帳の写し</u></li> <li>※ 船舶検査手帳を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明するには、漁船登録の謄本、又はその居住する市町村の長 (特別区にあっては特別区の長) の次に掲げる事項についての証明書を添付する。</li> <li>1. 船舶番号    2. 船種及び船名    3. トン数</li> <li>4. 推進機関の種類及び出力並びに無線設備種類</li> <li>5. 船舶の用途    6. 航行する区域</li> <li>7. 船舶所有者の氏名、名称及び船舶の所有期間</li> </ul> |
| <p>5. 船舶所有者又は船長の場合</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の所有に属する船舶又は自己が船長である船舶に乗り組んだ履歴は次のいずれかを要する。</li> <li>1. 当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村長の証明</li> <li>2. 他の船舶所有者又は係留施設の管理者の証明</li> <li>3. その他の船舶所有者に代わって当該船舶を管理する者の証明 (第 8 号様式 (更取要領))</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>6. 同等業務経験認定書</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新手続前に以下の 1. 又は 2. の書類に船員手帳を添えて、地方運輸局長等への申請により「同等業務経験認定書」の交付を要する。</li> <li>1. 同等業務経験認定申請書、船員手帳<br/>(第 9 号様式 (更取要領))</li> <li>2. 乗船履歴表 (部員等同等業務経験認定申請用)<br/>(第 10 号様式 (更取要領))</li> <li>3. 船員手帳</li> <li>※ 海技免状の更新申請と同時に認定申請を行った場合、地方運輸局長等は同等業務経験認定書の交付を省略できるとされている。</li> </ul>                                                                                                                                              |

注) 証明者が個人の場合は当該証明書に実印を押印、印鑑証明書を添付すること。

<更新にかかわる乗船履歴の証明方法>

|             |                                                                                                                                                         |                                                     |                                    |         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------|---------|
|             |                                                                                                                                                         |                                                     | 船舶所有者、船長が自己の履歴を証明する者               | 左記以外    |
| 船員手帳を受有する者  | 船員手帳保持者                                                                                                                                                 | 海技士(航海)※1<br>海技士(機関)<br>小型船舶操縦免許証※1<br>海技士(通信・電子通信) | ※1であって、船主船長として就職証明を受けている場合<br>A. F | A. E    |
|             | 船員手帳を滅失、き損した者                                                                                                                                           |                                                     | D. F. G                            | C. F. G |
| 船員手帳を受有しない者 | 職務上生じた履歴                                                                                                                                                | 官公署の船舶に乗組んだ者                                        | /                                  | B       |
|             |                                                                                                                                                         | 法人に雇用されている者                                         |                                    | C. G. N |
|             |                                                                                                                                                         | 法人に雇用されていない者                                        | D. G. H                            | C. G. H |
|             | 職務以外で生じた履歴                                                                                                                                              | 法人に雇用されている者が法人所有の船舶に乗組んだ場合                          | /                                  | C. G. I |
|             |                                                                                                                                                         | 船舶貸渡業者から借りた船舶に乗組んだ場合                                |                                    | C. G. J |
|             |                                                                                                                                                         | その他の船舶に乗組んだ場合<br>(友人所有の船舶に乗組んだような場合)                |                                    | C. G. K |
|             |                                                                                                                                                         | 自己所有船                                               | D. G. K. L                         | /       |
|             |                                                                                                                                                         | 自己所有船以外の船舶 ※2                                       | D. G. L. M                         |         |
| <b>A</b>    | 乗船履歴表 第4号書式                                                                                                                                             |                                                     |                                    |         |
| <b>B</b>    | 乗船履歴証明書(官公署用) 第6号書式                                                                                                                                     |                                                     |                                    |         |
| <b>C</b>    | 乗船履歴証明書(一般用) 第7号書式                                                                                                                                      |                                                     |                                    |         |
| <b>D</b>    | 乗船履歴証明書(自己証明用) 第8号書式<br>他の船舶所有者、マリナー等の船舶の管理者(小型船舶に限る)、市町村長からの履歴証明または確認を得ること。ただし、※2の場合は証明書不要                                                             |                                                     |                                    |         |
| <b>E</b>    | 船員手帳または船員手帳記載事項証明書<br>一括届出の場合、所有者による乗船履歴証明書および一括届出許可書の写しも必要                                                                                             |                                                     |                                    |         |
| <b>F</b>    | 海員名簿の原本と相違ない旨の船舶所有者の証明(船長の証明により乗船履歴を証明する場合を除く)が付された海員名簿の(二および四の部分)の写し                                                                                   |                                                     |                                    |         |
| <b>G</b>    | 船舶検査証書、船舶検査手帳を受有する船舶はその写し<br>それ以外の船舶は、漁船登録の謄本または居住する市町村長の則32条2項(船舶番号、船種船名、総トン数、推進機関の種類、出力、無線設備の種類、航行区域、船舶所有者の住所、氏名又は名称、船舶の所有期間)が記載された証明                 |                                                     |                                    |         |
| <b>H</b>    | 当該職務を確実に遂行していたことがわかる官公署が発行した書類(地方税申告書に基づく市町村長の証明書、各種許可書等)の写し<br>家族船員であって自身について証明書類の発行を受けられない場合、その配偶者等が受けた証明書の写しおよび自身が当該配偶者等と同居の親族関係にあることを証する書類(保険証等)の写し |                                                     |                                    |         |
| <b>I</b>    | 法人の当該船舶の管理簿(運航記録)等の写し                                                                                                                                   |                                                     |                                    |         |
| <b>J</b>    | 貸渡業者の営業記録の写しまたは領収書の写し                                                                                                                                   |                                                     |                                    |         |
| <b>K</b>    | マリナー等の船舶管理者の管理記録、領収書の写し等乗船したことが明らかになる書類                                                                                                                 |                                                     |                                    |         |
| <b>L</b>    | 船舶所有者の営業記録の写しまたは領収書の写し                                                                                                                                  |                                                     |                                    |         |
| <b>M</b>    | 船舶の管理委託契約書の写し(乗船履歴証明書に署名捺印した者が船舶管理者である場合)                                                                                                               |                                                     |                                    |         |
| <b>N</b>    | 身分証明書(当該職務の内容が明らかになるもの)の写しまたは、当該職務に就業していたことを法人代表者が証明した書類                                                                                                |                                                     |                                    |         |
| <b>O</b>    | 営業用船舶の所有者または管理者が発行した領収書であって、乗船日、場所が明らかになるもの                                                                                                             |                                                     |                                    |         |

※2 自己居住地から遠隔地にある営業用船舶に乗組んだ履歴であって、G. L. Mの提出が困難な場合はD. O.

<注意>

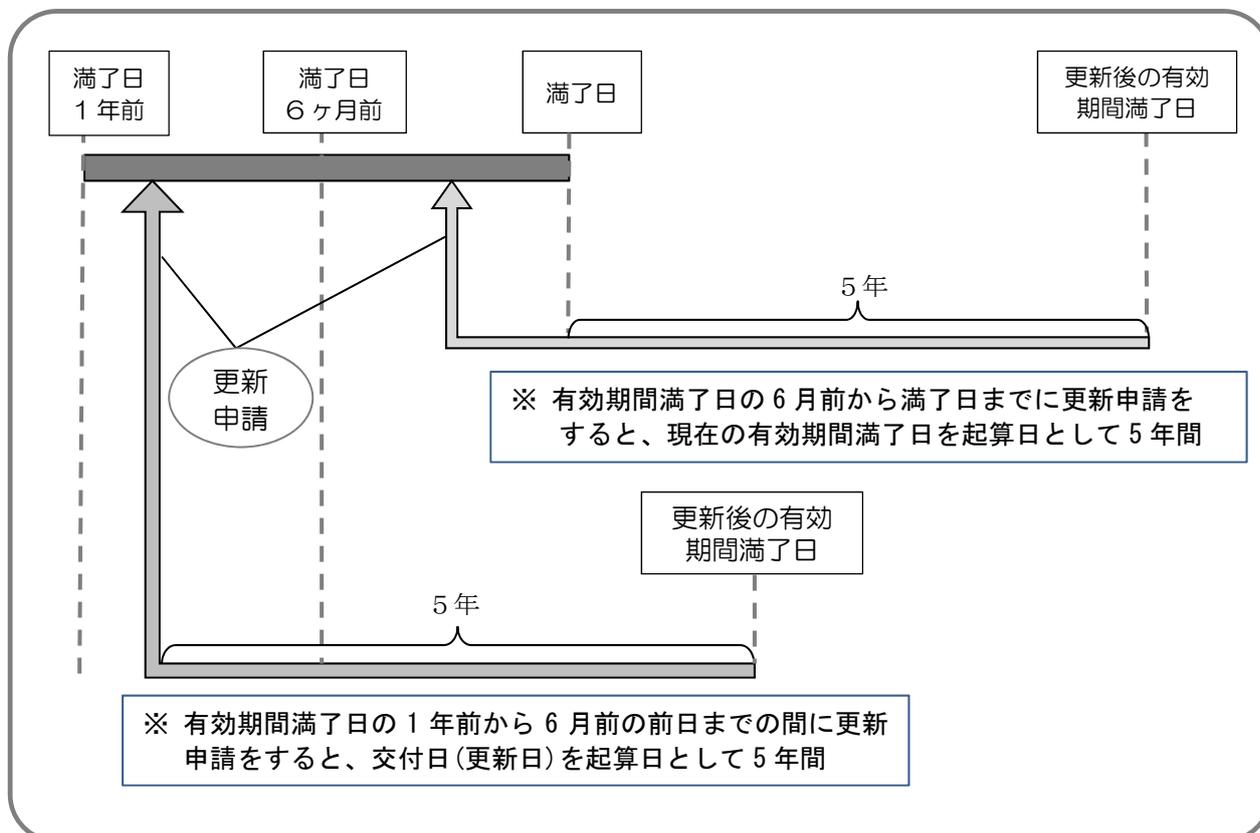
1. 乗船履歴を証明する者が個人の場合は、その者の印鑑証明書が必要（証明書には実印押印）。
2. 一つの証明方法では規定の履歴に達しない場合は、他の証明方法による履歴と合算できる。
3. Dの証明書に証明者として署名捺印した者が、他の船舶所有者の場合は、その船舶のGの書類。
4. 船長の証明は、外国船舶に乗組んだ履歴や船舶所有者の証明により難い合理的な理由のある場合に限る。
5. 法人に雇用されている者が当該法人所有の船舶に船長として乗組んだ履歴および申請者の親族・友人・知人等が所有する船舶を借入れて当該船舶の船長として乗組んだ履歴は自己証明できない。
6. 外国船舶の船長が乗船履歴を証明しようとする場合は、当該船舶の船籍国での領事の証明書やその者が当該船舶の船長であることを確認できる書類（派遣認定許可書の写し等）を提出すること。
7. 船主、家族船員、法人所有船舶の当該法人の代表者等が、海員名簿第五表に記載され、クルーリストにより当該職務を確実に遂行していたことがわかる者は、乗船履歴として証明できることがあるので、最寄りの地方運輸局等の事務所に問い合わせること。

乗船履歴証明は履歴の根拠となる証明書が必要になるが、乗船履歴表の種類により添付書類が違ってくるので注意を要する！

(4) 海技免状の有効期間の更新（則9条の5）

- ① 海技免状の有効期間が満了する日以前1年以内に、海技免状更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

ただし、海技免状の有効期間が満了する日の6月前の前日までに有効期間の更新をした海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日となる。（則9条の5第4項）



- ② 複数の海技免状（操縦免許証）を受有する者は、先に更新期間を迎える海技免状（操縦免許証）に併せて、更新期間に入っていない他の海技免状（操縦免許証）の更新申請をすることができる。（則9条の5の2）
- (ア) 更新申請する海技免状等のうち申請日から有効期間満了日までが6月よりも前の免状等が一つでもある場合（更新期間が到来していない海技免状がある場合を含む。）⇒ 起算日は更新日
- (イ) 更新申請する海技免状等のうち申請日から有効期間満了日までの期間が6月以上の免状等がない場合 ⇒ 起算日は有効期間満了日の翌日
- ※ 最も早く満了日が到来する海技免状等が基準となる。

○同時更新を行った場合の例（申請日は平成29年5月1日）

例1：海技免状（更新期間前のもの）と操縦免許証を更新するとき。



海技免状、操縦免許証  
ともに起算日は、  
平成29年5月1日と  
なる。

有効期限：平成30年9月1日 有効期限：平成29年10月1日

例2：海技免状（有効期限までが6月以内）と操縦免許証（更新期間前）を更新するとき。



海技免状、操縦免許証  
ともに起算日は、  
平成29年8月2日  
となる。

有効期限：平成29年8月1日 有効期限：平成30年10月1日

## 第6節 失効再交付申請

(1) 海技免状の失効再交付（則9条の6、則9条の7）

法7条の2第5項の海技免状が効力を失った（有効期間が過ぎた）場合における海技免状の再交付を申請する者は、身体適正基準を満たし、かつ、資格の種類に応じて定める海技免状の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「海技免状失効再交付講習」という。）であり、登録海技免状失効再交付講習実施機関が行う課程を、第9条の8の規定により海技免状の再交付の申請をする日以前3月以内に修了していなければならない。

| 資格の種類                                        | 講習                                                       |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 海技士(航海)<br>一級、二級、三級、船橋当直三級                   | 上級航海失効再交付講習<br>失効後5年未満の講習時間 8時間以上<br>失効後5年以上の講習時間 13時間以上 |
| 海技士(航海) 四級、五級、六級                             | 航海失効再交付講習<br>失効後5年未満の講習時間 3時間以上<br>失効後5年以上の講習時間 8時間以上    |
| 海技士(機関)<br>一級、二級、三級、機関当直三級、<br>内燃機関二級、内燃機関三級 | 上級機関失効再交付講習<br>失効後5年未満の講習時間 8時間以上<br>失効後5年以上の講習時間 13時間以上 |
| 海技士(機関)<br>四級、五級、六級、内燃機関四級<br>内燃機関五級、内燃機関六級  | 機関失効再交付講習<br>失効後5年未満の講習時間 3時間以上<br>失効後5年以上の講習時間 8時間以上    |
| 海技士(通信) 一級、二級、三級<br>海技士(電子通信) 一級、二級、三級、四級    | 通信失効再交付講習<br>講習時間 3時間以上                                  |

(2) 失効再交付申請の手続き

【申請必要書類及び提出先】

|                              |                                                                                     |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                          | 地方運輸局等                                                                              |
| 必要書類 (7.8.9. の書類は必要に応じて)     |                                                                                     |
| 1. 海技免状再交付申請書<br>(8号様式)      | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                      |
| 2. 手数料納付書<br>(第26号様式)        | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                                               |
| 3. 写真票 (第9号様式)               | 写真サイズ 30mm×30mm<br>申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、<br>氏名記載欄には、漢字とローマ字で申請者(本人)の自署        |
| 4. 海技免状                      | 紛失している場合は<br>・海技免状滅失願末書 第1号様式の4(更取要領)<br>・本人であることが確認できるもの<br>後記資料「海技免状滅失時の本人確認書類」参照 |
| 5. 失効再交付講習修了<br>証明書          | 申請日以前3月以内に交付されたもの                                                                   |
| 6. 海技士身体検査証明書                | ・指定医師の発行した申請日3月以内のもの<br>・写真(30mm×30mm)貼付、医師の割印があるもの<br>・則9条の2「別表第三」の身体適正基準を満たすもの    |
| 7. 無線従事者免許証の写し               | 国際航海に従事する航海士が、海技免状の無線資格についての英文表記(乗船時無線資格を所持しなければならない旨)の記載を削除するときに要する。               |
| 8. 船舶局無線従事者証明書               | 通信、電子通信の海技免状受有者に限る                                                                  |
| 9. 海技免状受領書<br>(第9号様式(事務取要領)) | 地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要                                   |
| 10. 委任状                      | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                  |

(注 1) 失効再交付申請と同時に氏名、本籍の都道府県名の変更、又は記載事項の氏名、本籍の都道府県名を訂正するときは、海技免状の訂正申請が別途必要となり、手数料も再交付申請分とは別に訂正申請分の納付が必要となる。

(注 2) 確認資料として戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し（原本）（個人番号の記載のないもの）等の添付が必要になる。

## 第 7 節 滅失等再交付申請（則 10 条）

海技免状を滅失し、又はき損したときは、第 8 号様式による海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。

### (1) 滅失等再交付申請手続き

#### 【申請必要書類及び提出先】

|                                    |                                                                              |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                                | 地方運輸局等                                                                       |
| 必要書類                               |                                                                              |
| 1. 海技免状再交付申請書<br>(第 8 号様式)         | 後記資料「申請書記載例」参照                                                               |
| 2. 手数料納付書(第 26 号様式)                | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                                        |
| 3. 写真票 (第 9 号様式)                   | 写真サイズ 30 mm×30 mm<br>申請日前 6 月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、氏名記載欄には、漢字とローマ字で申請者（本人）の自署 |
| 4. 海技免状滅失顛末書<br>(第 1 号様式の 4(更取要領)) | 後記資料「申請書記載例」参照                                                               |
| 5. 本人であることが確認<br>できるもの             | 後記資料「海技免状滅失時の本人確認書類」参照                                                       |
| 6. 現有海技免状                          | き損した場合                                                                       |
| 7. 無線従事者免許証                        | 海技士(通信)および海技士(電子通信)の場合                                                       |
| 8. 海技免状受領書<br>(第 9 号様式(事務取要領))     | 地方運輸局等にある海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要                            |
| 9. 委任状                             | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                           |

(注 1) 滅失再交付申請と同時に氏名、本籍の都道府県名の変更、又は記載事項の氏名、本籍の都道府県名を訂正するときは、海技免状の訂正申請が別途必要となり、手数料も再交付申請分とは別に訂正申請分の納付が必要となる。

(注 2) 確認資料として戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し（原本）（個人番号の記載のないもの）等の添付が必要になる。

## 第8節 訂正申請（法7条）

本籍の都道府県名、若しくは氏名に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤り（本籍の都道府県名、氏名又は出生の年月日の誤りであるときに限る。）があることを発見したときは、遅滞なく、第5号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項（海技免状）の訂正を申請しなければならない。

### （1）訂正申請手続き

#### 【申請必要書類及び提出先】

|                               |                                                                                                                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                           | 地方運輸局等                                                                                                                                        |
| 必要書類                          |                                                                                                                                               |
| 1. 登録事項（海技免状）<br>訂正申請書（第5号様式） | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                                                                                |
| 2. 手数料納付書（26号様式）              | 後記資料「海技士免許に係る手数料一覧」参照                                                                                                                         |
| 3. 写真票（9号様式）                  | 写真サイズ 30mm×30mm<br>申請日前6月以内撮影、無帽、正面上半身の写真を貼付し、氏名記載欄には、漢字とローマ字で申請者（本人）の自署                                                                      |
| 4. 海技免状                       | 紛失している場合は<br>・海技免状滅失願末書 第1号様式の4（更取要領）<br>・本人であることが確認できるもの<br>後記資料「海技免状滅失時の本人確認書類」参照                                                           |
| 5. 訂正事項が確認できるもの               | 戸籍抄本、若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（原本）（個人番号の記載のないもの）（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）） |
| 6. 海技免状受領書<br>（第9号様式（事務取要領））  | 地方運輸局等にある海技免状（操縦免許証）の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要                                                                                             |
| 7. 委任状                        | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                            |

※ 海技免状の更新時に、乗船履歴の証明として提出した船員手帳に記載されている本籍、氏名、生年月日と海技免状に記載されている本籍、氏名、生年月日に違いがある場合があるが、海技免状に誤りがある場合は、海技免状の更新申請と同時に訂正申請を行う必要があり、船員手帳に誤りがある場合も、速やかに訂正する。  
（本人の出頭不要）

## 第9節 海技免状の返納、海技免許の失効、取消

### (1) 海技免状の返納

① 海技士は次のいずれかに該当することとなったときには、速やかにその事由を記載した書類を添えて、その受有する海技免状((オ)の場合には発見した海技免状)を国土交通大臣に返さなければならない。(則12条1項)

(ア) 海技士(通信)、又は海技士(電子通信)に係る海技免許が、電波法41条の規定による無線従事者の免許、又は船舶局無線従事者証明が取り消され、その効力を失ったとき。(法8条2項)

(イ) 海技従事者が、法10条1項又は2項による規定違反、若しくは心身の故障等の事由によりその免許が取り消されたとき。

(ウ) 海技免許の効力が失われたとき。

(エ) 海技免状の有効期間の更新を行わなかったため、海技免状が失効したとき。  
また、海技士(通信)又は、海技士(電子通信)に係る海技免状にあっては有効期間内であっても、船舶局無線従事者証明書が失効したとき(電波法48条の3)にはその効力を失う。(法7条の2第1項)(法7条の2第4項)

(オ) 滅失した等により再交付を受けた後、失った海技免状を発見したとき。(則10条)

② 海技士は交付を受ける海技免状と引き換えに、その受有する海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。

(ア) 上級の資格についての海技免許を受けたとき。

(イ) 船橋当直限定、又は機関当直限定、若しくは機関限定の付された海技免許を受けた者が同一の限定のない海技免許を受けたとき。

(ウ) 履歴限定解除申請、登録事項訂正申請、更新申請、再交付申請(き損)を行うとき。

③ 海技士が失踪宣告を受け、又は死亡したときは、同居の親族、又は海技免状を保管する者は、海技免状を国土交通大臣に返納しなければならない。

④ 海技免状が滅失している場合は顛末書を添えて国土交通大臣に届け出ること。

### (2) 海技免許の失効(法8条)

① 海技士が上級の資格についての海技免許を受けたとき、又は当直限定(船橋当直又は機関当直)や、機関限定の海技免許を受けた者が、同じ資格の限定のない海技免許を受けたときは下級あるいは限定付きの海技免許は失効する。

② 海技士(通信)あるいは海技士(電子通信)の海技免許は、電波法41条の規定による無線従事者免許又は船舶局無線従事者証明書が取り消されたときは通信士としての資格が当然に失われることとなるため、その効力を失う。

### (3) 海技免許の取消等(法10条)

国土交通大臣は海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、2年以内の業務停止を命じ、又は戒告することができる。

ただし、これらの事由によって発生した海難について海難審判所が審判を開始した

ときは、この限りでない。

- ① この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- ② 船舶職員としての職務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の法令の規定に違反したとき。また、国土交通大臣は、海技士が心身の障害により船舶職員の職務を適正に行うことが出来ないものとして省令（規則 17 条）で定めるものになったと認めるときはその海技免許を取り消すことができる。

ただし、このような処分は本人に対する重大な処分であることから、国土交通大臣は、これらの規定により海技免許の取消をしようとするときは、交通政策審議会の意見を聞かなければならない。



船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領（第21号様式）

第21号様式

海技士の資格に係る海技士国家試験申請書(二)

口述試験受験者で身体検査又は筆記試験に合格しているときに記入する

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (ふりがな)<br>申請者氏名 | かいぎ しょうたろう<br><b>海技 正太郎</b> |
| 現住所             | 東京都中央区湊三丁目16-2              |

筆記試験受験者で科目免除があるときは免除科目に○印を付す

試験の免除

|                                                     |                                      |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 試験申請の日以前1年以内に合格し認定により身体検査の省略を受けようとするときは試験の種別及び合格年月日 | <b>三級海技士（航海）</b> 試験<br>平成29年 5 月 1 日 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 受験する試験中筆記試験に合格しているときは合格年月日 | 平成29年 5 月 1 日 合格 |
|----------------------------|------------------|

|                          |     |                                                                             |         |         |         |      |    |
|--------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|------|----|
| 受験する筆記試験科目についての免除を受けるか否か | はい  | 左記で「はい」とした場合には、右記にその試験科目（該当のものに○をつけること）、当該試験と同種別の試験の受験時期及び試験地（複数ある場合は全て記入。） | 航海      | 海規      | 運英      | 用語   | 年月 |
|                          | いいえ |                                                                             | 機関(その一) | 機関(その二) | 機関(その三) | 執務一般 | 年月 |

学校卒業生の特例を受ける  
口述試験受験者が記入する

学校卒業証書、海技免状、無線従事者免許証の写しの照合

|                       |                      |                    |                  |        |
|-----------------------|----------------------|--------------------|------------------|--------|
| 学校名<br>(部・科)          | <b>海事大学<br/>海事学部</b> | 卒業証書番号<br>第 1000 号 | 平成26年 3 月 31 日卒業 | ※照合者認印 |
| 船舶職員養成施設名<br>及び設置者の名称 |                      | 修得単位数<br>64 単位     | ※認定単位数 単位        | ※照合者認印 |
|                       |                      | 養成施設の種類            | 修了証明書番号<br>第 号   | ※照合者認印 |
|                       |                      |                    | 年 月 日修了          |        |

|             |                             |                   |
|-------------|-----------------------------|-------------------|
| 海技免状        | 口述試験受験者、通信・電子通信受験者で受有者は記入する | ※照合者認印            |
| 無線従事者免許証    | 通信・電子通信受験者は記入する             | 年 月 日 免許登録 ※照合者認印 |
| 船舶局無線従事者証明書 |                             | 年 月 日 証明 ※照合者認印   |

乗船履歴

| 乗船順位               | 船舶名 | 総トン数又は推進機出力 | 船舶推進機関及び無線設備の種類並びに船舶の用途 | 航行区域又は従業区域（従業制限含む） | 船舶所有者の氏名又は名称 | 職名 | 船舶又は就年月日 | 下船又は終年月日    | 乗船又は就業の期間 |
|--------------------|-----|-------------|-------------------------|--------------------|--------------|----|----------|-------------|-----------|
| 1                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 2                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 3                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 4                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 5                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 6                  |     |             |                         |                    |              |    | 年 月 日    | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 乗船履歴と船員手帳又は証明書との照合 |     |             |                         |                    |              |    | ※照合者認印   | 期間の合計 年 月 日 |           |

口述試験受験は、当該受験資格に必要な分の船員手帳の乗船履歴を転記する

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第31条の規定による換算をするときは、「乗船又は就業の時間」の欄に換算した乗船期間を括弧して付記すること。  
 3 試験手数料は納付書により納付すること。

### 海技士身体検査証明書

（申請者記入）

|                     |                                           |   |
|---------------------|-------------------------------------------|---|
| 氏名（ふりがなをつけること）      | 性                                         | 別 |
| かいぎ さんたろう<br>海技 三太郎 | 男                                         | 女 |
| 出生年月日               | 更新をし、又は再交付を受けようとする海技免許に係る資格又は受けようとする試験の種類 |   |
| 平成1年2月29日           | 三級海技士（航海）                                 |   |
| 現住所                 | 東京都中央区湊三丁目16-2 電話 03（1234）5678            |   |

（検査医記入）

### 指定医の割印を確認すること

（写真）  
次のような写真を貼り付けること。

縦30mm  
横30mm  
1. 申請日前6月以内撮影  
2. 無帽、正面上半身

割印

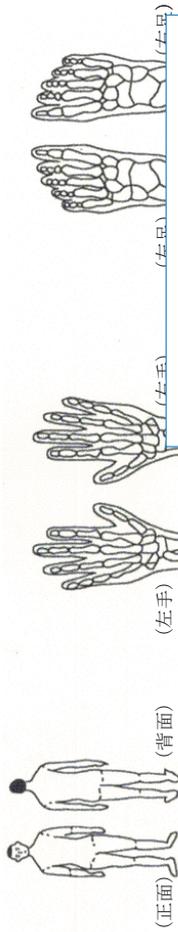
|                |                                                          |       |        |
|----------------|----------------------------------------------------------|-------|--------|
| 裸眼視力<br>(矯正視力) | 左 ( )                                                    | 右 ( ) | 両眼 ( ) |
| 2. 色覚          | 海技士（航海）両眼共に0.5以上<br>海技士（機関）両眼で0.4以上<br>海技士（通信等）両眼共に0.4以上 |       |        |
| 3. 聴力          | パネルLD-15 ( Pass ・ Fail )                                 |       |        |
| 4. 疾病          | 5 m の話声語の弁別                                              |       |        |
| 疾病の有無          | 病名及び程度（疾病のある者の場合のみ記入）                                    |       |        |
| 有 ←            | 無 ←                                                      |       |        |
| 無 ←            | 有 ←                                                      |       |        |
| 無 ←            | 無 ←                                                      |       |        |

### 5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 身体機能の障害の有無           | 障害の内容及び程度                 |
| 有 ←                  | 「有」とときはこの欄に「傷害の内容等」が記載される |
| 無 ←                  |                           |
| 握力（手指に障害のある者の場合のみ記入） | kg                        |
|                      | 左 kg                      |
|                      | 右 kg                      |

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）  
切断部位は ——、障害部位は [ ] により図示すること。

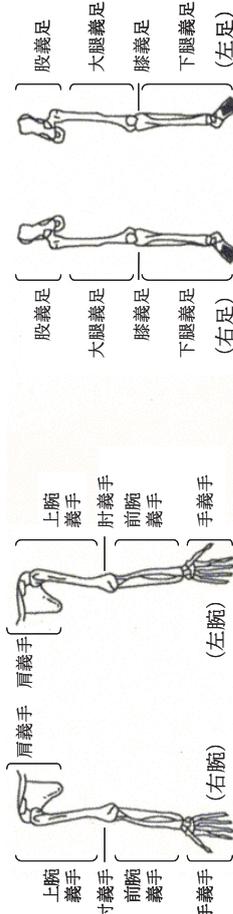


(2)~(4)の項目は、左下の5.(1) 身体機能の障害が「有」と判定された受検者について記載される

(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）

|                                      |      |      |
|--------------------------------------|------|------|
| ① 関節の屈伸                              | できる  | できない |
| 手指の屈伸                                | できる  | できない |
| 手の屈伸                                 | できる  | できない |
| 膝の屈伸                                 | できる  | できない |
| ② 障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入） | 肩関節  | 肘関節  |
| 左                                    | 右    | 左    |
| 右                                    | 左    | 右    |
| 左                                    | 右    | 左    |
| 右                                    | 左    | 右    |
| ③ 運動機能障害の程度（膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入）   | 一般歩行 | できない |
| 低重心歩行                                | できる  | できない |
| 跳躍                                   | できる  | できない |

(4) 義手義足を装着している者の場合のみ記入）  
義手義足を装着している部分を [ ] により図示すること。



6. 指定医師所見（受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入）

※この証明書は、国土交通大臣の指定を受けた船員法指定医の証明でなければならず、下記氏名欄等に医師の記名押印と指印があることを確認すること。

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について  
の結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名  
医療機関の名称及び所在地

指印

第16号様式（第5条・第56条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                              |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>受 験 票 (控)</p> <p>※受験番号 _____</p> <p>※試験ID _____</p> <p>※試験種別 _____</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>受 験 票</p> <p>※受験番号 _____</p> <p>※試験ID _____</p> <p>※試験種別 _____</p>                                        |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>(写真)<br/>次のような写真をはり付けるところ</p> <p>1 縦 30ミリメートル</p> <p>横 30ミリメートル</p> <p>2 申請日前6月以内撮影</p> <p>3 無帽、正面上半身</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(写真)<br/>次のような写真をはり付けるところ</p> <p>1 縦 30ミリメートル</p> <p>横 30ミリメートル</p> <p>2 申請日前6月以内撮影</p> <p>3 無帽、正面上半身</p> |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>現住所 _____</p> <p>氏名 _____ (男・女)</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 ( _____ 才)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>現住所 _____</p> <p>氏名 _____ (男・女)</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 ( _____ 才)</p>                      |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>割印</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                              |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>※ <b>現住所、氏名、性別、生年月日(元号)、年齢を記入する</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                              |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">併科二</td> <td style="width: 25%;">航海</td> <td style="width: 25%;">英語</td> <td style="width: 25%;">英語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関三</td> <td>執 英</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関二</td> <td>執 英</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関三</td> <td>執 英</td> </tr> </table> | 併科二                                                                                                          | 航海  | 英語  | 英語 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関三 | 執 英 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関二 | 執 英 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関三 | 執 英 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">併科二</td> <td style="width: 25%;">航海</td> <td style="width: 25%;">英語</td> <td style="width: 25%;">英語</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関三</td> <td>執 英</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関二</td> <td>執 英</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">併科一</td> <td>航海</td> <td>法 規</td> <td>英 語</td> </tr> <tr> <td>機関一</td> <td>機関三</td> <td>執 英</td> </tr> </table> | 併科二 | 航海 | 英語 | 英語 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関三 | 執 英 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関二 | 執 英 | 併科一 | 航海 | 法 規 | 英 語 | 機関一 | 機関三 | 執 英 |
| 併科二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 英語  | 英語  |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関三 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関二 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関三 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科二                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 英語  | 英語  |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関三 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関二 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| 併科一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 航海                                                                                                           | 法 規 | 英 語 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 機関一                                                                                                          | 機関三 | 執 英 |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |
| <p>○印は、試験の免除又は省略を表す。</p> <p>(注) 1 ※印欄は記入しないこと。</p> <p>2 <u>合格証明書の交付は、本受験票と引き換えになり</u><br/>ますので大切に保管してください</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                              |     |     |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |    |    |    |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |

納 付 書

平成 年 月 日

国土交通大臣殿

申請者氏名  
現住所

海技 正太郎  
東京都中央区湊 3-16-2

代理人

海事 任三郎



下記の申請について手数料(登録免許税)を納付します。

1. 申請に係る資格(締約国 **三級海技士 (航海)**)

資格受有者承認)の種類

2. 申請事項 **筆記試験手数料**

2. 申請事項には、身体検査手数料、筆記試験手数料、口述試験手数料、登録免許税、登録免許税、更新手数料、再交付手数料、変更登録に係る登録免許税、変更登録に係る手数料、履歴限定解除手数料、設備限定解除手数料の別を記入する

3. 金額 **0,000 円**

3. 手数料等の納付額は、後記資料「海技免許に係る手数料一覧」参照

収入印紙又は領収証書

※ 貼付した収入印紙の消印はしないこと

(注) 収入印紙又は領収証書の欄には、印紙納付をする場合は収入印紙を左側から順次はり付け、現金納付をした場合は当該納付に係る領収証書の上辺をはり付けること。  
申請事項の欄は、身体検査、筆記試験、日述試験、免許、更新、再交付、履歴限定解除(変更)、設備限定解除(変更)、登録事項の変更、承認試験、承認、承認証の再交付又は承認登録事項の別を記入すること。  
一の申請事項につき一枚の納付書で納付すること。(複数の申請事項をまとめて一枚にしないこと。)



## 海技士国家試験合格証明書交付申請書

海技士国家試験用・海技免許申請用として使用したいので、下記により申請します。

平成 年 月 日

地方法務局長殿

申請者氏名  
現住所  
代理人  
電話番号

**海技 正太郎**  
**東京都中央区湊 3-16-2**  
**海事 任三郎**  
**012-345-6789**



**証明書の交付を希望する  
該当箇所へ○印を付す**

記

- 証明書の種類
- 1 海技士身体検査合格証明書
  - 2 海技士国家試験筆記試験合格証明書
  - 3 海技士国家試験筆記試験科目免除証明書 **航海、運用、法規、英語、機関一、機関二、機関三、執務)**
  - 4 海技士国家試験合格証明書

**科目免除の該当箇所に○印を付す**

|                       |                                            |       |                          |
|-----------------------|--------------------------------------------|-------|--------------------------|
| (ふりがなをつけること)<br>申請者氏名 | <small>かいぎ しょうたろう</small><br><b>海技 正太郎</b> | 出生年月日 | <b>平成 2 年 2 月 29 日</b>   |
| 本籍<br>(外国人にあつては国籍)    | <b>東京都</b>                                 | 試験種別  | <b>四級海技士(航海)</b>         |
| 試験 I D 又は<br>試験開始期日   | <b>291000</b><br><b>平成 29 年 10 月</b>       | 受験番号  | <b>1234</b>              |
| 試験管轄地方運輸局             | <b>〇〇運輸局</b>                               | 合格年月日 | <b>平成 29 年 11 月 24 日</b> |

第 11 号様式 (第 5 条、第 10 条、第 76 条関係)



### ※海技士国家試験合格証明書

|                      |            |                         |
|----------------------|------------|-------------------------|
| 受験合格者氏名              | 性別         | 出生年月日                   |
| かいぎ しょうたろう<br>海技 正太郎 | 男          | 平成 2 年 2 月 29 日         |
| 試験の種別                | 三級海技士 (航海) | 合格年月日 平成 29 年 11 月 24 日 |
| 試験管轄地方運輸局            | 〇〇運輸局      |                         |

上記の者は、海技士国家試験において上記の種別の試験に合格したことを証明する。

平成 29 年 11 月 30 日

地方運輸局長



第 12 号様式 (第 57 条、第 76 条関係)



第 〇 号

### 海 技 士 国 家 試 験 筆 記 試 験 合 格 証 明 書

|                      |            |                 |                   |
|----------------------|------------|-----------------|-------------------|
| 受験者氏名                | 性別         | 出生年月日           | 本籍(外国人は国籍)        |
| かいぎ しょうたろう<br>海技 正太郎 | 男          | 平成 2 年 2 月 29 日 | 東京都               |
| 試験の種別                | 三級海技士 (航海) | 筆記試験合格年月日       | 平成 29 年 10 月 27 日 |
| 試験地                  | 〇〇〇市       | 試験管轄地方運輸局       | 〇〇運輸局             |

上記の者は、海技士国家試験において上記の種別の筆記試験に合格したことを証明する。

平成 29 年 10 月 31 日

地方運輸局長





海 技 士 国 家 試 験  
筆 記 試 験 科 目 免 除 証 明 書

|                            |                   |                 |           |
|----------------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 受 験 者 氏 名                  |                   | 出 生 年 月 日       |           |
| かいぎ しょうたろう<br>海 技 正 太 郎    |                   | 平成 2 年 2 月 29 日 |           |
| 試験の種別                      | 試験の開始期日           | 試験地             | 試験管轄地方運輸局 |
| 三級海技士 (航海)                 | 平成 29 年 10 月 18 日 | 〇〇〇市            | 〇 〇 運 輸 局 |
| 基準点に達した試験科目 (抹消印のあるものを除く。) |                   |                 |           |
| 航海                         | 運用                | 法規              | 英語        |
|                            |                   | 機関(その一)         | 機関(その二)   |
|                            |                   | 機関(その三)         | 執務一般      |

上記の受験者は船舶職員及び小型船舶操縦者法第 53 条により基準点に達した試験科目の筆記試験を免除される者であることを証明する。

平成 29 年 10 月 31 日

地方運輸局長 

- (注) 1 この証明書は、試験科目の免除を受けようとする試験が次のいずれかにも該当する場合に限り有効です。
- (1) 試験の開始日が、証明書記載の試験の開始期日から起算して 2 年を経過していない試験
  - (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 38 条の 2 第 1 項の規定により、同規則別表第 6 の上欄又は中欄に掲げる試験(筆記試験が免除されないものに限る。)とあわせて受ける筆記試験以外の試験
- 2 この証明書を不正に使用すると、試験に合格しても無効となります。



身 体 検 査 合 格 証 明 書

|                                                         |      |                 |            |
|---------------------------------------------------------|------|-----------------|------------|
| 受 験 者 氏 名                                               | 性別   | 出 生 年 月 日       | 本籍(外国人は国籍) |
| かいぎ しょうたろう<br>海 技 正 太 郎                                 | 男    | 平成 2 年 2 月 29 日 | 東 京 都      |
| 試験の種別                                                   | 試験地  |                 | 試験管轄地方運輸局  |
| 三級海技士 (航海)                                              | 〇〇〇市 |                 | 〇 〇 運 輸 局  |
| 平成 29 年 10 月 18 日 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 40 条の規定による検査を行った。 |      |                 |            |

上記の者は、海技士国家試験において上記の身体検査に合格したことを証明する。

平成 29 年 10 月 31 日

地方運輸局長 

※OCRへの記入は鉛筆で記入することとなっているが、印刷でも認められている。

第3号様式(第4条の2関係)

# 海技免許限定解除(変更)申請書

02

海技免許に係る履歴限定・能力限定について、解除(変更)を受けたいので関係書類を添えて申請します。

|         |           |        |                           |
|---------|-----------|--------|---------------------------|
| 海技免許の種類 | 四級海技士(航海) | ① 免状番号 | 5 4 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 1 |
|---------|-----------|--------|---------------------------|

(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないように明瞭に記入して下さい。

|         |       |                   |     |                            |
|---------|-------|-------------------|-----|----------------------------|
| ② 申請者氏名 | 小文字区分 | カ イ キ ッ サ ン タ ロ ウ | 現住所 | 〒104-0043<br>東京都中央区湊3-16-2 |
|         | カタカナ  | カ イ キ ッ サ ン タ ロ ウ | 漢字  | 海技 三太郎                     |
|         |       |                   |     | TEL 03 (1234) 5678         |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                |      |                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------|
| ③ 出生年月日 | <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 西暦<br><input checked="" type="checkbox"/> 01 年 <input type="checkbox"/> 02 月 <input type="checkbox"/> 29 日 | ④ 性別 | <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------|

|         |     |      |                                                                                                                  |
|---------|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ 都道府県名 | 北海道 | ⑥ 国籍 | <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> 朝鮮 <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> その他 |
|---------|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

船舶職員としての乗船履歴がある者は該当箇所×印を記入すること。

|        |    |                                                                                                            |                                                                                                      |    |                                                                                              |
|--------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ 乗船履歴 | 航海 | <input checked="" type="checkbox"/> 3月以上<br><input type="checkbox"/> 1年以上 <input type="checkbox"/> 3年以上・特例 | 総トン数20トン以上の船舶における船舶職員履歴<br>(船長(機関長)又は一等航海士(一等機関士)として1年以上乗船履歴を有し、かつ、2年以上の乗船履歴のある場合は、3年以上・特例に記入して下さい。) | 航海 | <input type="checkbox"/> 1年以上 <input checked="" type="checkbox"/> 3年以上・特例                    |
|        | 機関 | <input type="checkbox"/> 3月以上                                                                              |                                                                                                      | 機関 | <input type="checkbox"/> 1年以上 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 3年以上・特例 |

|        |                                                                                                                      |               |                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------|
| ⑧ 申請月日 | <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日<br><input type="checkbox"/> 12 月 <input type="checkbox"/> 10 日 | ※⑨ 能力限定(航海のみ) | <input type="checkbox"/> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------|

【注意】  
 1. 履歴限定・能力限定解除・変更手数料は納付書により納付して下さい。  
 2. ※印欄は記入しないで下さい。  
 3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

|            |                                                                                  |            |                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------|
| ※⑩ 免状交付年月日 | <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 | ※⑪ 免状返納の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------|

海員学校(本科・専修科)限定は、部員としての乗船履歴が3月以上あれば限定を解除することが出来る。

※OCRへの記入は鉛筆で記入することとなっているが、印刷でも認められている。

# 海技免状更新申請書

海技免状の有効期間を更新したいので、関係書類を添えて申請します。

|         |           |
|---------|-----------|
| 海技免状の種類 | 四級海技士(航海) |
|---------|-----------|

国際航海に従事する航海士は該当箇所へ×印を記入する。

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| ① 免状番号 | "0"も含めて記入して下さい。<br>5 4 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 1 |
|--------|----------------------------------------------|

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 無線資格の確認を希望する場合は、受有する無線資格の種類 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。<br><input type="checkbox"/> 一 般 通 信<br><input type="checkbox"/> 二 級 通 信<br><input type="checkbox"/> 一 海 通 信<br><input type="checkbox"/> 二 海 通 信<br><input type="checkbox"/> 三 海 通 信<br><input type="checkbox"/> 一 海 特 種<br><small>(注)国際航海に従事する海技士(航海)の方のみ記入して下さい。</small> |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

|         |                                                                                                                                                                                 |              |                                   |                  |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------|------------------|
| ③ 申請者氏名 | 小文字区分<br>カタカナ<br>カイキ、サンタロウ                                                                                                                                                      | 漢字<br>海技 三太郎 | 現住所<br>〒104-0043<br>東京都中央区湊3-16-2 | TEL 03(1234)5678 |
|         | <small>(注1)氏と名は1マスあけて記入して下さい。<br/>                 (注2)全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。例：ジュニー シ ヴ ユン<br/>                 (注3)濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。</small> |              |                                   |                  |

|         |                                                                                                                                       |      |                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
| ④ 出生年月日 | 該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。<br>年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。<br>(左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁)<br>平成 昭和 大正 明治 (西暦)<br>× 01 年 02 月 29 日 | ⑤ 性別 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。<br>× 男 女 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|

|         |               |      |                                                                                                          |        |                                           |
|---------|---------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|
| ⑥ 都道府県名 | 北海道 北 海 道 府 県 | ⑦ 国籍 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。<br><input type="checkbox"/> 韓 国 <input type="checkbox"/> 朝 鮮<br>その他の国籍はコード番号を記入して下さい。 | ⑧ 申請月日 | 年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。<br>1 2 月 1 0 日 |
|---------|---------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|

|        |                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ 特例申請 | 該当する場合、枠内に×印を記入して下さい。<br>1. 本邦外長期滞在者の期間前申請 <input type="checkbox"/><br>2. 複数免状の同時申請 <input type="checkbox"/> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

更新期間中外国に居るため期日前に更新するとき、又は複数免状を同時申請するときには、該当欄に×印を記入する。

|                   |                                                                                                                            |            |                                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※Ⅷ 更新要件           | <input type="checkbox"/> 一 号 <input type="checkbox"/> 二 号 <input type="checkbox"/> 三 号<br>※Ⅸ 講習機関 <input type="checkbox"/> | ※Ⅹ 講習実施年月日 | <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日<br>※Ⅺ 更新地方運輸局等<br>本局コード 支局コード |
| ※Ⅻ 無線従事者免許証(写)の添付 | <input type="checkbox"/> 有                                                                                                 | ※Ⅼ 免状交付年月日 | <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日                               |
| ※Ⅽ 免状返納の有無        | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                                      |            |                                                                                                                |

〔注意〕  
 1. 手数料は納付書により納付して下さい。  
 2. ※印欄は記入しないで下さい。  
 3. 滅失により更新を受けようとする免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。



※OCRへの記入は鉛筆で記入することとなっているが、印刷でも認められている。

第5号様式(第7条関係)

# 登録事項(海技免状)訂正申請書

03

下記のとおり変更(誤り)がありましたので、関係書類を添えて申請します。

訂正の該当項目へ×印を記入する。  
※「その他」欄は氏名・生年月日・本籍  
等以外の項目：「性別」

|               |                          |                          |                                     |                                     |             |           |
|---------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----------|
| ①<br>訂正<br>項目 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。       |                          |                                     |                                     | 海技免状<br>の種類 | 四級海技士(航海) |
|               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |             |           |
|               | 氏名                       | 生年<br>月日                 | 本籍<br>国籍                            | その他                                 |             |           |

|               |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②<br>免状<br>番号 | "0"も含めて記入して下さい。 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|               | 5               | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないように明瞭に記入して下さい。

|            |           |                                                                                                                                                                       |   |   |   |   |   |   |   |   |                          |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |                |  |  |  |  |
|------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|--------------------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|----------------|--|--|--|--|
| ③<br>申請者氏名 | 小文字<br>区分 | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                              |   |   |   |   |   |   |   |   |                          |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |                |  |  |  |  |
|            | カタ<br>カナ  | カ                                                                                                                                                                     | イ | キ | 、 | サ | ン | タ | ロ | ウ | <input type="checkbox"/> |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |                |  |  |  |  |
|            |           | <small>(注1) 氏と名は1マスあけて記入して下さい。<br/> <small>(注2) 全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。<br/> <small>(注3) 濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。</small> </small> </small> |   |   |   |   |   |   |   |   |                          |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |                |  |  |  |  |
| 漢字         | 海技 三太郎    |                                                                                                                                                                       |   |   |   |   |   |   |   |   | 現住所                      | 〒04-0043<br>東京都中央区湊3-16-2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | TEL | 03 (1234) 5678 |  |  |  |  |

|       |                                |                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--------------------------------|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (旧・誤) | 訂正がある場合は、訂正前の氏名(カタカナ)を記入して下さい。 |                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | 小文字<br>区分                      | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       | カタ<br>カナ                       | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|            |                                     |                          |                          |                          |                          |   |   |   |   |   |                                                         |   |   |   |                                     |                          |  |  |  |  |         |                    |  |
|------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|---|---|---|---|---------------------------------------------------------|---|---|---|-------------------------------------|--------------------------|--|--|--|--|---------|--------------------|--|
| ④<br>出生年月日 | 該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。  |                          |                          |                          |                          |   |   |   |   |   | 年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。<br>(左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁) |   |   |   |                                     |                          |  |  |  |  | ⑤<br>性別 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。 |  |
|            | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 0 | 1 | 年 | 0 | 2 | 月                                                       | 2 | 9 | 日 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  |         |                    |  |
|            | 平成                                  | 昭和                       | 大正                       | 明治                       | (西暦)                     |   |   |   |   |   |                                                         |   |   |   | 男                                   | 女                        |  |  |  |  |         |                    |  |

|               |                         |   |                          |  |  |  |  |   |   |   |         |                          |                          |                          |                          |                          |                          |
|---------------|-------------------------|---|--------------------------|--|--|--|--|---|---|---|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ⑥<br>本籍の都道府県名 | (漢字)                    |   |                          |  |  |  |  |   |   |   | ⑦<br>国籍 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。       |                          |                          | その他の国籍はコード番号を記入して下さい。    |                          |                          |
|               | 静                       | 岡 | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | 都 | 道 | 府 |         | 県                        | <input type="checkbox"/> |
| 旧・誤           | 訂正がある場合、訂正前の本籍を記入して下さい。 |   |                          |  |  |  |  |   |   |   | 旧・誤     | 訂正がある場合、訂正前の国籍を記入して下さい。  |                          |                          |                          |                          |                          |
|               | 北                       | 海 | <input type="checkbox"/> |  |  |  |  | 都 | 道 | 府 | 県       | <input type="checkbox"/> |

|           |                           |   |   |   |   |   |                          |  |  |  |
|-----------|---------------------------|---|---|---|---|---|--------------------------|--|--|--|
| ⑧<br>申請月日 | 月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。 |   |   |   |   |   |                          |  |  |  |
|           | 1                         | 2 | 月 | 1 | 0 | 日 | <input type="checkbox"/> |  |  |  |

|           |      |  |  |  |  |      |  |  |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|------|--|--|--|--|------|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 出生年月日等の誤り | 新・正  |  |  |  |  |      |  |  |  |  | 旧・誤  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|           | 性別 男 |  |  |  |  | 性別 女 |  |  |  |  | 性別 女 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

生年月日・その他の項目についての新旧(正誤)を記入する。

|               |                          |                          |   |                          |                          |   |                          |                          |   |               |                          |                          |   |   |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|---|---------------|--------------------------|--------------------------|---|---|
| ※⑨<br>免状交付年月日 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 年 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 月 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 日 | ※⑩<br>免状返納の有無 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 有 | 無 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|---|---------------|--------------------------|--------------------------|---|---|

### [注意]

1. 変更登録に係る登録免許税は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

# 委任状

代理人（受任者）の住所、氏名、電話番号を記入

(代理人)

住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏 名 海事代理士 海事 任三郎

電話番号 012-345-6789

私は、上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

## 記

1. 船舶職員及び小型船舶操縦者法等並びに関係法令に基づく申請手続きに関する一切の件。
2. 上記手続きに関して、交付又は還付される書類等を受領する権限。

日付欄は記入日

年 月 日

国土交通大臣 殿

(委任者) 住 所 東京都中央区湊 3-16-2

氏 名 海技 三太郎

海技

住所・氏名を記入し押印をする

任意様式（第12条1項）

平成 年 月 日

国土交通大臣殿

死亡返納の届出人は、当該免状受有者の同居の親族、  
又は海技免状を保管する者

現住所 **東京都中央区湊 3-16-2**

氏名 **海 技 花 子**

代理人 **海事代理士 海事 任三郎**



### 海技免状（小型船舶操縦免許証）返納届出書

下記の者の海技免状（小型船舶操縦免許証）を返納いたします。

|         |                               |                      |                      |
|---------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| 海技免状の種類 | <b>四級海技士(航海)</b>              | <b>四級海技士(機関)</b>     | <b>一級小型船舶操縦士</b>     |
| 免状の番号   | <b>5402120000001</b>          | <b>6401120000001</b> | <b>0401234567890</b> |
| 氏名 生年月日 | <b>海技 三太郎 平成 1 年 2 月 29 日</b> |                      |                      |
| 本 籍     | <b>静岡県</b>                    |                      |                      |
| 返 納 事 由 | <b>死 亡</b>                    |                      |                      |
| 備 考     | <b>家族により返還</b>                |                      |                      |

番号

海 技 免 状 受 領 書

年 月 日

地方運輸局長等 殿

住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

氏 名 海事 任三郎



[ 本人・海事代理士  
その他(本人との関係 ) ]

下記の海技免状を受領しました。

複数から依頼を受けた場合、  
複数名を同時に記入できる

記

| 海 技 免 状 の 番 号 | 申 請 者 の 氏 名 |
|---------------|-------------|
| 540212000001  | 海技 三太郎      |
|               |             |
|               |             |
|               |             |
|               |             |
|               |             |
|               |             |
|               | 計 1 部       |

備 考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

返 納 確 約 書

地方運輸局長等 殿

年 月 日

（申請者本人）

氏名 海技 三太郎

本籍の都道府県名 静岡

生年月日 平成 1 年 2 月 29 日

住所 東京都中央区湊 3-16-2

電話 03-1234-5678

返納すべき海技免状（操縦免許証）の番号

第 5402120000001 号

（代理する者）

氏名 海事代理士 海事 任三郎



住所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

私は、海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新に際し、下記の理由により、現有免状を返納することができません。

現有免状は、新免状の交付を受け次第、（代理申請の場合は必ず当該申請を代理した者を通じて）直ちに返納いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 理由

①  更新手続き中に、船舶に乗組む（乗船する）必要があるため

② その他（ ）

（注）上記いずれかに○をつけ、「その他」の場合には、具体的に理由を記入ください。

海技免状（操縦免許証）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに、返納いたします。

年 月 日

地方運輸局長等 殿

氏名 海技 三太郎

生年月日 平成 1 年 2 月 29 日

本籍の都道府県名 静岡

住所 東京都中央区湊 3-16-2

電話 03-1234-5678

（代理する者）

氏名 海事代理士 海事 任三郎



住所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

記

複数の海技免状等を滅失したときも、この顛末書1枚に記載できる

1. 海技免状（操縦免許証）の種類 四級海技士(航海)、一級小型船舶操縦士
2. 海技免状（操縦免許証）の番号 540212000001 、 0401234567890
3. 滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。）

①海中に落とした。場所： \_\_\_\_\_

日時： \_\_\_\_\_

②盗難にあった。場所： \_\_\_\_\_

日時： \_\_\_\_\_

③紛失した。保管していた場所： \_\_\_\_\_

見当たらなくなった時期： \_\_\_\_\_

④誤って捨てた。捨てた場所： \_\_\_\_\_

時期： \_\_\_\_\_

⑤その他（滅失の場所、時期を含めて具体的に記入してください。）

〔平成 30 年〇月〇〇日 乗船していた船舶が転覆、その後、沈没し、船内に保管していた海技免状も沈んだため〕

## 海技免状・小型船舶操縦免許証滅失時の本人確認書類

### A 1点のみで本人の確認を行うことができるもの

- ・ 旅券
- ・ 運転免許証または運転経歴証明書
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 個人番号カード
- ・ 外国人登録証明書

※ 本人の写真が印刷されているか、本人の写真添付のものであって、シールプレス加工・保護シート等により写真貼替え防止がなされている公の機関が発行する書類

### B 上記Aによっては確認を行うことができないとき、2点をもって本人の確認を行うことができるもの

- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 船員保険の被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 国民年金に係る年金証書
- ・ 厚生年金保険に係る年金証書
- ・ 船員保険に係る年金証書
- ・ 共済年金の証書
- ・ 印鑑登録証明書（3月以内発行のもの）及び登録印鑑

★ 船員法施行規則による証明

第 16 号の 2 書式

(二)

船員手帳記載事項証明書

氏 名 **海技 三太郎** 平成 1 年 2 月 29 日生  
 本 籍 **静岡県焼津市焼津 1234 番地**

船員手帳の番号および交付年月日 **焼津第 999 号** 平成 24 年 4 月 1 日

| 区 別                                                                                                                                                        | 年 月 日          | 船 名 | 総トン数   | 主機の種類及<br>び出力   | 航行区域又は従<br>業制限及び従業<br>区域 | 船 舶 の 用 途 | 職 務 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|--------|-----------------|--------------------------|-----------|-----|
| 雇入                                                                                                                                                         | 平成<br>26.09.14 | 海王丸 | 126 トン | ディーゼル<br>400 kW | 第 2 種乙区域                 | 漁船        | 甲板員 |
| 変更                                                                                                                                                         | 26.11.02       | /   | /      | /               | 第 3 種甲区域                 | /         | /   |
| 雇止                                                                                                                                                         | 27.01.09       | /   | /      | /               | /                        | /         | /   |
| 就職                                                                                                                                                         | 27.01.15       | 大成丸 | 83 トン  | ディーゼル<br>600 kW | 平水区域                     | 旅客船       | 船長  |
| 変更                                                                                                                                                         | 27.06.20       | 日本丸 | /      | /               | /                        | /         | /   |
| 退職                                                                                                                                                         | 28.09.21       | /   | /      | /               | /                        | /         | /   |
| 「以下余白」<br>船員手帳と照合し上記のとおり<br>相違ないことを証明する。<br>平成 30 年 4 月 1 日<br>地方運輸局等長  |                |     |        |                 |                          |           |     |

記載心得

- 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）または変更の別を記載すること。
- 船名、総トン数、主機の種類及び出力、航行区域又は従業制限及び従業区域、船舶の用途、職務に変更があるときは、必ず、当該欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄、職務欄は、斜線を引くこと。
- 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数欄に国際トン数を付記すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

乗船履歴表（更新用）

有効期間起算日は、免状記載の有効期間満了日（H30.03.31）の5年前の翌日！  
 交付日ではないので要注意！

|                       |         |                             |
|-----------------------|---------|-----------------------------|
| 申請者氏名                 |         | 海技 三太郎                      |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格番号    | 四級海技士(航海)<br>第540212000001号 |
|                       | 有効期間起算日 | 平成25年04月01日                 |

| 乗船順位   | 船舶名  | 総トン数       | 船舶所有者の氏名又は名称 | 職名  | 乗船した年月日        | 下船した年月日        | 乗船期間         | ※照合 |
|--------|------|------------|--------------|-----|----------------|----------------|--------------|-----|
| 1      | 海事丸  | 199トン      | (株)海事海運      | 船長  | 平成29年<br>4月1日  | 平成30年<br>1月25日 | 0年<br>9月25日  |     |
| 2      | 海事丸2 | 499トン      | (株)海技商運      | 一航士 | 平成28年<br>3月30日 | 平成29年<br>2月17日 | 0年<br>10月19日 |     |
| 3      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 4      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 5      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 6      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 7      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 8      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 9      |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 10     |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 11     |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 12     |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| 13     |      |            |              |     | 年<br>月 日       | 年<br>月 日       | 年<br>月 日     |     |
| ※照合者認印 |      | ※（認定）年 月 日 |              | 有 無 | 期間の合計 1年 8月14日 |                |              |     |

- (注) 1 ※印欄は記入しないで下さい。  
 2 同時に二以上の海技免状又は操縦免許証の更新を受けようとする者は、それぞれについて提出して下さい。  
 3 最新の乗船から順次さかのぼり乗船期間の合計が、次の期間を超え、その1.2~1.5倍程度になるまで記入して下さい。  
 (1)海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)及び海技士(電子通信) 1年  
 (2)小型船舶操縦士 1月  
 4 部員として乗り組んだ履歴は、記入しないで下さい。  
 5 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載して下さい。  
 6 乗船した日と下船した日は、いずれも期間に算入して下さい。ただし、同一日であるときの乗船期間は、1日となります

様式第2号

海技免状の更新に係る乗船履歴証明書（一括届出又は交替勤務制船舶用）

【被証明者】

|          |                 |         |                 |
|----------|-----------------|---------|-----------------|
| 氏名       | 海技 三太郎          | 海技免状の種類 | 四級海技士(航海)       |
| 生年月日     | 平成 1年 2月29日     | 海技免状の番号 | 第5402120000001号 |
| 本籍の都道府県名 | 静岡県             | 有効期間満了日 | 平成30年 3月31日     |
| 住所       | 東京都中央区湊三丁目16番2号 |         |                 |

【証明者】

上記の者の乗船履歴については、下記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日  
 名 称  
 所 在 地  
 電 話 番 号  
 代表者の氏名



一括届出にあつては、許可証を添付すること

| 船舶名 | 総トン数  | 航行区域 | 職名 | 雇入日等<br>(A：注1) | 雇止日等<br>(B：注2) | 雇入期間等<br>(A～B) | 乗船日数<br>(注3) |
|-----|-------|------|----|----------------|----------------|----------------|--------------|
| A丸  | 97トン  | 平水区域 | 船長 | 平成28年<br>5月19日 | 平成29年<br>9月20日 | 1年4月2日         | 1年<br>4月2日   |
| B丸  | 99トン  | 平水区域 |    |                |                |                |              |
| C丸  | 197トン | 平水区域 |    |                |                |                |              |
| D丸  | 63トン  | 平水区域 |    |                |                |                |              |
| E丸  | 71トン  | 平水区域 |    |                |                |                |              |

(乗船履歴)

- 注1. 雇入日が海技免状の有効期間の満了日から5年前の日（有効期間の起算日）以前の場合には、「雇入日等」の欄には、当該5年前の日（有効期間の起算日）を記入すること。
- 注2. 証明日において現に雇入中の場合には、「雇止日等」欄には証明日を記入すること。
- 注3. 「乗船日数」欄には、雇入期間等から、病気療養その他の自己都合による休暇（通常の乗船勤務体制において予定されている休暇を除く。）により乗船勤務体制から完全に離脱した日を除外した日数を記入すること。
- 注4. 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第31条の規定による「異なる乗船履歴の合算」を行うため乗船日数の換算を行う場合は、「乗船日数」の欄に職務別の乗船日数の内訳を記入し、かつ、換算した乗船日数を括弧して付記すること。

乗船履歴証明書（官公署用）

被証明者

|                       |         |       |  |                |      |      |       |
|-----------------------|---------|-------|--|----------------|------|------|-------|
| 氏名                    |         |       |  | 乗船<br>期間<br>中の | 官公署名 |      |       |
| 生年月日                  |         |       |  |                | 部 署  |      |       |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格      | 級     |  |                | 官公署の | 所在地  |       |
|                       | 番号      | 第 号   |  |                |      | 電話番号 | ( ) — |
|                       | 有効期間起算日 | 年 月 日 |  |                |      |      |       |

地方運輸局長 殿

証明者 — 職 名  
氏 名 印

被証明者の乗船履歴は下表のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日

| 乗船<br>順位 | 船舶名 | 総トン数        | 船舶所有者の<br>氏名又は名称 | 職 名 | 乗船した<br>年月日 | 下船した<br>年月日 | 乗船期間  |
|----------|-----|-------------|------------------|-----|-------------|-------------|-------|
| 1        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 2        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 3        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 4        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 5        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 6        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 7        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| 8        |     |             |                  |     | 年 月 日       | 年 月 日       | 年 月 日 |
| ※照合者認印   |     | ※(認定) 年 月 日 |                  | 有 無 | 期間の合計 年 月 日 |             |       |

- (注) 1 ※印欄は記入しないで下さい。  
 2 同時に二以上の海技免状又は操縦免許証の更新を受けようとする者は、それぞれについて提出すること。  
 3 最新の乗船から順次さかのぼり乗船期間の合計が次の期間を超え、その1.2~1.5程度になる分まで記入すること  
 (1) 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)及び海技士(電子通信) 1年  
 (2) 小型船舶操縦士 1月  
 (3) 部員として海技士(航海)及び海技士(機関) 2年  
 4 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載すること。  
 5 乗船した日と下船した日は、いずれも期間に算入すること。  
 ただし、同一日であるときの乗船期間は、1日とすること。

第7号様式 (更取要領)

乗船履歴証明書(一般用)

(申請者)

|                       |              |                            |  |
|-----------------------|--------------|----------------------------|--|
| 氏名                    | 海技 三太郎       |                            |  |
| 生年月日                  | 平成 1年 2月 29日 |                            |  |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格番号         | 四級海技士(航海) 第 5402120000001号 |  |
| 現住所                   | 有効期間起算日      | 平成 25年 4月 1日               |  |
|                       |              | 東京都中央区湊三丁目 16番 2号          |  |

(証明者)

|         |                |  |  |
|---------|----------------|--|--|
| 職業名称    | 一等航海士          |  |  |
| 勤務先又は学校 | 株式会社海事海運       |  |  |
| 所在地     | 東京都江東区青海0丁目0-0 |  |  |
| 電話番号    | (03) 9876-5432 |  |  |
| 所属部署    | 船舶部            |  |  |

|         |                |  |  |
|---------|----------------|--|--|
| 氏名      | 海専 一郎          |  |  |
| 申請者との間柄 | 雇用主            |  |  |
| 現住所     | 横浜市中区北仲通0丁目0番地 |  |  |
| 職業名称    | 会社経営者          |  |  |
| 勤務先     | 株式会社海事海運       |  |  |
| 所在地     | 東京都江東区青海0丁目0-0 |  |  |
| 電話番号    | (03) 9876-5432 |  |  |
| 職名      | 代表取締役          |  |  |

個人の場合は実印の押印と  
印鑑証明の添付が必要!

地方運輸局長等 殿

海技 三太郎 の乗船履歴は、下記の通り相違ないことを証明します。

平成 29年 11月 1日 (署名捺印)

海専 一郎

印

| 乗船順位   | 船船番号   | 船船名 | 総トン数  | 船舶所有者の氏名又は名称 | 職名  | 乗船した年月日   | 下船した年月日  | 乗船期間    | 乗船した場所 | 下船した場所 | ※照合     |
|--------|--------|-----|-------|--------------|-----|-----------|----------|---------|--------|--------|---------|
| 1      | 140140 | A丸  | 199トン | (株)海事海運      | 一航士 | H27年9月20日 | H28年4月5日 | 0年6月17日 | 横浜港    | 横浜港    |         |
| 2      | 123123 | B丸  | 499トン | 同上           | 一航士 | H27年1月6日  | H27年7月8日 | 0年6月3日  | 横浜港    | 横浜港    |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
|        |        |     |       |              |     |           |          |         |        |        |         |
| ※照合者認印 |        |     |       |              |     |           |          | 期間の合計   |        |        | 1年0月20日 |

- (注)1 ※印欄は記入しないで下さい。  
 2 同時に二以上の海技免状又は操縦免許証の更新を受けようとする者は、それぞれについて提出して下さい。  
 3 最新の乗船から順次さかのぼり乗船期間の合計が次の期間を超え、その1.2~1.5倍程度になる分まで記入して下さい。  
 (1) 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)及び海技士(電子通信) 1年  
 (2) 小型船舶操縦士 1月
- 4 部員として乗り組んだ履歴は、記入しないでください。  
 5 記載事項が多いときは、適宜二葉にわたって記載して下さい。  
 6 乗船した日と下船した日は、いづれも期間に参入して下さい。ただし、同一であるときの乗船期間は、1日となります。  
 7 証明者が法人である場合には、その代表者氏名で証明して下さい。  
 8 官公署の船舶に乗り組んだ履歴は、この様式では証明できません。

第8号様式（更取要領）（表）

乗船履歴証明書（自己証明用）

（申請者）

|                       |                     |                   |                |         |                  |                |
|-----------------------|---------------------|-------------------|----------------|---------|------------------|----------------|
| 氏名                    | 海技 三太郎              |                   | 乗船<br>期間<br>中の | 職業      | 一等航海士            |                |
| 生年月日                  | 平成 1 年 2 月 29 日     |                   |                | 名称      | 株式会社海事海運         |                |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格                  | 四級海技士(航海)         |                | 勤務先又は学校 | 所在地              | 東京都江東区青海〇丁目〇-〇 |
|                       | 番号                  | 第 5402120000001 号 |                | 電話番号    | (03) 9876 - 5432 |                |
| 有効期間起算日               | 平成 25 年 4 月 1 日     |                   |                | 所属部署    | 船舶部              |                |
| 現住所                   | 東京都中央区湊三丁目 16 番 2 号 |                   |                |         |                  |                |

地方運輸局長等 殿

私の乗船履歴は、裏面記載のとおりで相違ないので認定願います。

（申請者名）

（署名） 海 事 一 郎

証明者所有の船舶国籍証書  
船舶検査証書の写し添付！

1. 他の船舶所有者が証明者である場合

|         |      |                                      |            |     |
|---------|------|--------------------------------------|------------|-----|
| 証明者の氏名  |      | 証<br>明<br>者<br>の<br>所<br>有<br>船<br>舶 | 船舶番号       |     |
| 申請者との間柄 |      |                                      | 船種         |     |
| 証明者の現住所 |      |                                      | 船舶名        |     |
| 職 業     | 名 称  |                                      | 総トン数       | G/T |
|         |      |                                      | 船舶の用途      |     |
| 勤務先     | 所在地  |                                      | 航行区域又は従業制限 |     |
|         | 電話番号 |                                      | ( ) —      |     |
|         | 職 名  |                                      |            |     |

地方運輸局長等 殿

の乗船履歴は、裏面記載のとおり相違ないことを証明します。

（申請者名）

年 月 日

（署名捺印）

個人の場合は実印の押印と  
印鑑証明書の添付が必要！

印

2. 申請者に代わって船舶を管理する者が証明者である場合

|         |     |             |      |  |
|---------|-----|-------------|------|--|
| 証明者の氏名  |     | 勤<br>務<br>先 | 名 称  |  |
| 申請者との間柄 |     |             | 所在地  |  |
| 証明者の現住所 |     |             | 電話番号 |  |
| 職 業     | 職 名 |             | 職 名  |  |
|         |     |             |      |  |

地方運輸局長等 殿

私は、裏面の表に記載してある船舶を申請者に代わって管理し、その乗船履歴は同表のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（署名捺印）

印

3. 市町村（特別区を含む。）の長が証明者の場合

地方運輸局長等 殿

の乗船履歴は、裏面記載のとおり相違ないことを証明した。

（申請者名）

年 月 日

市町村長名

印

乗船履歴証明書(自己証明用)

| 乗船<br>順位 | 船舶番号   | 船舶名 | 総トン数  | 船舶所有者の<br>氏名又は名称 | 職名  | 乗船した<br>年月日 | 下船した<br>年月日 | 乗船期間    | 乗船した場所 | 下船した場所 | ※照合 |
|----------|--------|-----|-------|------------------|-----|-------------|-------------|---------|--------|--------|-----|
| 1        | 123123 | 海事丸 | 499トン | (株)海事海運          | 一航士 | H27年9月20日   | H29年4月5日    | 1年6月17日 | 横浜港    | 横浜港    |     |
| 2        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 3        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 4        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 5        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 6        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 7        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 8        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 9        |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 10       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 11       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 12       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 13       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 14       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 16       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 17       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 18       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 19       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| 20       |        |     |       |                  |     | 年月日         | 年月日         | 年月日     |        |        |     |
| ※照合者認印   |        |     |       |                  |     |             |             | 期間の合計   |        |        |     |
|          |        |     |       |                  |     |             |             | 1年6月17日 |        |        |     |

(注)1 ※印欄は記入しないで下さい。

2 同時に二以上の海技免状又は操縦免許証の更新を受けようとする者は、それぞれについて提出して下さい。

3 最新の乗船から順次さかのぼり乗船期間の合計が次の期間を超え、その1.2~1.5倍程度になる分まで記入して下さい。

- (1) 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)及び海技士(電子通信) 1年 1月
- (2) 小型船舶操縦士

4 部員として乗り組んだ履歴は、記入しないでください。

5 記載事項が多いときは、適宜二葉にわたって記載して下さい。

6 乗船した日と下船した日は、いずれも期間に参入して下さい。ただし、同一であるときの乗船期間は、1日となります。

7 証明者が法人である場合には、その代表者氏名で証明して下さい。

8 官公署の船舶に乗り組んだ履歴は、この様式では証明できません。

同等業務経験認定申請書

地方運輸局長 殿

申請者 — 住所 **東京都中央区湊三丁目16番2号**  
 氏名 **海技 三太郎**

下記の業務について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第3項第2号の認定を受けたいので申請します。

|                       |                       |                                                                                 |     |     |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 氏名                    | <b>海技 三太郎</b>         |                                                                                 |     |     |
| 本籍                    | <b>静岡県焼津市焼津1234番地</b> |                                                                                 |     |     |
| 生年月日                  | <b>平成1年2月29日</b>      |                                                                                 |     |     |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格                    | <b>四級海技士(航海)</b>                                                                | 級   | 級   |
|                       | 番号                    | <b>第5402120000001号</b>                                                          | 第号  | 第号  |
|                       | 有効期間起算日               | <b>平成25年4月1日</b>                                                                | 年月日 | 年月日 |
| 同等業務経験                | 種類                    | 海難審判官等 海技試験官 大学等教員<br>小型教習所教員 小型船舶操縦士試験員 指定講習講師<br>水先人 運航管理者 <b>部員等</b> その他 ( ) |     |     |
|                       | 内容<br>[具体的に記入すること]    | <b>甲板部員(航海当直)</b>                                                               |     |     |

同等業務経験証明書

地方運輸局長 殿

**海技 三太郎** が **甲板部員** として業務に就いた期間等は、下表のとおり相違ないことを証明します。

(申請者名) (同等業務経験の種類)

年 月 日

申請者 — 住所 **東京都江東区青海〇丁目〇-〇**  
 氏名 **株式会社海事海運 代表取締役 海事 一郎**

代表取締役印

| 所属(官公庁・会社・学校名等) | 所属部課名 | 職務 | 業務に就いた日 | 業務を離れた日 | 業務従事期間 |
|-----------------|-------|----|---------|---------|--------|
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |
|                 |       |    |         | 期間の合計   | 年 月 日  |

船員手帳で証明できるものは証明書欄の記入は不要!

乗船履歴表（部員等同等業務経験認定申請用）

|                       |         |                 |
|-----------------------|---------|-----------------|
| 申請者氏名                 |         | 海技 三太郎          |
| 更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証 | 資格      | 四級海技士(航海)       |
|                       | 番号      | 第5402120000001号 |
|                       | 有効期間起算日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |

| 乗船順位   | 船舶名   | 総トン数       | 船舶所有者の氏名又は名称 | 職名            | 乗船した年月日       | 下船した年月日        | 乗船期間       | ※照合 |
|--------|-------|------------|--------------|---------------|---------------|----------------|------------|-----|
| 1      | 第八海事丸 | 499トン      | (株)海事海運      | 甲板員<br>(当直部員) | 平成27年<br>5月1日 | 平成29年<br>7月31日 | 2年<br>3月0日 |     |
| 2      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 3      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 4      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 5      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 6      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 7      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 8      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 9      |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 10     |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 11     |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 12     |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| 13     |       |            |              |               | 年<br>月 日      | 年<br>月 日       | 年<br>月 日   |     |
| ※照合者認印 |       | ※（認定）年 月 日 |              | 有 無           | 期間の合計         |                | 2年3月0日     |     |

- (注) 1 ※印欄は記入しないで下さい。  
 2 同時に二以上の海技免状又は操縦免許証の更新を受けようとする者は、それぞれについて提出してください。  
 3 最新の乗船から順次さかのぼり乗船期間の合計が二年を超え、その1.2～ 1.5倍程度になる分まで記入してください。  
 4 「運航士（一号職務）・特定」又は「運航士（二号職務）・特定」の職務にある者の部員としての履歴はこの様式により、船舶職員としての履歴は第4号様式により提出してください。  
 5 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載して下さい。  
 6 乗船した日と下船した日は、いずれも期間に算入して下さい。ただし、同一日であるときの乗船期間は、1日となります。

第 号

同 等 業 務 経 験 認 定 書

海技 三太郎 殿

年 月 日



貴殿は、下記の資格について船舶職員及び小型船舶操縦者法第 7 条の 2 第 3 項第 1 号（同法第 23 号の 11 において準用する場合を含む。）の乗船履歴を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者であることを認定します。

記

1 同等業務経験を有すると認定した資格

( )

2 その他の参考事項

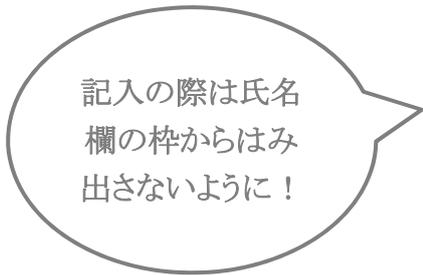
(1) 本籍 静岡県焼津市焼津 1234 番地

(2) 生年月日 平成 1 年 2 月 29 日

(3) 海技免状又は操縦免許証の番号 四級海技士(航海)

(4) 同等業務経験の種類 甲板部員

海技免状用写真表（第 11 条関係）



|                 |               |                                                                                              |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名              | 海 技 三 太 郎     | (写 真)<br>次のような写真をはり付けること。<br>1. 縦 30 ミリメートル<br>横 30 ミリメートル<br>2. 申請日前 6 月以内撮影<br>3. 無帽、正面上半身 |
| 氏名              | Santaro Kaigi |                                                                                              |
| 海 技 免 状 用 写 真 表 |               |                                                                                              |

(注) 氏名は自書のこと。

<海技士免許に係る手数料等一覧>

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 資格種別                       | 筆記試験<br>手数料         | 口述試験<br>手数料 | 身体検査<br>手数料 | 登録免許税          |
|----------------------------|---------------------|-------------|-------------|----------------|
| 一級海技士（航海・機関）               | 7,200 円             | 7,500 円     | 870 円       | 15,000 円       |
| 二級海技士（航海・機関）               | 7,200 円             | 7,500 円     | 870 円       | 9,000 円        |
| 三級海技士（航海・機関）               | 5,400 円             | 5,500 円     | 870 円       | 9,000 円        |
| 四級海技士（航海・機関）               | 3,500 円             | 3,700 円     | 870 円       | 4,500 円        |
| 五級海技士（航海・機関）               | 3,500 円             | 3,700 円     | 870 円       | 3,000 円        |
| 六級海技士（航海・機関）               | 2,400 円             | 3,000 円     | 870 円       | 2,100 円        |
| 一級海技士（通信）<br>一～三級海技士（電子通信） | 5,000 円             |             | 870 円       | 7,500 円        |
| 二級海技士（通信）                  | 3,400 円             |             | 870 円       | 6,000 円        |
| 三級海技士（通信）<br>四級海技士（電子通信）   | 2,700 円             |             | 870 円       | 2,100 円        |
| 資格種別                       | 申請の種類               |             |             | 登録免許税<br>(手数料) |
| 締約国の資格受有者の<br>承認等          | 承認試験に合格した者          |             |             | 5,200 円        |
|                            | 外国において承認試験を受けるもの    |             |             | 11,300 円       |
|                            | 指定就業範囲の職務を行う船舶職員の確認 |             |             | 2,800 円        |
|                            | 承認を受けたことのある者        |             |             | 2,700 円        |
|                            | 承認証の再交付             |             |             | 1,500 円        |
|                            | 登録事項の変更             |             |             | 1,500 円        |
| 全ての海技免許                    | 更 新                 |             |             | 1,700 円        |
|                            | 再 交 付               |             |             | 1,500 円        |
|                            | 登録事項変更              |             |             | 1,000 円        |
|                            | 限定解除                |             |             | 1,300 円        |

※ 上記金額の収入印紙を納付書に貼付して納める。

# 第4章 小型船舶操縦士の免許

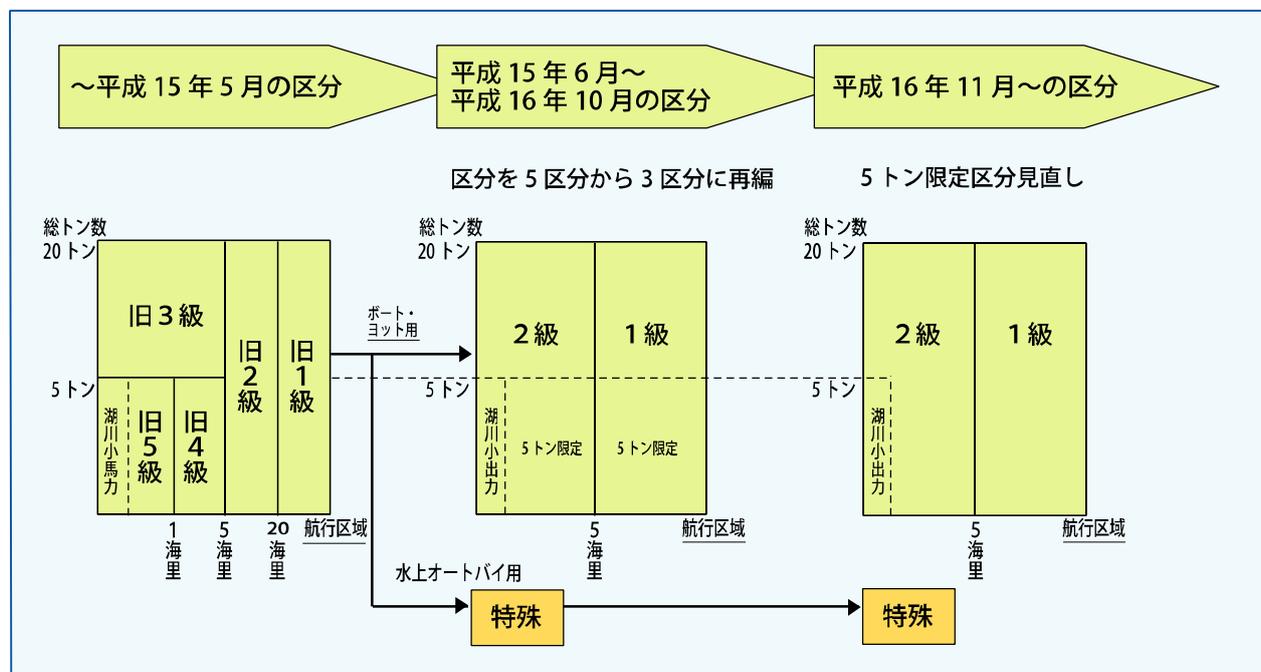
## 第1節 概要

平成15年6月1日施行の法改正により、小型船舶操縦士制度の抜本的な見直しが行われた。平成11年5月に一級～五級に区分された資格が一級、二級及び特殊小型船舶操縦士の3区分となり、特定操縦免許制度も新設された。

また、この改正の施行日以降に新規で一級又は二級小型船舶操縦免許のみを取得した者は、特殊小型船舶操縦免許を別に取得しなければ、水上オートバイの操縦はできなくなった。さらに、翌年11月には、一級及び二級の5トン未満限定区分が廃止された。

小型船舶操縦免許を取得するには、小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）を受験し合格しなければならない。操縦試験は、身体検査・学科試験・実技試験からなり、条件により免除されるものがあるものの、基本的には資格種別ごとに行われており、現在、指定試験機関である一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（以下、「海レ協」という。）が全国で実施している。

操縦試験を受験するには、独学受験はもちろんのこと、民間のボート免許教室や登録小型船舶教習所にて教習を受け受験する等の選択肢があり、小型船舶操縦免許の受有者数は、平成29年3月現在で約349万人となっている。



<旧免許証から新免許証への移行について>

| 平成 15 年 6 月以降の移行後免許区分              | 平成 15 年 5 月以前の免許区分     |
|------------------------------------|------------------------|
| 一級小型船舶操縦士<br>特殊小型船舶操縦士(※)          | 一級小型船舶操縦士              |
| 一級小型船舶操縦士<br>特殊小型船舶操縦士(※)          | 二級小型船舶操縦士              |
| 二級小型船舶操縦士<br>特殊小型船舶操縦士(※)          | 三級小型船舶操縦士              |
| 二級小型船舶操縦士<br>特殊小型船舶操縦士(※)          | 四級小型船舶操縦士              |
| 二級小型船舶操縦士 (1 海里限定)<br>特殊小型船舶操縦士(※) | 五級小型船舶操縦士              |
| 二級小型船舶操縦士 1 号限定<br>(湖川小出力)         | 四・五級小型船舶操縦士<br>(湖川小馬力) |

※ 旧四・五級小型船舶操縦士（湖川小馬力）以外の操縦免許には、移行後に特殊小型船舶操縦士免許が自動付帯される。

- (1) 小型船舶操縦者とは、小型船舶の船長をいう。
- (2) 小型船舶操縦士とは、小型船舶操縦免許の受有者をいう。
- (3) 一級・二級小型船舶操縦士が操縦できる小型船舶とは、以下の船舶をいう。
  - ① 総トン数 20 トン未満の船舶
  - ② 総トン数 20 トン以上の船舶で、一人で操船できる構造を持つ、スポーツ又はレクリエーションの用にのみ使用される長さ 24 メートル未満の船舶
- (4) 操縦免許を必要としない船舶とは、以下の船舶をいう。
  - ① 長さ 3 メートル未満であり、推進機関の出力が 1.5kW 未満の船舶
  - ② 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶

※ 国土交通大臣が指定する水域（第 1 章第 2 節を参照）

(5) 操縦免許と操縦免許証

「小型船舶操縦免許（以下、操縦免許という。）」は、国家試験等の合格により与えられる国家資格であり、法 23 条の 7 に掲げる事由等（「10. 取消」参照）により取り消されることがあるものの原則は生涯免許である。

「小型船舶操縦免許証（以下、操縦免許証という。）」は、本人に操縦免許が与えられているかどうかを証明する証明書（カード）であり、この証明書の有効期間は 5 年間であり、この期間を過ぎる等の事由で証明書は失効する。

よって、失効した操縦免許証の受有者が失効再交付を希望するときは、依然として操縦免許は有効なので、則 85 条の規定により所定の書類等を揃え、再交付申請手続きを行えば、当該操縦免許証が再交付される。

## 第2節 試験の申請（法23条の8、則99条）

### （1）試験申請

- 【試験種別】 一級小型船舶操縦士試験  
 二級小型船舶操縦士試験  
 二級小型船舶操縦士試験 1号限定（湖川小出力）  
 二級小型船舶操縦士試験 2号限定（若年者）  
 特殊小型船舶操縦士試験

※ 資格種別ごとに、身体検査・学科試験・実技試験がそれぞれ行われる。

申請期間 試験開始日の20日前から7日前まで（公示を確認のこと）

|                          |                                                                  |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 提出先                      | 試験地を管轄する海レ協地方事務所（郵送可）                                            |
| 必要書類                     |                                                                  |
| 1. 小型船舶操縦士国家試験申請書（25号様式） | 後記資料「申請書記載例」参照<br>※申請書は海レ協で配布                                    |
| 2. 写真1枚                  | 申請書の写真貼付欄に貼付する<br>申請日前6ヶ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの写真（無帽無背景、正面上半身）      |
| 3. 本籍地記載の住民票の写しのコピー      | 個人番号の記載のないもの<br>平成15年6月1日以降の操縦免許証受有者は、その記載事項に変更がない場合は操縦免許証のコピーで可 |
| 4. 身体検査証明書（23号様式）        | 歯科医師以外の医師による証明であり、試験開始日の6ヶ月以内に受検したもの<br>※試験当日に会場で身体検査を受検するときは不要  |
| 5. 操縦免許証又は海技免状のコピー       | 受有者のみ                                                            |
| 6. 登録小型船舶教習課程修了証明書（原本）   | 登録小型船舶教習課程を修了した者                                                 |
| 7. 受験申請一覧表               | 後記資料参照<br>*地方により多少様式が異なる                                         |
| 8. 試験手数料                 | 申請時に現金又は銀行振込<br>後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」参照                          |
| 9. 同意書                   | 特殊小型船舶操縦士試験の場合                                                   |
| 10. 委任状                  | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                               |

※ 試験申請後に、受験票（別紙「受験票」参照）が届き、試験合格後に、合格証明書（後記資料「操縦試験合格証明書」参照）が交付される。

#### <外国籍の受験者の取扱>

- ・小型船舶操縦士国家試験申請書には本名で記載し、合格証明書は本名で発行されるが、操縦免許証は通称名でも作成可能である。
- ・上表②の住民票に代えて国籍・地域記載の住民票、在留カード、特別永住者証明書、旅券のコピー等を用意する。
- ・英語、ポルトガル語の学科試験もある。

(2) 受験要件 (則 98 条)

① 年齢 ※ 試験開始日の前日までに下記の受験資格を要する。

| 試験の種類                       | 受験資格        | 免許取得資格 |
|-----------------------------|-------------|--------|
| 一級小型船舶操縦士試験                 | 17 歳 9 か月から | 18 歳以上 |
| 二級小型船舶操縦士試験                 | 15 歳 9 か月から | 16 歳以上 |
| 二級小型船舶操縦士試験<br>1号限定 (湖川小出力) | 15 歳 9 か月から | 16 歳以上 |
| 特殊小型船舶操縦士試験                 | 15 歳 9 か月から | 16 歳以上 |

② 身体検査合格基準 (則 101 条、別表第九)

| 検査項目                 | 基 準                                                                                        |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視 力                  | 両眼とも 0.5 以上 (矯正可)。一眼の視力が 0.5 未満の場合は、他眼の視力が 0.5 以上であり、かつ、視野が左右 150 度以上であること。                |
| 色 覚                  | 夜間において船舶の灯火の色を識別できること。(灯火の色が識別できない場合は、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できれば、航行する時間帯が限定された免許が取得できる。) |
| 聴 力                  | 5m以上の距離で話声語 (普通の大きさの声音) の弁識ができること。(補聴器可)                                                   |
| 疾病及び身体機能の<br>障害の有無 ※ | 軽傷で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないことと認められること。                                                          |

③ 身体機能検査の合格基準：限定等 (別紙「身体機能確認表」参照)

身体検査合格に不安のある者は、事前に「身体適正相談コーナー」(海レ協地方事務所)に相談すること。身体検査に合格しないと学科・実技試験を受験できないが、身体機能の障害があっても「身体機能検査」を受検することで、その障害の程度に応じた補助手段を講ずること(以下の限定等)により、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないことを持って合格となる。

(ア) 航行時間限定免許 (則 101 条、別表 9)

夜間において船舶の灯火の色を識別できない者は、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できれば、航行時間を日出から日没までに限定された操縦免許を取得できる。

(イ) 設備限定免許 (則 69 条 1 号)

この限定が付された免許では、操舵設備、機関の操作装置、係船設備、揚錨設備又は水中への転落を防止するために必要な設備を備えた小型船舶であれば、小型船舶操縦者(船長)として乗り組むことができる。

(ウ) 航行目的限定免許 (平成 16 年 1 月 29 日海事局海技資格課事務連絡)

小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行目的について、旅客輸送以外の航行目的(非旅客輸送)に限定するもの。

航行目的限定免許では、小型船舶操縦者（船長）として、旅客を運送する業務を目的とする船舶に乗り組むことが出来ない。この限定については、身体機能確認表の下欄に項目があり、身体機能に障害があるときに、その障害の程度によって「航行目的限定」と表記される。（別紙「身体機能確認表」参照）

④ 身体検査の省略（則 107 条）

（ア）身体検査合格日から 1 年以内に再受験（進級を含む）の申請をした場合

（イ）海技士の身体検査（航海に限る）に合格して、1 年以内の申請

（ウ）一級又は二級小型船舶操縦士試験と特殊小型船舶操縦士試験を同時に申請した場合の何れかの身体検査

⑤ 学科試験の免除・省略（則 108 条・109 条）

（ア）学科試験の合格日から 2 年以内に再受験の申請をした場合（免除）

（イ）小型船舶操縦免許受有者が上級の免許を取得する場合（一部省略）

（ウ）海技免状受有者が受験する場合（学科科目の一部免除あり）

※ 別紙「学科科目免除一覧」参照

（エ）第一種又は第二種登録小型船舶教習所の修了証明書を提出した者（免除）

⑥ 実技試験の免除・省略（則 110 条・111 条）

（ア）実技試験の合格日から 2 年以内の再受験の申請をした場合（省略）

（イ）小型船舶受有者が上級の免許を取得する場合（免除）

（ウ）第一種登録小型船舶教習所の教習の修了証明書を提出した者（免除）

(3) 乗船履歴（則 112 条）

① 操縦試験（特殊小型船舶操縦士試験を除く。）を受ける者が下表のいずれかに該当する乗船履歴を有する者である場合は、申請により実技試験が免除される。

|   |                                                 |
|---|-------------------------------------------------|
| ア | 総トン数 100 トン未満の船舶において業として船舶の操舵に従事した期間が 1 年以上あること |
| イ | 小型船舶に業として船舶の操舵に従事した期間が 6 月以上あること                |
| ウ | 一眼が見えない者にあつては一眼が見えなくなった後の上欄アの期間が 3 月以上あること      |

② 乗船履歴の証明（則 24 条第 3 項、29 条～32 条）

海技試験受験資格時の乗船履歴の証明と同様の基準で証明する。

※ 第 3 章 海技士の免許 2. 海技士国家試験の申請（2）受験要件 ③乗船履歴を参照

(4) 小型船舶操縦士試験機関・登録小型船舶教習実施機関

① 小型船舶操縦士試験機関の指定（法 23 条の 12、試験機関省令 2 条 3 項）

現在、海レ協が指定されている。

※海レ協の各事務所の所在地等は巻末資料「本部及び地方事務所一覧」参照

② 登録小型船舶教習所（法 23 条の 25、則 114 条）

国土交通省に登録した小型船舶教習所において法令で定められたカリキュラムを修了し、国家試験と同等の内容の学科及び実技修了試験に合格すれば国家試験の学科及び実技が免除される。※ 身体検査試験は免除されないので注意すること。

登録小型船舶教習所には、乗船履歴を有しない者を対象とする第一種登録教習所と、乗船履歴を有する者を対象とする第二種登録教習所がある。その他、海洋・水産系の学校のほか、民間の登録小型船舶教習所（約 50 団体）がある。

※ 登録小型船舶教習所の詳細は、国土交通省のホームページを参照のこと。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr10\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr10_000013.html)

### 第 3 節 免許の申請（法 23 条の 2）

小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許（操縦免許）を受けなければならない。

#### （1）免許申請（則 66 条）

操縦免許を受けようとする者は、操縦試験に合格した日から 1 年以内に、地方運輸局等を経由して国土交通大臣に申請しなければならない。

#### 【申請必要書類及び提出先】

|                                                     |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                                                 | 地方運輸局等                                                                                                                                                                                                     |
| 必要書類                                                |                                                                                                                                                                                                            |
| 1. 操縦免許申請書<br>(第 18 号様式)                            | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                                                                                                                                             |
| 2. 写真 1 枚                                           | 申請書の写真貼付欄に貼付する<br>申請日前 6 ヶ月以内に撮影した縦 45mm×横 35mm の写真（無帽無背景、正面上半身）                                                                                                                                           |
| 3. 操縦試験合格<br>証明書                                    | 後記資料参照<br>・合格した日から 1 年間有効<br>・指定試験機関（海レ協）が発行したもの。<br>・特定操縦免許を申請する者であって既に申請する当該免許と同一の資格に係る操縦免許を受有している者は不要                                                                                                   |
| 4. 本籍の記載のある<br>住民票の写し<br>(原本)<br>(個人番号の記載の<br>ないもの) | ・申請日前 1 年以内に発行されたもの。<br>・平成 15 年 6 月 1 日（法改正）以降に、新免許証の交付を受けている者は不要<br>ただし免許証の交付を受けた後に氏名、本籍（都道府県名）や住所に変更が生じているときは必要となる。<br>・外国籍の者は、市区町村が発行する国籍の記載のある住民票を提出する。<br>・海外勤務等のため住民票を有しない者は、戸籍抄本と日本滞在中の滞在先証明を提出する。 |

|                                  |                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 現有操縦免許証                       | 受有者のみ（進級者等）<br>・紛失等により提出できない場合は滅失てん末書<br>第3章海技士の免許資料「海技免状（小型船舶操縦免許証）滅失<br>顛末書」参照<br>・進級の免許申請手続き中に、船長として船舶に乗船する必要がある等の理由により、現有免許証を返納できない場合は、返納<br>確約書と操縦免許証の写しを提出することがあるが、事前に提出先地方運輸局等に確認を要する |
| 6. 海技免状の写し                       | 受有者のみ ※海技免状受有者は、7. の小型旅客安全講習を修了しなくとも特定操縦免許を申請することができる                                                                                                                                        |
| 7. 小型旅客安全講習<br>修了証明書（原本）         | 特定操縦免許を申請する者に限る<br>後記資料参照                                                                                                                                                                    |
| 8. 手数料納付書<br>（26号様式）             | 登録免許税を収入印紙等で納付する<br>後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」参照                                                                                                                                                  |
| 9. 操縦免許証受領書<br>（9号様式（事務取<br>要領）） | 地方運輸局等にある海技免状（操縦免許証）の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名できる場合は不要                                                                                                                                            |
| 10. 委任状                          | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                                                                           |

## （2）免許の要件（法23条の4）

### ① 年齢要件

それぞれ下記に定める年齢に満たない者には、操縦免許を与えない。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。） | 16歳 |
| 特殊型船舶操縦士                 | 16歳 |
| その他の資格（一級、二級トン数限定なし）     | 18歳 |

### ② 欠格事由（法6条1項2号、3号）

（ア）海難審判法の規定により操縦免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者

（イ）国土交通大臣が行う行政処分により操縦免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者

（ウ）国土交通大臣が行う行政処分により、業務停止処分期間中の者

## （3）特定操縦免許（法23条の2・2項）

旅客の運送をする小型船舶の船長になろうとする者は、通常の試験（小型船舶操縦試験）の合格に加えて、小型船舶操縦者としての業務を行うにあたり必要となる海難発生時における措置、救命設備等に関する「小型旅客安全講習」の受講が必要であり、（平成15年6月1日以降の新規免許取得者のみ。従前（平成15年5月以前）からの免許受有者は、特定操縦免許を保有しているものと見なされる。）受講後は、上記（1）の免許申請が必要となる。

- 旅客船：屋形船、遊覧船、花火クルーズ船、ダイビング船など
- 遊漁船：釣り船、瀬渡しなど

なお、海技士（海技免状受有者）が新規に特定操縦免許の申請をするときは、既に海技免許講習（救命講習又は機関救命講習）を受講しているため、小型旅客安全講習を受講せずに当該免許申請が可能となる。

- ◆ 特定操縦免許の申請を行うと新しい操縦免許証の交付となり、交付日から新たに5年間の有効期限が設定され、同免許証の右上の資格欄に「特定」の文字が追記される。
- ◆ 現有の操縦免許証が失効しているときは、当該失効免許証の失効再交付後でなければ、特定操縦免許の申請をすることはできない。
- ◆ 特殊操縦免許のみを受有している者は、特定操縦免許の申請をすることはできない。

① 必要書類

(1) 免許申請 の必要書類に準ずる。

② 登録免許税

一級又は二級小型船舶操縦免許の受有者が、小型旅客安全講習を受講するなどして特定操縦免許を新たに追加で申請するときは、一級、二級新規取得申請時の登録免許税額の納付が必要である。

追加申請ではなく、一級又は二級小型船舶操縦免許の新規申請と同時に特定操縦免許を申請するときは、一級、二級の登録免許税のみ納付が必要となり、特定操縦免許の登録免許税は不要である。

(4) 技能限定、設備等限定及び限定解除（則 68 条～70 条）

① 技能限定（法 23 条の 3 第 2 項）

国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、操縦免許を受ける者の操縦の技能に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力についての限定をすることができる。

(ア) 二級小型船舶操縦士（1号限定/湖川小出力限定）（則 68 条 1 号）

この限定を付された二級小型船舶操縦士が操縦できる範囲は、下記の小型船舶（特殊小型船舶を除く。）となる。

|         |                                         |              |
|---------|-----------------------------------------|--------------|
| 航行区域    | 湖川及び通常の家象条件の下で波浪が穏やかであり潮流が微弱である以下の11の海域 |              |
|         | 石川県                                     | 七尾北湾、七尾南・西湾  |
|         | 京都府                                     | 阿蘇海          |
|         | 島根県                                     | 中海           |
|         | 香川県                                     | 内海           |
|         | 愛媛県                                     | 北灘湾、深浦湾      |
|         | 高知県                                     | 浦戸湾、浦ノ内湾、須崎湾 |
|         | 沖縄県                                     | 塩屋湾          |
| 船舶の大きさ  | 総トン数5トン未満                               |              |
| 推進機関の出力 | 15キロワット未満                               |              |

(イ) 二級小型船舶操縦士（2号限定/若年者限定）（則68条2号）

18歳未満の者が小型船舶操縦者として操縦できる範囲は、「総トン数5トン未満船に限る。」という技能限定が付されている。

18歳の誕生日以降、特に解除手続きの必要はなく、自動的にこの限定が解除されて、限定のない二級小型船舶操縦免許となり、次回免許証更新時には限定のない操縦免許証が発行される。

② 設備等限定（則69条）

国土交通大臣は、小型船舶操縦免許を受ける者の身体の障がいその他の状態に応じて、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の下記の設備その他の事項についての限定をすることができる。

| 限定される設備                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・操舵設備（操舵輪、操縦席等）</li><li>・機関の操作装置（シフトレバー、スロットルレバー等）</li><li>・係船設備（係船索、アンカー索、クリート等）</li><li>・揚錨設備（ウインチ、ウインドラス等）</li><li>・水中への転落防止設備（手すり等）</li><li>・国土交通大臣が小型船舶の航行の安全を考慮した設備の限定等</li></ul> |

③ 設備等限定の解除（則70条）

設備等限定を受けた者であって、その変更又はその全部若しくは一部の解除を申請する者は、設備等限定解除（変更）申請書に身体適正に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

設備等限定の解除を希望する場合は、小型船舶操縦士試験機関である海レ協各地方事務所の『身体検査相談コーナー』にて、「身体機能検査」を受検し解除ができるかどうかの判定を請う。

身体検査の内容は、時間限定、設備限定等、限定の種類により異なる。設備等限定解除のみの申請時は、設備等限定解除仮検査報告書が、受験時や更新時等は仮検査報告書が発行され、申請時に添付する。

平成13年以前の解除方法は形状主義（障がい等の内容）であったが、それ以降は能力主義（実際の操船能力）となる。

上記のように、検査の方法や書類等が限定の種類や申請時期によって違いがあるので、事前に管轄する海レ協の地方事務所『身体検査相談コーナー』の担当者と相談しながら進めると良い。

## <小型船舶操縦免許証の図解>

小型船舶操縦免許証第00000000000000号  
Permit of Boat's Operator

氏名 操縦 宗男  
Name Soju Muneo  
昭和42年1月1日生  
Date of Birth Jan. 1. 1967  
本籍 滋賀  
住所 滋賀県××市〇〇町1-2-3

資格・限定等  
一級  
特殊  
特定 設備等

平成00年00月00日まで有効  
免許証交付日 平成00年00月00日  
免許登録日 昭和00年00月00日

国土交通大臣の印  
Minister of Land, Infrastructure and Transport Japan

一級若しくは二級の別特殊のみの場合は空白

特殊を取得していない場合は空白

「設備等」の記載があるときは、設備限定が付されている免許で、裏面に限定の詳細が記載されている。

有効期限はここで CHECK!

小型船舶操縦免許証第00000000000000号  
Permit of Boat's Operator

氏名 小型 みね子  
Name Kogata Mineko  
平成12年12月12日生  
Date of Birth Dec. 12. 2000  
本籍 茨城  
住所 東京都××区〇〇町1-2-3

資格・限定等  
二級  
若年者(5トン)  
特殊

若年者限定 平成30年12月11日まで  
平成00年00月00日まで有効  
免許証交付日 平成00年00月00日  
免許登録日 昭和00年00月00日

国土交通大臣の印  
Minister of Land, Infrastructure and Transport Japan

「特定」の記載があるときは、人の輸送業務を行うことができる「特定操縦免許」の受有者である。

18歳未満の年齢の者は若年者限定が付される。

小型船舶操縦免許証第00000000000000号  
Permit of Boat's Operator

氏名 湖上 愛子  
Name Kojo Aiko  
昭和45年12月8日生  
Date of Birth Dec. 8. 1970  
本籍 大阪  
住所 大阪府大阪市××区〇〇町1-2-3

資格・限定等  
二級  
湖川小出力  
特定

平成00年00月00日まで有効  
免許証交付日 平成00年00月00日  
免許登録日 昭和00年00月00日

国土交通大臣の印  
Minister of Land, Infrastructure and Transport Japan

湖川小出力限定の免許を受けた者

その他の限定  
二級  
1マイル  
1海里限定。旧資格五級小型船舶操縦士は現資格ではこのように表示される。

## コーヒープレイク ～ その2 「操縦免許 編」

### 1. 免許証番号の最初の 3 桁

| 番号  | 資格内容                | 備 考                 |
|-----|---------------------|---------------------|
| 010 | 一級                  |                     |
| 011 | 一級(※)               |                     |
| 020 | 二級                  |                     |
| 021 | 二級(※)               |                     |
| 022 | 二級(湖川小出力限定)         |                     |
| 030 | 特殊                  |                     |
| 040 | 一級+特殊+特定旅客          | 旧一級、二級              |
| 041 | 一級+特殊               |                     |
| 042 | 一級(※)+特殊+特定旅客       | 旧一級(5t限定)、旧二級(5t限定) |
| 043 | 一級(※)+特殊            |                     |
| 050 | 二級+特殊+特定旅客          | 旧三級                 |
| 051 | 二級+特殊               |                     |
| 052 | 二級(※)+特殊+特定旅客       | 旧四級                 |
| 053 | 二級(※)+特殊            |                     |
| 054 | 二級(※・1海里限定)+特殊+特定旅客 | 旧五級                 |
| 055 | 二級(湖川小出力限定)+特定旅客    | 旧四級湖川小馬力、旧五級湖川小馬力   |
| 056 | 二級(湖川小出力限定)+特殊      |                     |

※平成16年11月に「5トン限定区分の見直し」が行われ、以降、廃止されたので、改正前の一級及び二級小型船舶操縦免許取得時に5トン限定が付された免許証であっても現在では、20トン未満船等の操縦が可能である。

### 2. 免許証番号 4 桁目(限定コード)

|   |               |
|---|---------------|
| 0 | 限定なし          |
| 4 | 限定あり          |
| 8 | 特定旅客資格保有者     |
| 9 | 特定旅客資格設備限定保有者 |

### 3. 免許証番号5～13桁目

| 桁    | 内 容              |
|------|------------------|
| 5～6  | 登録年の西暦下2桁        |
| 7～12 | 資格、登録年単位で一連番号    |
| 13   | 訂正・再交付(更新を含む)の回数 |

## 第4節 更新申請（則80条）

### （1）更新制度、趣旨

操縦免許証の更新制度は、免許受有者に対し5年ごとに身体適正及び知識・技能を有することの確認を行うことを目的とした制度であり、更新手続きは、有効期間満了日の1年前から行うことができる。

### （2）更新の要件

操縦免許証の有効期間の更新をする者は、身体検査基準（則101条、別表第9）を満たし、且つ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている必要がある。

#### ① 国土交通大臣が定める乗船履歴を有していること

操縦免許証の有効期間満了日以前5年以内に1月以上船長として小型船舶に乗船した履歴があることの証明

※船員手帳若しくは船員手帳記載事項証明等（下表参照）

#### <更新にかかわる乗船履歴の証明方法>

|                 |                                                                                             |                                                     | 船舶所有者、船長が自己の履歴を証明する者               | 左記以外       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 船員手帳を<br>受有する者  | 船員手帳保持者                                                                                     | 海技士(航海)※1<br>海技士(機関)<br>小型船舶操縦免許証※1<br>海技士(通信・電子通信) | ※1であって、船主船長として就職証明を受けている場合<br>A. F | A. E       |
|                 | 船員手帳を滅失、き損した者                                                                               |                                                     | D. F. G                            | C. F. G    |
| 船員手帳を<br>受有しない者 | 職務上生じた履歴                                                                                    | 官公署の船舶に乗組んだ者                                        | /                                  | B          |
|                 |                                                                                             | 法人に雇用されている者                                         |                                    | C. G. N    |
|                 |                                                                                             | 法人に雇用されていない者                                        |                                    | D. G. H    |
|                 | 職務以外で生じた履歴                                                                                  | 法人に雇用されている者が法人所有の船舶に乗組んだ場合                          |                                    | C. G. I    |
|                 |                                                                                             | 船舶貸渡業者から借りた船舶に乗組んだ場合                                |                                    | C. G. J    |
|                 |                                                                                             | その他の船舶に乗組んだ場合<br>(友人所有の船舶に乗組んだような場合)                |                                    | C. G. K    |
|                 |                                                                                             | 自己所有船                                               |                                    | D. G. K. L |
| 自己所有船以外の船舶※2    | D. G. L. M                                                                                  | /                                                   |                                    |            |
| <b>A</b>        | 乗船履歴表 第4号書式                                                                                 |                                                     |                                    |            |
| <b>B</b>        | 乗船履歴証明書（官公署用） 第6号書式                                                                         |                                                     |                                    |            |
| <b>C</b>        | 乗船履歴証明書（一般用） 第7号書式                                                                          |                                                     |                                    |            |
| <b>D</b>        | 乗船履歴証明書（自己証明用） 第8号書式<br>他の船舶所有者、マリーナ等の船舶の管理者（小型船舶に限る）、市町村長からの履歴証明または確認を得ること。ただし、※2の場合は証明書不要 |                                                     |                                    |            |
| <b>E</b>        | 船員手帳または船員手帳記載事項証明書<br>一括届出の場合、所有者による乗船履歴証明書および一括届出許可書の写しも必要                                 |                                                     |                                    |            |

|   |                                                                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| F | 海員名簿の原本と相違ない旨の船舶所有者の証明（船長の証明により乗船履歴を証明する場合を除く）が付された海員名簿の（二および四の部分）の写し                                                                                   |
| G | 船舶検査証書、船舶検査手帳を受有する船舶はその写し<br>それ以外の船舶は、漁船登録の謄本または居住する市町村長の則 32 条 2 項（船舶番号、船種船名、総トン数、推進機関の種類、出力、無線設備の種類、航行区域、船舶所有者の住所、氏名又は名称、船舶の所有期間）が記載された証明             |
| H | 当該職務を確実に遂行していたことがわかる官公署が発行した書類（地方税申告書に基づく市町村長の証明書、各種許可書等）の写し<br>家族船員であって自身について証明書類の発行を受けられない場合、その配偶者等が受けた証明書の写しおよび自身が当該配偶者等と同居の親族関係にあることを証する書類（保険証等）の写し |
| I | 法人の当該船舶の管理簿（運航記録）等の写し                                                                                                                                   |
| J | 貸渡業者の営業記録の写しまたは領収書の写し                                                                                                                                   |
| K | マリーナ等の船舶管理者の管理記録、領収書の写し等乗船したことが明らかになる書類                                                                                                                 |
| L | 船舶所有者の営業記録の写しまたは領収書の写し                                                                                                                                  |
| M | 船舶の管理委託契約書の写し（乗船履歴証明書に署名捺印した者が船舶管理者である場合）                                                                                                               |
| N | 身分証明書（当該職務の内容が明らかになるもの）の写しまたは、当該職務に就業していたことを法人代表者が証明した書類                                                                                                |
| O | 営業用船舶の所有者または管理者が発行した領収書であって、乗船日、場所が明らかになるもの                                                                                                             |

※2 自己居住地から遠隔地にある営業用船舶に乗組んだ履歴であって、G、L、M の提出が困難な場合は D、O。

<注意>

- 乗船履歴を証明する者が個人の場合は、その者の印鑑証明書が必要(証明書には実印押印)。
- 一つの証明方法では規定の履歴に達しない場合は、他の証明方法による履歴と合算できる。
- D の証明書に証明者として署名捺印した者が、他の船舶所有者の場合は、その船舶の G の書類。
- 船長の証明は、外国船舶に乗組んだ履歴や船舶所有者の証明により難い合理的な理由のある場合に限る。
- 法人に雇用されている者が当該法人所有の船舶に船長として乗組んだ履歴および申請者の親族・友人・知人等が所有する船舶を借入れて当該船舶の船長として乗組んだ履歴は自己証明できない。
- 外国船舶の船長が乗船履歴を証明しようとする場合は、当該船舶の船籍国での領事の証明書やその者が当該船舶の船長であることを確認できる書類(派遣認定許可書の写し等)を提出すること。
- 船主、家族船員、法人所有船舶の当該法人の代表者等が、海員名簿第五表に記載され、クルーリストにより当該職務を確実に遂行していたことがわかる者は、乗船履歴として証明できることがあるので、最寄りの地方運輸局等の事務所に問い合わせること。

② 乗船履歴を有する者と同等以上の業務経験を有していること

操縦免許証の有効期間満了日以前5年以内に1年以上の同等業務に従事した経験があることの証明（同等業務経験認定書）

<認定の対象となる同等業務経験の範囲>（更取要領第5 1(1)の表の抜粋）

| 職務・業務                                      | 期 間                                 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 海難審判官及び理事官<br>※当該者の職務内容と直接関係があると認められるとき | 受有する操縦免許証の有効期間満了日以前の5年以内に1年以上の業務経験要 |
| 2. 海技試験官                                   |                                     |
| 3. 登録小型船舶教習所の教員又は修了試験員（則 115 条）            |                                     |
| 4. 小型船舶操縦士試験員（法 23 条 16 1 項）               |                                     |
| 5. 登録講習機関の講師（法 7 条の 2 3 項 3 号 他）           |                                     |
| 6. 海上運送法の運航管理者 ※管理する船舶が小型船舶であること           |                                     |
| 7. 船舶事故調査官及び地方事故調官                         |                                     |

③ 国土交通大臣の登録を受けた更新講習実施機関が行う更新講習の課程を修了していること。(操縦免許証更新講習修了証明書)

(3) 更新申請の手続き (更取要領 1 イ)

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                                 | 地方運輸局等                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 必要書類                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1. 操縦免許証更新申請書(22号様式)                | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2. 手数料納付書(26号様式)                    | 後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」記載の更新分の収入印紙を貼付                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3. 写真                               | 縦 45mm×横 35mm、申請日前 6 ヶ月以内に撮影、無帽無背景、正面上半身の写真を 1. の申請書の写真貼付欄に貼付                                                                                                                                                                                                             |
| 4. 身体検査基準を満たす書類                     | 次のいずれかの身体検査証明書または身体検査合格証明書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶操縦士身体検査証明書(申請日以前 3 月以内のもの)(23号様式)</li> <li>・海技士身体検査証明書(申請日以前 3 月以内のものであって、視力については小型船舶操縦士身体検査基準に達しているものに限り。)(7号様式)</li> <li>・海技士身体検査合格証明書(海技士(航海)のものであって申請日以前 1 年以内のもの)(14号様式(事務取要領))</li> </ul> |
| 5. 更新要件を満たす書類                       | 次のいずれかの書類<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦免許証更新講習修了証明書(申請日以前 3 月以内のもの)</li> <li>・乗船履歴表と乗船履歴を証明する書類</li> </ul>                                                                                                                                                |
| 6. 現有操免許証                           | 滅失している場合は、操縦免許証滅失願末書(1号様式の 4 (更取要領))と本人であることが確認できるもの(後記資料「海技免状・小型船舶操縦免許証の滅失時の本人確認資料」参照)<br>※滅失した免許証を発見したときは速やかに地方運輸局等に返納すること(則 88 条 1 項 4 号)                                                                                                                              |
| 7. 委任状                              | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 以下の書類は必要に応じて提出                      |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 8. 返納確約書(1号様式の 2 (更取要領))            | 申請時に乗船中である等の事由で返納が出来ない場合に限る<br>※更新された操縦免許証が手元に届き次第、旧の操縦免許証は速やかに返納すること                                                                                                                                                                                                     |
| 9. 本籍の記載のある住民票の写し(原本)(個人番号の記載のないもの) | 生年月日及び性別以外の訂正を行う場合に限る<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍の都道府県名のみ訂正は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書でも可(事務取要領第 25 条 1 項 1 号)</li> <li>・現住所のみ訂正は、その他の住所を証明する書類でも可(住民票記載事項証明書)(事務取要領第 25 条 1 項 2 号)</li> </ul> ※訂正のための申請書および手数料は不要                                               |
| 10. 操縦免許証受領書(9号様式(事務取要領))           | 地方運輸局等が用意する海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名ができる場合は不要                                                                                                                                                                                                                      |

※「生年月日」又は「性別」に変更が生じている場合は、更新申請と同時に操縦免許証の訂正申請が別途必要となり、手数料も更新申請分とは別に訂正申請分を納める必要がある。

(4) 起算日の変更（則 81 条）

操縦免許証及び海技免状（操縦免許証よりも有効期間の満了日が早く到来するものに限る。複数可）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該海技免状の有効期間の起算日を当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

(5) 更新期間前の更新（則 82 条）

- ① 操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。
- ② 操縦免許証及び海技免状を受有する者であって、当該海技免状の有効期間の更新を申請するものは、操縦免許証についての更新期間前の更新申請を同時にすることができる。

＜操縦免許証の更新に係る郵送手続きについて＞

申請上の負担軽減を図る観点から、「本人」による「操縦免許証の有効期間の更新申請」に限って、郵送手続きが認められている。（参照：更新等に関する郵送手続き事務取扱要領）

ただし、乗船履歴又は同等業務経験の認定及び履歴限定及び設備等限定の解除に係る申請並びに滅失等再交付に係る申請は、十分かつ慎重な本人確認を求められるため、郵送申請の対象外となる。

また、郵送申請ができる者は本人に限られており、委任行為は認められていないため、海事代理士は行うことが出来ないため注意されたい。

① 申請の方法

簡易書留等の郵便の引受け、配達記録の確認ができる郵送等の方法が求められる。

② 返送の方法

申請同様、簡易書留等の郵便の引受け、配達記録の確認ができる郵送等の方法により返送されるため、方法に応じた返信用封筒に送料を付したものが必要。

③ 申請受付期間

満了日を経過して届いた申請であっても、更新期間内の消印が押印されていることが確認できる場合は、当該更新期間内に申請があったものとみなして取扱われる。

## 第5節 失効再交付申請（則85条）

操縦免許証が失効した（有効期間が過ぎた）ときは、所定の書類を揃えて再交付申請をすることにより操縦免許証の再交付を受けることができる。

### （1）失効再交付の要件

操縦免許証の再交付を申請するものは、身体検査基準を満たし、かつ、効力が失われた期間の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「登録操縦免許証失効再交付講習」という。）を、登録操縦免許証失効再交付講習実施機関が行うものの課程を、操縦免許証の再交付の申請をする日以前3月以内に修了していなければならない。

### （2）失効再交付申請の手続き（更取要領7）

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                   | 地方運輸局等                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 失効再交付手続きに必要な書類        |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1. 操縦免許証再交付申請書(24号様式) | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2. 手数料納付書(26号様式)      | 後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」に記載の再交付分の収入印紙を貼付                                                                                                                                                                                                                               |
| 3. 写真                 | 縦45mm×横35mm、申請日前6ヶ月以内に撮影、無帽無背景、正面上半身の写真を1.の申請書の写真貼付欄に貼付                                                                                                                                                                                                             |
| 4. 身体検査基準を満たす書類       | 次のいずれかの身体検査証明書または身体検査合格証明書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶操縦士身体検査証明書（申請日以前3月以内のもの）（23号様式）</li> <li>・海技士身体検査証明書（申請日以前3月以内のものであって、視力については小型船舶操縦士身体検査基準に達しているものに限る。）（7号様式）</li> <li>・海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）のものであって申請日以前1年以内のもの）（14号様式（事務取要領））</li> </ul> |
| 5. 失効再交付要件を満たす書類      | 操縦免許証失効再交付講習修了証明書（申請日以前3月以内のもの）                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6. 現有操縦免許証            | 滅失している場合は、操縦免許証滅失願末書（1号様式の4（更取要領））と本人であることが確認できるもの<br>後記資料「海技免状・小型船舶操縦免許証の滅失時の本人確認資料」参照<br>※滅失した免許証を発見したときは速やかに地方運輸局等に返納しなければならない。（則88条1項4号）                                                                                                                        |
| 7. 委任状                | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 以下の書類は必要に応じて提出        |                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8. 本籍の記載のある住民票の写し(原本)(個人番号の記載のないもの) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年の法改正前の「みなし操縦免許証(現様式以前の旧免許証)」提出者</li> <li>・生年月日及び性別以外の訂正を行う場合<br/>本籍の都道府県名のみ訂正は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書でも可(事務取要領第27条1項3号)<br/>現住所のみ訂正は、その他の住所を証明する書類でも可(住民票記載事項証明書)(事務取要領第27条1項4号)</li> </ul> ※訂正のための申請書および手数料は不要 |
| 9. 操縦免許証受領書(9号様式(事務取要領))            | 地方運輸局等が用意する海技免状(操縦免許証)の受領に関する記録簿に受領印を押印又は署名ができる場合は不要                                                                                                                                                                                                   |

※ 「生年月日」又は「性別」に変更が生じている場合は、失効再交付申請と同時に操縦免許証の訂正申請が別途必要となり、手数料も失効再交付申請分とは別に訂正申請分を納める必要がある。

### (3) 更新制度がなかったときの旧小型船舶操縦士の海技免状の取扱い

#### ① 無効になった小型船舶操縦士の海技免状

級別がない免状(昭和49年5月25日以前に取得又は試験に合格した旧小型船舶操縦士の海技免状)は、昭和49年から昭和59年の10年間に「移行講習」を受講し引換申請をすることにより、一級小型船舶操縦士の海技免状に引換えすることができたが、この手続きを行わなかった級別のない小型船舶操縦士の海技免状は、10年の猶予期間経過後は「無効」となった。

#### ② 失効扱いとなっている小型船舶操縦士の海技免状

昭和57年の更新制度導入の法改正により、それまで終身有効であった一～四級の級別がある旧小型船舶操縦士の海技免状は、昭和58年から平成5年までの間に「引換申請」により引換えを行ったものは、有効期間のある小型船舶操縦士の海技免状に引き換えられたが、この手続きを行っていない旧の小型船舶操縦士の海技免状は「失効」扱いとなっているので、失効再交付講習を受講し再交付申請をすることにより現様式の操縦免許証を取得できる。

## 第6節 滅失等再交付申請(則86条)

操縦免許証を滅失又はき損(印字面が読み取れなくなった状態も含む。)したときは、所定の書類を添えて再交付申請手続きをとり、当該操縦免許証を再交付することができる。

### (1) 滅失等再交付申請手続き(事務取26条)

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 提出先                   | 地方運輸局等                                |
| 滅失等再交付申請手続きに必要な書類     |                                       |
| 1. 操縦免許証再交付申請書(24号様式) | 後記資料「申請書記載例」参照                        |
| 2. 手数料納付書(26号様式)      | 後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」に記載の再交付分の収入印紙を貼付 |

|                                     |                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 写真                               | 縦45mm×横35mm、申請日前6ヶ月以内に撮影、無帽無背景、正面上半身の写真を1.の申請書の写真貼付欄に貼付（則87条）                                                                                             |
| 4. 操縦免許証滅失顛末書（1号様式の4(更取要領)）         | 本人であることが確認できるもの<br>後記資料「海技免状・小型船舶操縦免許証の滅失時の本人確認資料」参照<br>※滅失した免許証を発見したときは速やかに地方運輸局等に返納しなければならない。（則88条1項4号）                                                 |
| 5. 現有操縦免許証                          | き損した場合に限る                                                                                                                                                 |
| 6. 本籍の記載のある住民票の写し（原本）（個人番号の記載のないもの） | ・生年月日及び性別以外の訂正を行う場合<br>本籍の都道府県名のみの訂正は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書でも可（事務取要領第27条1項3号）<br>・現住所のみの訂正は、その他の住所を証明する書類でも可（住民票記載事項証明書）（事務取要領第27条1項4号）<br>※訂正のための申請書および手数料は不要 |
| 7. 操縦免許証受領証（9号様式(事務取要領)）            | 地方運輸局等が用意する海技免許関係記録簿に受領印を押印又は署名ができる場合は不要                                                                                                                  |
| 8. 委任状                              | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                                        |

## 第7節 訂正申請（則73条）

本籍の都道府県名、住所若しくは氏名に変更を生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りを発見したときは、遅滞なく登録事項の訂正申請をしなければならない。

### (1) 登録事項訂正申請手続き(事務取25条)

|                            |                                                                                                                        |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出先                        | 地方運輸局等                                                                                                                 |
| 訂正申請手続きに必要な書類              |                                                                                                                        |
| 1. 登録事項(操縦免許証)訂正申請書(21号様式) | 後記資料「申請書記載例」参照                                                                                                         |
| 2. 手数料納付書(26号様式)           | 後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」に記載の訂正分の収入印紙を貼付<br>※本申請に係る登録事項の訂正が、当該申請者の責によらない事由の場合は手数料の納付は不要                                    |
| 3. 写真                      | 縦45mm×横35mm、申請日前6ヶ月以内に撮影、無帽無背景、正面上半身の写真を1.の申請書の写真貼付欄に貼付(則87条)                                                          |
| 4. 現有操縦免許証                 | 滅失している場合は、操縦免許証滅失顛末書 第1号様式の4(更取要領)と本人であることが確認できるもの 巻末資料「本人確認書類」参照<br>※滅失した免許証を発見したときは速やかに地方運輸局等に返納しなければならない。（則88条1項4号） |

|                                  |                                                                                                                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 事実を証する書面                      | ・戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書または本籍記載の住民票の写し（原本）（事務取要領第27条1項3号）<br>※住所の変更または誤りの場合は、本籍記載の住民票の写し（原本）その他の住所を証明する書類でも可（住民票記載事項証明書）（事務取要領第27条1項4号） |
| 6. 委任状                           | 委任を受けた海事代理士が申請する場合                                                                                                                |
| ※ 以下の書類は必要に応じて提出                 |                                                                                                                                   |
| 7. 返納確約書<br>（1号様式の2<br>（更取要領））   | 申請時に乗船中である等の事由で返納が出来ない場合に限る<br>訂正された操縦免許証が手元に届き次第、旧の操縦免許証は速やかに返納すること                                                              |
| 8. 操縦免許証受領証<br>（9号様式<br>（事務取要領）） | 地方運輸局等が用意する海技免許関係記録簿に受領印を押印又は署名ができる場合は不要                                                                                          |

## （2）同時申請（事務取 25 条）

訂正申請において、訂正事由に「生年月日」又は「性別」の訂正があるときで、他の申請（更新申請、失効および滅失等再交付申請）と同時に申請をする場合は、当該申請書を各々作成し申請する必要がある、それに伴い、手数料もそれぞれに納める必要があるので注意をされたい。

## 第 8 節 小型船舶操縦者の遵守事項 （法 23 条の 36、則 134 条～138 条）

小型船舶の海難の発生状況を鑑み、小型船舶操縦者に小型船舶の安全確保のために「小型船舶操縦者の遵守事項」として以下の 7 項目を法令化し責務を課し、且つ違反した場合の行政処分が規定されている。

### （1）小型船舶操縦者の遵守事項

- ① 酒酔い等操縦の禁止（法 23 条の 36 1 項）
- ② 免許者の自己操縦（法 23 条の 36 2 項）
- ③ 危険操縦の禁止（法 23 条の 36 3 項）
- ④ 救命胴衣の着用義務（法 23 条の 36 4 項）

※船室外のすべての乗船者に救命胴衣の着用を義務付ける。

- ⑤ 発航前検査の実施（則 138 条 1 項）
- ⑥ 適切な見張りの実施（則 138 条 2 項）
- ⑦ 事故時の対応（則 138 条 3 項）

#### <救命胴衣（ライフジャケット）の着用義務化について>

海中転落による死亡・行方不明を防止するため、原則としてすべての小型船舶操縦者にライフジャケットの着用を義務化する内容の法改正が平成30年2月1日に施行された。

ただし、違反点数の付与は平成 34 年 2 月 1 日からとなる。

（次ページに続く）

| 改正前                                                                                                                                                        | 改正後                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳未満の小児 ⇒ 着用義務</li> <li>・水上オートバイの乗船時 ⇒ 着用義務</li> <li>・1人乗り漁船で漁労中の者 ⇒ 着用義務</li> <li>・船室外のすべての乗船者 ⇒ 努力義務</li> </ul> | 原則としてすべての乗船者にライフジャケットの着用させることを義務化 |

原則として、モーターボート、水上オートバイ、漁船など、操船に小型船舶操縦士免許が必要なすべての小型船舶（注）の乗船者が、ライフジャケットの着用義務の対象となる。

ただし、次の（1）から（10）までの場合には「適用除外」又は「着用に努める義務」となる。

（4）から（9）までは12歳未満の小児、水上オートバイの乗船者、1人乗り漁船で漁ろうに従事する者には適用されず、従来どおり着用義務となる。

☆ 則137条の規定に係わる取扱いの改正について（平成29年1月26日国海安第271号・国海技第367号）の抜粋

|      |                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 船室内（屋根と壁に囲まれた船室の中にいる者は適用除外）<br>※屋根だけを有するスペースなど、風雨にさらされる場所は適用除外にならない。                                                                                                               |
| (2)  | 命綱・安全ベルトを着用している場合                                                                                                                                                                  |
| (3)  | 船外で泳ごうとしている場合<br>泳ぐためにライフジャケットを着脱したり船外へ移動したりするなど、船外へ移動することを目的とした必要最小限の動作を行っている場合は適用除外になる。                                                                                          |
| (4)  | 船外で専用の装備を用いたスポーツレクリエーション<br>主にダイビングや水上スキーなどを指すが、専用の装備を着用している場合であり、さらにそれに重ねて救命胴衣を着用することで専用の装備の機能を阻害する場合に限る。<br>※船外に身を乗り出す行為や釣りなどの行為は適用除外にはならない。                                     |
| (5)  | 船外において専用の装備を用いた作業の場合<br>主に潜水漁業、救助、調査、工事などを指すが、専用の装備を着用している場合であり、さらにそれに重ねて救命胴衣を着用することで専用の装備の機能を阻害する場合に限る。また、釣りなどの行為は着用義務となる。<br>※船外に身を乗り出す行為や釣りなどの行為は適用除外にはならない。                    |
| (6)  | 安全措置が講じられたヨットレース競技（競技に関する練習も含む）<br>国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレースの競技中は適用除外となる。<br>※ヨットを競技・練習以外に使用する場合は適用除外にはならない。                             |
| (7)  | 安全措置が講じられた船上における神事<br>船上において、儀式、祭礼、神事などを行うために必要な服飾を着用することにより、ライフジャケットを着用することが適当でない者は、別の船舶からの監視・救助体制が整っている場合に限り、適用除外となる。                                                            |
| (8)  | 防波堤内に係留された船にいる場合<br>防波堤の内側にある岸壁、栈橋、係船くいなどに係留中の船の上は「着用義務」が「着用に努める義務」になる。 ※ 船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外にならない。                                                                   |
| (9)  | 船長が定めた安全場所の範囲内にいる場合<br>船長が責任をもって指定した「船外への転落のおそれが少ない場所（安全場所）」の範囲内にいる者は、船長の了解を得て「着用義務」を「着用に努める義務」とすることができる。安全場所とは、75センチメートル以上の手すりなどで囲まれていること、安全配慮に関する掲示物の徹底など、定められた要件を全て満たしている場合に限る。 |
| (10) | その他の適用除外<br>・負傷、障害、妊娠中であることによりライフジャケットを着ることが療養上又は健康保持上適当でない者<br>・著しく体型が大きいことなどの身体の状態により適切にライフジャケットを着ることができない者<br>・大人が保護及び監督をしている1歳未満の小児                                            |

(2) 再教育講習（法23条の37、則139条～142条）

小型船舶操縦者が、違反行為をし、当該違反行為の内容と回数により省令で定める基準に達したときに国土交通大臣は行政処分（戒告又は6か月以内の業務の停止）を行う。

ただし、その事由による海難審判が開始されたときにはその裁決に従う。

また、行政処分が為される前に通知される再教育講習を受講したときは、その行政処分が以下のとおり軽減される。

|      |               |               |
|------|---------------|---------------|
| 軽減措置 | ① 業務停止1月の者    | → 戒告処分        |
|      | ② 業務停止1月を超える者 | → 業務停止期間を1月短縮 |

【遵守事項違反の点数（平成28年7月1日改正）】

| 違反内容                               | 点数 | 点数<br>(死傷事故の場合) |
|------------------------------------|----|-----------------|
| 酒酔い等操縦、自己操縦義務違反<br>危険操縦、見張りの実施義務違反 | 3点 | 6点              |
| 救命胴衣着用義務違反<br>発航前検査義務違反            | 2点 | 5点              |

【行政処分区分表】

|                 |   | 過去1年以内の違反累積点数 |            |            |            |            |
|-----------------|---|---------------|------------|------------|------------|------------|
|                 |   | 2点            | 3点         | 4点         | 5点         | 6点         |
| 過去3年以内<br>の処分前歴 | 無 | ※             | ※          | ※          | 業務停止<br>1月 | 業務停止<br>2月 |
|                 | 有 | ※             | 業務停止<br>3月 | 業務停止<br>4月 | 業務停止<br>5月 | 業務停止<br>6月 |

(※) 過去3年以内の処分前歴なく違反累積点数4点以下の者、及び前歴がある2点の者に対し、再教育講習を受講した場合には累積点数から2点が減ぜられる。

《参考》再教育講習 ～「平成 15 年国海資第 90 号 再教育講習実施要領」より抜粋～

1. 再教育講習受講通知書（後記様式 1 参照）

国土交通省海事局海事課より違反者本人へ講習日が指定された通知書が届き、この通知が届いてから 1 か月以内に受講しなければ処分が軽減されないので注意を要する。

2. 再教育講習の実施

講習実施機関は、再教育講習の受講通知を受けた者から当該講習の受講申込みがあった場合には、再教育講習を開催し、再教育講習修了証明書（後記資料参照）を発行するとともに、本省に当該証明書の写しを送付しなければならない。

発行された再教育講習修了証明書を紛失した場合、講習機関へ再交付申請をすることができる。

ちなみに

1. 再教育講習を受講する者の操縦免許証が失効している場合には、失効再交付講習と同時に再教育講習を受講することができる。（重複受講）

重複受講では、失効再交付講習の内容に加え、遵守事項に係る講習を受講する。

2. 従来、違反点数が 5 点に達した場合に出されていた再教育講習受講通知書について、平成 28 年 7 月 1 日以降は、違反点数を付された全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習受講通知書は発出されるようになった。また、上表「遵守事項違反の点数」のとおり、見張りの実施義務違反発航前検査義務違反の 2 項目が違反点数対象に追加された。

## 第 9 節 返納（則 88 条、法 10 条 1 項第 2 号）

### （1）返納（則 88 条 1 項）

次に掲げる場合には速やかにその事由を記載した書面を添えて、その受有する操縦免許証を返納しなければならない。

- ① 国土交通大臣から操縦免許を取り消されたとき。
- ② 海難審判法の懲戒の一としての「取消し」の採決があったとき。
- ③ 操縦免許証が失効したとき。
- ④ 滅失再交付後に滅失した操縦免許証を発見したとき。

### （2）引換え（則 88 条 2 項）

次に掲げる場合には交付を受ける操縦免許証と引換えに受有する操縦免許証を返納しなければならない。

- ① 特定操縦免許の交付を受けたとき。
- ② 進級したとき。（特殊小型船舶操縦免許受有者が一級小型船舶操縦免許を新たに取得した場合や、一級小型船舶操縦免許受有者が新たに特殊小型船舶操縦免許を取得した場合も含む。）

- ③ 技能限定を解除、若しくは技能限定を緩和したとき。
  - ④ 設備限定を解除したとき。
  - ⑤ 登録事項を訂正したとき。
  - ⑥ 有効期間起算日の変更、若しくは海技免状との同時申請により操縦免許証を更新したとき。
  - ⑦ 有効期間日の満了による操縦免許証を更新したとき。
  - ⑧ 毀損した操縦免許証を再交付したとき。
- (3) 小型船舶操縦士が失踪の宣告を受け、又は死亡したときは、同居の親族等操縦免許証を保管する者が、本人に代わって操縦免許証を返納しなければならない。(則 88 条 3 項)
- (4) 返納すべき操縦免許証が滅失しているときは、その事実を証する書面を添えて国土交通大臣に届け出なければならない。(則 88 条 4 項)

## 第 10 節 取消 (法 23 条の 7)

- (1) 国土交通大臣は、小型船舶操縦者が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許証を取り消すことができる。(法 23 条の 7 第 1 項)
- ① この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
  - ② 小型船舶操縦者としての業務又は船舶職員としての職務を行うに当たり、海上衝突予防法その他、他の法令の規定に違反したとき。(法 23 条の 7 第 2 項)
- (2) 国土交通大臣は、小型船舶操縦者が心身の障害により小型船舶操縦者の業務を適正に行うことができない者（身体適正基準を満たしていない者）と認めるときはその操縦免許を取り消すことができる。

## 第 11 節 無効の告示 (則 95 条)

操縦免許証を滅失したとき、又はこれを返納しなければならない場合に返納しなかったとき、国土交通大臣はその操縦免許証が無効であることを告示する。







小型船舶操縦士国家試験  
受 験 票

|                     |                      |                    |
|---------------------|----------------------|--------------------|
| 写真                  | 試験種別 一級              |                    |
|                     | 試験開始期日<br>平成 29年1月1日 |                    |
|                     | 試験地<br>北海道釧路市        |                    |
|                     | 試験ID<br>987654       | 受験番号<br>123        |
| 氏名 ソウジュウ イチロウ       |                      |                    |
| 生年月日<br>平成 1年 2月29日 |                      | 性別<br>男            |
| 身体                  | 学科                   | 実技                 |
| 省略<br>合格日:H28.6.26  |                      | 省略<br>合格日:H28.6.26 |

小型船舶操縦士試験機関  
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

※以前の試験で合格していれば「省略」となり、合格日の年月日も記載されている

- ① 身体検査合格の有効期間は1年間
  - ② 学科・実技試験合格の有効期間は2年間
- 試験申請の際は、上記有効期間の確認が必要である！

※進級のときの実技欄は「免除」と記載されている

学科科目免除一覽(1/2)

| 受験資格    | 小型受有資格        | 大型受有資格       | 心得遵守<br>(15分) | 交通方法<br>(20分) | 運航<br>(35分)   | 運航上 I<br>(50分) | 運航上 II<br>(20分) | 試験時間計 |
|---------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-------|
|         |               |              | 12問           | 14問           | 24問           | 8問             | 6問              |       |
| 一級      | 二級            | 無            | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 | 70    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               |               |               |                |                 | 140   |
|         | 特殊            |              | 免除            |               |               |                |                 | 125   |
|         | 二級+特殊・旧三級・旧四級 |              | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 | 70    |
|         | 二級湖川+特殊       |              | 免除            |               |               |                |                 | 125   |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            |               |               |                |                 | 125   |
|         | 無             | 航海           |               | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 35    |
|         | 二級            |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 20    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 35    |
|         | 特殊            |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 20    |
|         | 二級+特殊・旧三級・旧四級 |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 20    |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 20    |
|         | 二級湖川+特殊       | 免除           | 免除            | 免除            | 免除            |                | 20              |       |
|         | 無             | 機関           |               |               |               |                | 免除              | 120   |
|         | 二級            |              | 免除            | 免除            | 免除            |                | 免除              | 50    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               |               |               |                | 免除              | 120   |
|         | 特殊            |              | 免除            |               |               |                | 免除              | 105   |
|         | 二級+特殊・旧三級・旧四級 |              | 免除            | 免除            | 免除            |                | 免除              | 50    |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            |               |               |                | 免除              | 105   |
|         | 二級湖川+特殊       | 免除           |               |               |               | 免除             | 105             |       |
|         | 無             | 航海機関<br>(併有) |               | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 15    |
|         | 二級            |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 15    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 免除    |
|         | 特殊            |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 免除    |
|         | 二級+特殊・旧三級・旧四級 |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 免除    |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              | 免除    |
|         | 二級湖川+特殊       | 免除           | 免除            | 免除            | 免除            | 免除             | 免除              |       |
|         | 受験資格          | 小型受有資格       | 大型受有資格        | 心得遵守<br>(15分) | 交通方法<br>(20分) | 運航<br>(35分)    | 試験時間計           |       |
| 二級      | 二級湖川・旧湖川      | 無            | 12問           | 14問           | 24問           |                |                 | 70    |
|         | 特殊            |              | 免除            |               |               |                |                 | 55    |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            |               |               |                |                 | 55    |
|         | 二級湖川+特殊       |              | 免除            |               |               |                |                 | 55    |
|         | 無             | 航海           |               | 免除            | 免除            |                |                 | 15    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               | 免除            | 免除            |                |                 | 15    |
|         | 特殊            |              | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 |       |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 |       |
|         | 二級湖川+特殊       | 免除           | 免除            | 免除            |               |                |                 |       |
|         | 無             | 機関           |               |               |               |                |                 | 70    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               |               |               |                |                 | 70    |
|         | 特殊            |              | 免除            |               |               |                |                 | 55    |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            |               |               |                |                 | 55    |
|         | 二級湖川+特殊       | 免除           |               |               |               |                | 55              |       |
|         | 無             | 航海機関<br>(併有) |               | 免除            | 免除            |                |                 | 15    |
|         | 二級湖川・旧湖川      |              |               | 免除            | 免除            | 免除             |                 | 15    |
|         | 特殊            |              | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 |       |
|         | 二級1海里+特殊・旧五級  |              | 免除            | 免除            | 免除            |                |                 |       |
| 二級湖川+特殊 | 免除            | 免除           | 免除            |               |               |                |                 |       |

学科科目免除一覧(1/2)

| 受験資格 | 小型受有資格   | 大型受有資格 | 心得遵守<br>(10分) | 交通方法<br>(8分)  | 運航<br>(12分) | 試験<br>時間計 |
|------|----------|--------|---------------|---------------|-------------|-----------|
|      |          |        | 10問           | 8問            | 12問         |           |
| 湖川   | 特殊       | 無      | 免除            | 免除            |             | 12        |
|      | 無        | 航海     |               | 免除            | 免除          | 10        |
|      | 特殊       |        | 免除            | 免除            | 免除          |           |
|      | 無        | 機関     |               |               |             | 30        |
|      | 特殊       |        | 免除            | 免除            |             | 12        |
|      | 無        | 併有     |               | 免除            | 免除          | 10        |
|      | 特殊       |        | 免除            | 免除            | 免除          |           |
| 受験資格 | 小型受有資格   | 大型受有資格 | 心得遵守<br>(15分) | 交通方法<br>(20分) | 運航<br>(35分) | 試験<br>時間計 |
|      |          |        | 12問           | 14問           | 24問         |           |
| 特殊   | 一級       | 無      | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級湖川・旧湖川 |        |               |               |             | 50        |
|      | 無        | 航海     |               | 免除            |             | 35        |
|      | 一級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級湖川・旧湖川 |        |               | 免除            |             | 35        |
|      | 無        | 機関     |               |               |             | 50        |
|      | 一級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級湖川・旧湖川 |        |               |               |             | 50        |
|      | 無        | 併有     |               | 免除            |             | 35        |
|      | 一級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級       |        | 免除            | 免除            |             | 20        |
|      | 二級湖川・旧湖川 |        |               | 免除            |             | 35        |

【合格基準】

- ① 学科科目免除がない通常試験では、各科目 50%以上の正答を要し、且つ合計点が 65%以上なければ合格とならない。
- ② 上記の学科科目の免除があるときは、受験する科目ごとに 65%以上の正答がなければ合格とならない。

住 所  
氏 名  
生年月日 性別 男・女

Table with 10 sections (1-10) detailing various tasks and their results. Each section includes '事務所' (Office) and '試験船又は持込船' (Test vessel or brought-in vessel) results, with columns for '限定なし' (No restriction), '不合格' (Fail), and '設備の模索' (Equipment search).

告知欄 (設備限定又は航行目的限定の付加が必要な場合のみ記入)

Table for equipment and flight purpose restrictions. It lists specific restrictions like '係留・解らんを円滑に行うための設備' and '航行目的限定'.

身体機能の状況

Blank box for describing the status of physical function.

この確認表は試験申請又は更新講習受講申請の際に必要となります。大切に保管してください。
なお、試験申請又は更新講習受講申請の際に本確認表を提出された場合であっても、当日の身体検査において、身体機能の状況について特段の変化があると認められたときは、改めて身体機能確認を受けていただく必要がありますのでご了承下さい。

検査日 平成 年 月 日
事務所名 事務所
試験員氏名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 性別 男・女 \_\_\_\_\_

## 1 転覆復原

|              |                |                             |
|--------------|----------------|-----------------------------|
| 事務所          | 明らかにできると判断     | 限定なし                        |
| 試験船又は<br>持込船 | 試験船においてできる     | 限定なし                        |
|              | 持込船の付加設備によりできる | 転覆復原を円滑に行うための設備（特殊）及び航行目的限定 |
|              | できない           | 不合格                         |

## 2 水中からの乗船

|              |                |                                |
|--------------|----------------|--------------------------------|
| 事務所          | 明らかにできると判断     | 限定なし                           |
| 試験船又は<br>持込船 | 試験船においてできる     | 限定なし                           |
|              | 持込船の付加設備によりできる | 水中からの乗船を円滑に行うための設備（特殊）及び航行目的限定 |
|              | できない           | 不合格                            |

## 3 安全確認

|              |            |      |
|--------------|------------|------|
| 事務所          | 明らかにできると判断 | 限定なし |
| 試験船又は<br>持込船 | 椅子等を利用しできる | 限定なし |
|              | できる        | 限定なし |
|              | できない       | 不合格  |

## 4 エンジンの始動

|              |                   |                                |
|--------------|-------------------|--------------------------------|
| 事務所          | 明らかにできると判断        | 限定なし                           |
| 試験船又は<br>持込船 | クリップ、スイッチ等を利用しできる | 限定なし                           |
|              | 試験船においてできる        | 限定なし                           |
|              | 持込船の付加設備によりできる    | エンジンの始動・スロットル操作を円滑に行うための設備（特殊） |
|              | できない              | 不合格                            |

## 5 スロットル操作

|              |                        |                                |
|--------------|------------------------|--------------------------------|
| 事務所          | 明らかにできると判断             | 限定なし                           |
| 試験船又は<br>持込船 | 右手の握りこみ動作等の確認によりできると判断 | 限定なし                           |
|              | 試験船においてできる             | 限定なし                           |
|              | 持込船の付加設備によりできる         | エンジンの始動・スロットル操作を円滑に行うための設備（特殊） |
|              | できない                   | 不合格                            |

## 6 体幹保持・ハンドル操作

|              |                |                            |
|--------------|----------------|----------------------------|
| 事務所          | 明らかにできると判断     | 限定なし                       |
| 試験船又は<br>持込船 | 試験船においてできる     | 限定なし                       |
|              | 持込船の付加設備によりできる | 体幹保持・ハンドル操作を円滑に行うための設備（特殊） |
|              | できない           | 不合格                        |

## 7 ロープワーク

|     |            |                       |
|-----|------------|-----------------------|
| 事務所 | 明らかにできると判断 | 限定なし                  |
| 代用具 | できる        | 限定なし                  |
|     | できない       | 係留・解らんを円滑に行うための設備（特殊） |

告知欄（設備限定又は航行目的限定の付加が必要な場合のみ記入）

|        |                                                           |                            |
|--------|-----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 設備限定   | 転覆復原を円滑に行うための設備（特殊）                                       | 体幹保持・ハンドル操作を円滑に行うための設備（特殊） |
|        | 水中からの乗船を円滑に行うための設備（特殊）                                    | 係留・解らんを円滑に行うための設備（特殊）      |
|        | エンジンの始動・スロットル操作を円滑に行うための設備（特殊）                            |                            |
| 航行目的限定 | 所定の確認の結果、上記 欄にチェックされた限定を付加することにより、身体検査の合格の可能性を認めることを告知する。 |                            |

身体機能の状況

この確認表は試験申請又は更新講習受講申請の際に必要となります。大切に保管してください。  
 なお、試験申請又は更新講習受講申請の際に本確認表を提出された場合であっても、当日の身体検査において、身体機能の状況について特段の変化があると認められたときは、改めて身体機能確認を受けていただく必要がありますのでご了承下さい。

検査日 平成 年 月 日

事務所名 \_\_\_\_\_ 事務所 \_\_\_\_\_

試験員氏名 \_\_\_\_\_

小型船舶操縦士試験機関  
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会





操縦試験合格証明書 【見本】

第 号

試験種別 一級

試験事務所番号 ② 1

試験ID ③ 987654

受験番号 ④ 123

試験開始期日 平成29年 1月 1日

試験地 北海道釧路市

氏名 ソウジュウ イチロウ

生年月日 平成 1年 2月 29日 性別 男 本籍・国籍 北海道

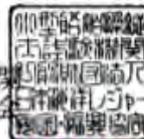
試験合格年月日 平成29年 1月 5日

※操縦免許申請書の②③④へ転記する

試験地を管轄する海レ協事務所番号が記載される。「1」は北海道事務所

上記の者は、操縦試験において上記の種別の試験に合格したことを、上記試験合格年月日をもって証明する。

小型船舶操縦士試験機関  
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会



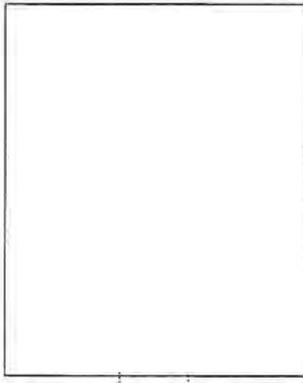
(注)免許の申請を上記試験に合格した日から1年以内に行わなければ、この試験の合格は無効となります。 ※ 注意を要する！

様式3 第5条

第 × × 号

**小型旅客安全講習修了証明書**

(修了者)

氏名 **操縦 一郎**生年月日 **平成1年2月29日**本籍 **北海道**住所 **東京都中央区湊3-16-2**

印

上記の者は、平成29年2月1日 一般財団法人 日本船舶職員養成協会が実施した船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の2第2項の規定による小型旅客安全講習課程を修了したことを証明します。

平成29年2月1日

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 免許講習機関の名称         | 一般財団法人 日本船舶職員養成協会 |
| 免許講習機関の主たる事務所の所在地 | 神奈川県横浜市中区本牧頭3番地   |
| 免許講習機関の代表者の氏名     | 会                 |



注) 写真は、受講の日前6月以内に無帽かつ正面上半身を写したものであって、原則、縦45mm×横35mmのものとする。











氏名、出生年月日、本籍の都道府県名又は国籍を訂正する方は、以下の欄に訂正前の内容を記入して下さい。

氏名に訂正がある方

|         |           |                          |   |   |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|-----------|--------------------------|---|---|---|--|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (旧・誤)氏名 | 小文字<br>区分 | <input type="checkbox"/> |   |   |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|         | カタ<br>カナ  | カ                        | イ | キ | 、 |  | イ | チ | ロ | ウ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|         | 漢字        | 海                        | 技 |   |   |  | 一 | 郎 |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注1)氏と名は1マスあけて記入して下さい。  
 (注2)全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。例：ジュン   シ  ユン   
 (注3)濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。  
 (注)氏と名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

出生年月日に訂正がある方

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                         |                          |                              |                          |                              |    |    |    |    |      |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|----|----|----|----|------|
| (旧・誤)出生年月日               | 該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。                                                                                                                                                                                                                                                  | 年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。<br>(左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁) |                          |                              |                          |                              |    |    |    |    |      |
|                          | <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>(<input type="checkbox"/>)</td> </tr> <tr> <td>平成</td><td>昭和</td><td>大正</td><td>明治</td><td>(西暦)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/>                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>     | <input type="checkbox"/> | ( <input type="checkbox"/> ) | 平成 | 昭和 | 大正 | 明治 | (西暦) |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/>                                | <input type="checkbox"/> | ( <input type="checkbox"/> ) |                          |                              |    |    |    |    |      |
| 平成                       | 昭和                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 大正                                                      | 明治                       | (西暦)                         |                          |                              |    |    |    |    |      |

本籍の都道府県名に訂正がある方

|               |      |   |   |  |                  |
|---------------|------|---|---|--|------------------|
| (旧・誤)本籍の都道府県名 | (漢字) | 北 | 海 |  | 都<br>道<br>府<br>県 |
|               |      |   |   |  |                  |

国籍に訂正がある方

|         |                                                                            |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (旧・誤)国籍 | 該当する枠内に×印を記入して下さい。                                                         | その他の国籍はコード番号を記入して下さい。                                                      |
|         | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
|         | 韓国 朝鮮 米国                                                                   |                                                                            |

「氏名・生年月日・本籍・国籍を訂正するときは、該当欄に、旧(誤)事項を記入する。

「性別」の変更のときは、裏面に旧(誤)の記入欄は無く、表面の⑦「性別」欄に正しい性別の記入することで訂正される。

「生年月日」・「性別」の訂正については、更新申請書又は再交付申請書上での訂正が出来ないので、本申請書の提出により訂正される。当然に訂正の手数料も必要となる。

番号

操 縦 免 許 証 受 領 書

年 月 日

地方運輸局長等 殿

住 所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

氏 名 海事 任三郎



[ 本人・海事代理士  
その他(本人との関係 ) ]

下記の操縦免許証を受領しました。

記

複数から依頼を受けた場合、  
複数名を同時に記入できる

| 操 縦 免 許 証 の 番 号 | 申 請 者 の 氏 名 |
|-----------------|-------------|
| 0401234567890   | 操 縦 一 郎     |
|                 |             |
|                 |             |
|                 |             |
|                 |             |
|                 |             |
|                 |             |
|                 | 計 1 部       |

備 考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

返 納 確 約 書

地方運輸局長等 殿

年 月 日

（申請者本人）

氏名 操縦 一郎

本籍の都道府県名 静岡

生年月日 平成1年2月29日

住所 東京都中央区湊3-16-2

電話 03-1234-5678

返納すべき海技免状（操縦免許証）の番号

第0401234567890号

（代理する者）

氏名 海事代理士 海事 任三郎



住所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

私は、海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新に際し、下記の理由により、現有免状を返納することができません。

現有免状は、新免状の交付を受け次第、（代理申請の場合は必ず当該申請を代理した者を通じて）直ちに返納いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 理由

① 更新手続き中に、船舶に乗組む（乗船する）必要があるため

② その他（ ）

（注）上記いずれかに○をつけ、「その他」の場合には具体的に理由を記入ください。

海技免状証（操縦免許）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに、返納いたします。

年 月 日

地方運輸局長等 殿

氏名 操縦 一郎

生年月日 平成 1 年 2 月 29 日

本籍の都道府県名 静岡

住所 東京都中央区湊 3-16-2

電話 03-1234-5678

（代理する者）

氏名 海事代理士 海事 任三郎



住所 北海道〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号 012-345-6789

記

複数の海技免状等を滅失したときも、この顛末書1枚に記載できる。

1. 海技免状（操縦免許証）の種類 四級海技士（航海）、一級小型船舶操縦士
2. 海技免状（操縦免許証）の番号 5402120000001、0401234567890
3. 滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。）

①海中に落とした。場所： \_\_\_\_\_

日時： \_\_\_\_\_

②盗難にあった。場所： \_\_\_\_\_

日時： \_\_\_\_\_

③紛失した。保管していた場所： \_\_\_\_\_

見当たらなくなった時期： \_\_\_\_\_

④誤って捨てた。捨てた場所： \_\_\_\_\_

時期： \_\_\_\_\_

⑤その他（滅失の場所、時期を含めて具体的に記入してください。）

平成 30 年〇月〇〇日 乗船していた船舶が転覆、その後、沈没し、船内に保管していた海技免状も沈んだため

納 付 書

平成 年 月 日

国土交通大臣殿

申請者氏名  
現住所

**操縦 一郎**  
**東京都中央区湊 3-16-2**

代理人

**海事代理士 海事 任三郎**



下記の申請について手数料(登録免許税)を納付します

**一級小型船舶操縦士**

1. 申請に係る資格(締約国  
資格受有者承認)の種別

2. 申請事項

**更新手数料**

3. 金額

**〇, 〇〇〇 円**

「2. 申請事項」には、身体検査手数料、筆記試験手数料、口述試験手数料、登録免許税、更新手数料、再交付手数料、変更登録に係る登録免許税、変更登録に係る手数料、履歴限定解除手数料、設備限定解除手数料の別を記入する  
「3. 金額」は、後記資料「小型船舶操縦士に係る手数料一覧」を参照のこと

収入印紙又は領収証書

※ 貼付した収入印紙の消印はしないこと

(注) 収入印紙又は領収証書の欄には、印紙納付をする場合は収入印紙を左側から順次はり付け、現金納付をした場合は当該納付に係る領収証書の上辺をはり付けること。

申請事項の欄は、身体検査、筆記試験、日述試験、免許、更新、再交付、履歴限定解除(変更)、設備限定解除(変更)、登録事項の変更、承認試験、承認、承認証の再交付又は承認登録事項の別を記入すること。

一の申請事項につき一枚の納付書で納付すること。(複数の申請事項をまとめて一枚にしないこと。)

様 式 1

再教育講習受講通知書

国海技第 号  
年 月 日

東京都中央区湊 3-16-2

操縦 一郎 殿

国土交通大臣 印

(問合せ先)

国土交通省海事局海技課

電話番号 03-0000-0000

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 23 条の 37 第 1 項に規定する再教育講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

再教育講習を受講したときは、小型船舶操縦免許の停止等の行政処分が免除又は軽減されることとなります。再教育講習は、この通知を受けてから 1 か月以内に限り受けることができますが、やむを得ない理由なく再教育講習を受けない場合は、行政処分の免除又は軽減を受けることができませんので、ご注意ください。

記

|                                                    |                                                      |                                    |        |     |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------|--------|-----|
| 再教育講習を行う理由                                         | 次のとおり、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 23 条の 36 に規定する遵守事項の違反行為があったため。 |                                    |        |     |
|                                                    | 違反行為の種別                                              | 違反日                                | 違反場所   | 点数  |
|                                                    | 酒酔等操縦                                                | 〇〇年〇〇月〇〇日                          | 〇〇海岸   | 3 点 |
|                                                    | 救命胴衣着用義務違反                                           | 〇〇年〇〇月〇〇日                          | 〇〇マリーナ | 2 点 |
| 再教育講習の日時及び場所<br>(次のいずれかを選択して受講して下さい。)              | (講習主催者) (一財) 〇〇協会〇〇支部<br>連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇            |                                    |        |     |
|                                                    | 日時                                                   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時 30 分から 3 時間 |        |     |
|                                                    | 場所                                                   | 〇〇県〇〇市〇〇 △△-△△-△△ 〇〇ビル〇階           |        |     |
|                                                    | 日時                                                   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時 30 分から 3 時間 |        |     |
| ※受講する講習日の前日までに、受講する講習の講習主催者に対し、電話等により、受講申込みをして下さい。 | (講習主催者) (一財) 〇〇協会〇〇支部<br>連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇            |                                    |        |     |
|                                                    | 日時                                                   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時 30 分から 3 時間 |        |     |
|                                                    | 場所                                                   | 〇〇県〇〇市〇〇 △△-△△-△△ 〇〇ビル〇階           |        |     |
|                                                    | 日時                                                   | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前 9 時 30 分から 3 時間 |        |     |
| 受講時に必要なもの                                          | ①本状<br>②操縦免許証<br>③受講料金<br>④筆記具                       |                                    |        |     |
| 備 考                                                |                                                      |                                    |        |     |

講習機関の管理番号が記入される

再教育講習修了証明書

(修了者)

フリガナ ソウジュウ イチロウ  
氏名 操 縦 一 郎

生年月日 平成1年2月29日

本籍 静岡 本籍地の都道府県名が記載される

住所 東京都中央区湊3-16-2

免許の種類 一級小型船舶操縦士

免許番号 第0401234567890号

上記の者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日 (講習機関名称) が  
実施した船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の37第1項の規定  
による再教育講習を受講したことを証明します。

受講した日付が記載される

平成〇〇年〇〇月〇〇日

講習機関の所在地及び名称

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

一般財団法人 〇〇〇〇〇〇

印

## 再教育講習受講申込書

- 受講希望日時・受講会場をご記入ください。

|       |             |      |        |
|-------|-------------|------|--------|
| 受講希望日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 開始時間 | 〇〇時〇〇分 |
|-------|-------------|------|--------|

|      |                |
|------|----------------|
| 受講会場 | (一財) 〇〇協会 〇〇支部 |
|------|----------------|

- 次の必要事項をご記入ください。

|              |        |
|--------------|--------|
| 再教育講習受講通知書番号 | 国海技第 号 |
|--------------|--------|

|       |            |
|-------|------------|
| フリガナ  | ソウジュウ イチロウ |
| 受講者氏名 | 操 縦 一 郎    |

|      |                     |
|------|---------------------|
| 生年月日 | 大・昭(平) 1 年 2 月 29 日 |
|------|---------------------|

|           |     |
|-----------|-----|
| 本籍(都道府県名) | 静 岡 |
|-----------|-----|

|     |                |
|-----|----------------|
| 現住所 | 〒104—0043      |
|     | 東京都中央区湊 3-16-2 |

|      |              |
|------|--------------|
| 電話番号 | 03-1234-5678 |
|------|--------------|

|       |           |
|-------|-----------|
| 免許の種類 | 一級小型船舶操縦士 |
|-------|-----------|

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 免許番号 | 0 4 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 |
|------|---------------------------|

<小型船舶操縦士に係る手数料等一覧> (平成30年4月1日現在)

1. 操縦試験手数料及び登録免許税

| 資格種別                 | * <sup>1</sup><br>学科試験手数料 | * <sup>1</sup><br>実技試験手数料 | * <sup>1</sup> * <sup>2</sup><br>身体検査手数料 | * <sup>3</sup><br>登録免許税 |
|----------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 一級小型船舶操縦士            | 6,600円                    | 18,900円                   | 3,450円                                   | 2,000円                  |
| 二級小型船舶操縦士            | 3,550円                    | 18,900円                   | 3,450円                                   | 1,800円                  |
| 二級小型船舶操縦士<br>(第一号限定) | 2,800円                    | 15,000円                   | 3,450円                                   | 1,800円                  |
| 二級小型船舶操縦士<br>(第二号限定) | 3,500円                    | 18,900円                   | 3,450円                                   | 1,800円                  |
| 特殊小型船舶操縦士            | 2,900円                    | 16,400円                   | 3,450円                                   | 1,500円                  |

\*<sup>1</sup> 試験手数料は試験機関指定の口座への振込又は現金納付。

\*<sup>2</sup> 受験申請時に身体検査証明書を提出したときの身体検査料は1,600円となる。

\*<sup>3</sup> 登録免許税は収入印紙を納付書に貼付して納付する。

注) 受験料納付後、試験不成立の場合、身体検査料は返却されない。

2. 操縦免許更新、再交付等手数料

| 申請の種類    |            | 手数料    |
|----------|------------|--------|
| 全ての操縦免許証 | 更新         | 1,350円 |
|          | 再交付        | 1,250円 |
|          | 設備等限定の解除   | 1,250円 |
|          | 登録事項変更(訂正) | 1,250円 |

\* 上記金額の収入印紙を納付書に貼付して納付する。

## 第5章 雑 則

国土交通大臣は、本法に定める命令に違反する事実がある場合、当該船舶の航行の停止または差し止めを命じることができるなど、法の有効性を担保する規定が定められており、本章ではその一部を紹介する。

### 1. 航行の差し止め

国土交通大臣は、次の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定する。(法 24 条)

(ア) 船舶職員の乗組みに関する基準 (法 18 条)

(イ) 海技士となることができる船舶職員 (法 21 条)

(ウ) 小型船舶操縦者の乗船に関する基準 (法 23 条の 31 第 1 項)

(エ) 小型船舶操縦士となることができる小型船舶操縦者 (法 23 条の 33)

(オ) 小型船舶操縦者以外の乗船 (法 23 条の 35 第 1 項、第 3 項)

(カ) 航海中の欠員 (法 19 条 3 項)

### 2. 海技免状又は操縦免許証の携行

海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない(法 25 条)。

なお、締約国資格証明書及び承認証についても準用される。

### 3. 海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止

海技士又は小型船舶操縦士は、その受有する海技免状又は操縦免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。なお承認証についても準用される。(法 25 条の 2)

## 第6章 罰 則

本法に定める命令への違反に対し、刑罰または過料を科する等の罰則が定められている。本章では、船舶所有者、船舶職員、小型船舶操縦者、海事代理士その他の関係者に関する事項を一部抜粋して紹介する。

### 1. 登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（以下、登録海技免許講習実施機関等という。）に関する規定

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される。(法30条)

- (ア) 登録の取消し等（法17条の11）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員
- (イ) 指定の取消し等（法23条の23・1項）の規定による業務の停止の命令に違反した指定試験機関の役員又は職員

### 2. 乗組み・乗船基準に関する規定

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100円以下の罰金が科される。(法30条の3)

- (ア) 船舶職員の乗組みに関する基準（法18条）、小型船舶操縦者の乗船に関する基準（法23条の31・1項）又は小型船舶操縦者以外の乗船（法23条の35・1項）の規定に違反した者
- (イ) 海技免許の取消し等（法10条1項）（※承認を受けた者も含む）、操縦免許の取消し等（法23条の7-1項）、海難審判法第4条の業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者
- (ウ) 航海中の欠員（法19条3項）の規定による命令又は航行の差止めの規定（法24条1項）による処分に違反した者
- (エ) 外国船舶の監督（法29条の3・4項）の規定による処分に違反した者

### 3. 海技士、小型船舶操縦士に関する規定

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金が科される。(法31条)

- (ア) 海技士がなることができる船舶職員（法21条）、小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者（法23条の33）又は小型船舶操縦者以外の乗船（法23条の35-3項）の規定に違反した者
- (イ) 海技免許の取消し等（法10条1項）（※承認を受けた者も含む）若しくは操縦免許の取消し等（法23条の7・1項）又は海難審判法第4条の業務の停止の

- 処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者
- (ウ) 国土交通大臣への報告等(法 29 条の 2-1 項)の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (エ) 外国船舶の監督(法 29 条の 3・1 項)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

#### 4. 登録海技免許講習実施機関等の事務に関する規定

- ① 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、30 万円以下の罰金が科される。(法 31 条の 3)
- (ア) 事務の休廃止(法 17 条の 7)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (イ) 帳簿の記載(法 17 条の 12)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (ウ) 国土交通大臣への報告等(法 17 条の 13・1 項)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- (エ) 国土交通大臣への報告等(法 17 条の 13・1 項)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ② 登録海技免許講習実施機関等(国又は地方公共団体を除く。)において、財務諸表等の備付け及び閲覧等(法 17 条の 8・1 項)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに利害関係人からの閲覧等の請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料が科される。(法 31 条の 4)

#### 5. 船舶所有者、船舶職員、小型船舶操縦者等に関する規定

航海中の欠員の届出(法 19 条 2 項)又は海技免状又は操縦免許証の携行(法 25 条)若しくは海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止(法 25 条の 2)(※いずれも承認を受けた者も含む。)の規定に違反した者は、10 万円以下の過料が科される。(法 32 条)

#### 6. 適用する者に関する規定

人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、2.(※(エ)を除く。)又は4.の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑が科される。(法 33 条)

## ＜海難審判法（抄）＞

### 第3条（懲戒）

海難審判所は、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

### 第4条（懲戒の種類）

懲戒は、次の3種とし、その適用は、行為の軽重に従ってこれを定める。

- ① 免許の取消し
- ② 業務の停止
- ③ 戒告

2 業務の停止の期間は、1月以上3年以下とする。

### 第5条（懲戒免除）

海難審判所は、海難の性質若しくは状況又はその者の経歴その他の情状により、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

## ＜処分の公表＞

- ・海難事故を受けて海難審判所が行う処分は公表される。
- ・国土交通大臣が行う処分は、海難審判所の処分公表事例に準じて個別の事案の社会的影響等を勘案の上公表される。

## 【巻末資料編】

- ・近代化船の基準及び運航士の職務について
- ・乗船履歴の表
- ・法の適用外の船舶であることの確認を受けた証明書・船舶確認申請書
- ・「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務取扱について」の要約
- ・登録海技免許講習実施機関一覧
- ・登録船舶職員養成施設一覧
- ・登録更新・失効再交付講習実施機関一覧 → (公財)海技資格協力センターHP紹介
- ・地方運輸局等における船員法取り扱い窓口
- ・(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会本部及び地方事務所一覧

~~~~~近代化船の基準及び運航士の職務について~~~~~

1. 近代化船の基準(則2条の2)

次の①～③の基準及び下表の第1種から第4種の種類ごとの基準を満たし、国土交通大臣の認定を受けると、近代化船適合証書を交付される。

- ① 機関区域無人化船(船舶機関規則95条に規定する機関区域無人化船をいう。以下同じ。)に係る船舶安全法2条第1項の規定に基づく基準に適合する船舶であること。
- ② 総トン数5000トン以上で、出力6000kW以上の推進機関を有し、遠洋区域を航行区域とする船舶であること。
- ③ 船舶の設備・用途及び就航航路に応じて停泊中における船舶の設備の点検及び整備その他の作業に係る支援体制が確保されていることについて、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

<則別表1～別表1の4>

| 近代化船の設備 | 基準の種類 | | | |
|--|-------|-----|-----|-----|
| | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 第4種 |
| 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置(弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 燃料油タンク(機関室内のものを除く。)の遠隔液面監視装置及び高位警報装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主機の運転状態の自動記録装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 機関の運転状態の集中監視装置(船橋に設置されるものに限る。) | | ○ | ○ | ○ |
| 機関の集中制御装置(船橋に設置されるものに限る。) | | | ○ | ○ |
| 主機の遠隔制御及び操舵装置(船橋の両ウイングで使用できるものに限る。) | | | | ○ |
| 無線電信室(令別表第4号の表の適用を受ける船舶において船橋に設置されるものに限る。) | | | ○ | ○ |
| 衛星航法装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自動衝突予防援助装置 | | ○ | ○ | ○ |
| 自動操舵装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置 | ○ | ○ | | |
| 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置(係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。) | | | ○ | ○ |
| 液体貨物の荷役ホースの揚卸装置(ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。) | | ○ | ○ | ○ |
| 液体貨物の遠隔制御荷役装置(ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 遠隔制御バラスト水張排水装置(荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー(ポンツーン型のを除く。)の動力開閉装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 近代化船の設備 | 基準の種類 | | | |
|--|-------|-----|-----|-----|
| | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 第4種 |
| 非常用えい索の動力巻取装置（ばら積みの引火性高圧ガス及び引火性液体類を輸送するために使用される船舶に限る。） | | ○ | ○ | ○ |
| 水先人用はしごの動力巻取装置 | | | ○ | ○ |
| 冷凍装置付きコンテナの保冷状態の集中監視装置（コンテナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。） | | ○ | ○ | ○ |
| 固定式甲板洗浄装置（ばら積みの石炭、鉄鉱石又はこれらに類似する貨物を輸送するために使用される船舶に限る。） | | | ○ | ○ |
| 海事衛星通信装置 | ○ | ○ | ○ | ○ |

2. 運航士の職務（2条2項、令1条）

- ① 1号職務 船橋当直の職務を行うもの
資格：船橋当直三級海技士（航海）
- ② 2号職務 機関当直の職務を行うもの
資格：機関当直三級海技士（機関）
- ③ 3号職務 船橋当直及び機関当直の職務を行うもの
資格：船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
- ④ 4号職務 航海士の行う職務と2号職務（機関当直の職務）を行うもの
資格：航海士の海技免状（二級）及び機関当直三級海技士（機関）
- ⑤ 5号職務 機関士の行う職務と1号職務（船橋当直の職務）を行うもの
資格：機関士の海技免状（二級）及び船橋当直三級海技士（航海）

| 職務 | 職務の内容 | 職務の種類 | | | | |
|---------------|---|-------|----|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |
| 船橋当直
（甲板部） | 船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の確認、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成 | ○ | | ○ | | ○ |
| 船橋当直
（甲板部） | 貨物の積み込み及び取卸しの作業の監督並びにこれに伴うバラストの調整並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成 | ○ | | ○ | | ○ |
| 機関当直
（機関部） | 機関及び附属設備（以下「機関等」という。）の作動状態の監視及び点検、機関等の操作、機関区域内の巡回、機関等の故障発生時等における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成 | | ○ | ○ | ○ | |
| 甲板部 | 航海士の職務 | | | | ○ | |
| 機関部 | 機関士の職務 | | | | | ○ |

履歴限定が付される(解除に必要な)乗船履歴

【海技士(航海)】

則別表第2(則4条関係)

| 船 船 | 乗船履歴の期間 | 船舶職員の職 |
|---------------------------------|--|---------------|
| 200トン未満の船舶
(遠洋区域及び甲区域の漁船に限る) | 1年 | 船長以外の職 |
| 200トン以上1600トン未満の船舶
(平水区域を除く) | 3年
(1年以上船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合には、2年) | 船長以外の職 |
| 1600トン以上の船舶(平水区域を除く) | 1年 | 船長及び一等航海士以外の職 |
| | 3年(1年以上船長又は一等航海士として乗り組んだ履歴を有する場合には、2年) | 船長以外の職 |

【海技士(機関)】

| 船 船 | 乗船履歴の期間 | 船舶職員の職 |
|--|---|----------------|
| 出力750kW以上3000kW未満の推進機関を有する船舶
(平水区域又は沿海区域及び丙区域内の漁船を除く) | 1年 | 機関長及び一等機関士以外の職 |
| | 2年(1年以上機関士(運航士を除く)として乗り組んだ期間を含むものであること) | 機関長以外の職 |
| 出力3000kW以上の推進機関を有する船舶
(平水区域を除く。) | 1年 | 機関長及び一等機関士以外の職 |
| | 3年(1年以上二等以下の機関士(運航士を除く)として乗り組んだ期間を含むものであること)
2年(1年以上機関長又は一等機関士としての乗船履歴がある場合) | 機関長以外の職 |

【海員学校(本科・専修科)限定 海技士(航海)】

則別表第2の2(則4条関係)

| 船 船 | 乗船履歴の期間(限定) | 船舶職員の職 |
|---|-------------|--------------------------|
| (非国際の200トン未満の平水区域・沿海区域の船舶
200トン未満の丙区域内において従業する漁船 200トン以上の平水区域の船舶)以外の船舶 | 3月 | 船長、一等航海士、二等航海士、三等航海士以外の職 |

【海員学校(本科・専修科)限定 海技士(機関)】

| 船 船 | 乗船履歴の期間 | 船舶職員の職 |
|-----------------------------------|---------|---------------------------|
| 出力750kW以上の推進機関を有する船舶
(平水区域を除く) | 3月 | 機関長、一等機関士、二等機関士、三等機関士以外の職 |

海技士(航海)試験に必要な乗船履歴

【海技士(航海)】

則別表第5（則25条、27条の3、28条、31条関係）

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|-------------------|--|--------|-------------------|------------------------|
| | 船 舶 | 期 間 | 資 格 | 職 務 |
| 六級海技士(航海) | 5トン以上の船舶 | 2年以上 | | 船舶の運航 |
| 五級海技士(航海) | 10トン以上の船舶 | 3年以上 | | 船舶の運航 |
| | 20トン以上の船舶 | 1年以上 | 六級海技士(航海) | 船長又は航海士 |
| 四級海技士(航海) | 200トン以上の平水区域の船舶
20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 3年以上 | | 船舶の運航 |
| | | 1年以上 | 五級海技士(航海) | 船長又は航海士 |
| 船橋当直
三級海技士(航海) | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 3年以上 | | 船舶の運航 |
| | 500トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年6月以上 | 四級海技士(航海) | 航海士(一等航海士を除く) |
| | 200トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
200トン以上の丙区域内の漁船
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 四級海技士(航海) | 船長又は一等航海士 |
| 三級海技士(航海) | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 3年以上 | | 船舶の運航 |
| | 500トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 2年以上 | 四級海技士(航海) | 航海士(一等航海士を除く) |
| | 200トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
200トン以上の丙区域内の漁船
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 四級海技士(航海) | 船長又は一等航海士 |
| | 第1種～第4種近代化船 | 6月以上 | 船橋当直
三級海技士(航海) | 運航士 |
| 二級海技士(航海) | 1600トン以上の沿海区域の船舶
500トン以上の近海区域以遠の船舶
500トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 三級海技士(航海) | 船舶職員 |
| | 200トン以上500トン未満の近海区域以遠の船舶
200トン以上500トン未満の乙区域又は甲区域内の漁船 | 2年以上 | 三級海技士(航海) | 船長又は航海士 |
| 一級海技士(航海) | 500トン以上の沿海区域の船舶
1600トン以上の近海区域の船舶
500トン以上の遠洋区域の船舶
1600トン以上の乙区域内の漁船
500トン以上の甲区域の漁船 | 2年以上 | 二級海技士(航海) | 船舶職員
(船長又は一等航海士を除く) |
| | | 1年以上 | 二級海技士(航海) | 船長又は一等航海士 |
| | 200トン以上1600トン未満の近海区域の船舶で海難救助の用に供するもの
200トン以上500トン未満の遠洋区域の船舶であって海難救助の用に供するもの | 4年以上 | 二級海技士(航海) | 航海士(一等航海士を除く) |
| | | 2年以上 | 二級海技士(航海) | 船長又は一等航海士 |

海技士(機関)試験に必要な乗船履歴

【海技士(機関)】

則別表第5 (則25条, 27条の3, 28条, 31条関係)

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|--------------------------|--|--------|-------------------|---------------------|
| | 船 舶 | 期 間 | 資 格 | 職 務 |
| 六級海技士(機関)
内燃六級海技士(機関) | 5トン以上の船舶 | 2年以上 | | 機関の運転 |
| 五級海技士(機関)
内燃五級海技士(機関) | 10トン以上の船舶 | 3年以上 | | 機関の運転 |
| | 20トン以上の船舶 | 1年以上 | 六級海技士(機関) | 機関長又は機関士 |
| 四級海技士(機関)
内燃四級海技士(機関) | 750kW以上の平水区域の船舶
20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 3年以上 | | 機関の運転 |
| | | 1年以上 | 五級海技士(機関) | 機関長又は機関士 |
| 機関当直
三級海技士(機関) | 3000kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 3年以上 | | 機関の運転 |
| | 1500kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年6月以上 | 四級海技士(機関) | 機関士
(一等機関士を除く) |
| | 750kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
750kW以上の丙区域内の漁船
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 四級海技士(機関) | 機関長又は一等機関士 |
| 三級海技士(機関)
内燃三級海技士(機関) | 3000kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 3年以上 | | 機関の運転 |
| | 1500kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 2年以上 | 四級海技士(機関) | 機関士
(一等機関士を除く) |
| | 750kW以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
750kW以上の丙区域内の漁船
20トン以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 四級海技士(機関) | 機関長又は一等機関士 |
| | 第1種～第4種近代化船 | 6月以上 | 機関当直
三級海技士(機関) | 運航士 |
| 二級海技士(機関)
内燃二級海技士(機関) | 3000kW以上の沿海区域の船舶
1500kW以上の近海区域以遠の船舶
1500kW以上の乙区域又は甲区域内の漁船 | 1年以上 | 三級海技士(機関) | 船舶職員 |
| | 750kW以上1500kW未満の近海区域以遠の船舶
750kW以上1500kW未満の乙区域又は甲区域内の漁船 | 2年以上 | 三級海技士(機関) | 機関長又は機関士 |
| 一級海技士(機関) | 6000kW以上の沿海区域の船舶
3000kW以上の近海区域の船舶
1500kW以上の遠洋区域の船舶
3000kW以上の乙区域内の漁船
1500kW以上の甲区域内の漁船 | 2年以上 | 二級海技士(機関) | 船舶職員(機関長又は一等機関士を除く) |
| | | 1年以上 | 二級海技士(機関) | 機関長又は一等機関士 |
| | 750kW以上3000kW未満の近海区域の船舶で海難救助の用に供するもの
750kW以上1500kW未満の遠洋区域の船舶で海難救助の用に供するもの | 4年以上 | 二級海技士(機関) | 機関士
(一等機関士を除く) |
| | | 2年以上 | 二級海技士(機関) | 機関長又は一等機関士 |

海技士(通信)(電子通信)試験に必要な乗船履歴

【海技士(通信)】

則別表第5 (則25条, 27条の3、28条、31条関係)

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | |
|-----------|---|------|--------------------|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 |
| 三級海技士(通信) | 5トン以上の船舶 | 6月以上 | |
| 二級海技士(通信) | 沿海区域以遠の船舶又は漁船 | 6月以上 | 実習又は無線電信
又は無線電話 |
| 一級海技士(通信) | 国際航海の沿海区域船舶
近海区域以遠を航行区域とする船舶
乙区域又は甲区域内の漁船 | 6月以上 | 実習又は無線電信
又は無線電話 |

【海技士(電子通信)】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | |
|--------------------|---|------|-----|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 |
| 四級海技士(電子通信) | 5トン以上の船舶 | 6月以上 | |
| 一級～三級海技士
(電子通信) | 国際航海の沿海区域船舶
近海区域以遠を航行区域とする船舶
乙区域又は甲区域内の漁船 | 6月以上 | |

学校卒業者に対する(海技士試験に必要な)乗船履歴の特例 その1

1. 下記乗船履歴は、最終学校の課程中又は卒業後のものでなければならず、かつ、練習船による実習は、30日以上連続したものでなければ乗船履歴として認められない。

則別表第6 (則26条, 28条関係)

【大学、高等専門学校、水産大学校、海上保安大学校本科又は(独立行政法人)水産大学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--|--------------|--|------|-----------|--|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 船橋当直
三級海技士
(航海) | 24(19)
以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船*1による実習が少なくとも9月なければならない。なおかつ、告示で定める国際航海が1回以上なければならない。 |
| 三級海技士
(航海) | 46(35)
以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船による実習が少なくとも1年(漁船は6月)なければならない。なおかつ、告示で定める国際航海が1回以上なければならない。 |
| 機関当直
三級海技士
(機関) | 24(19)
以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は機関の運転 | 期間には練習船による実習が少なくとも9月なければならない。
(三級航海の実習と併せてできる) |
| 三級海技士
(機関)
又は内燃
三級海技士
(機関) | 46(35)
以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は機関の運転 | ・期間には練習船による実習が少なくとも1年(漁船は6月)なければならない。
・上記期間内で3月以内に限り工場での実習に代えることができる。 |

*1 この表中、練習船とは海上保安庁の船舶及び漁船以外の船舶→1000トン以上、海上保安庁の船舶→800トン以上、漁船→500トン以上。
※乗船履歴として認められる練習船による実習を、航海訓練所若しくは独立行政法人航海訓練所に所属する練習船、又は国土交通大臣が別に定める基準に適合する練習船により行う場合にあっては、()内の単位とする。以下同じ。

【(独)海技大学校海技士科三級海技士専攻科、(独)海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専攻)、(機関専攻)の卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--|---------|--|------|-----------|--|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 三級海技士
(航海) | 35以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船(1000トン以上。以下この表において同じ)による実習が少なくとも1年なければならない。なおかつ、告示で定める国際航海が1回以上なければならない。 |
| 三級海技士
(機関)
又は内燃
三級海技士
(機関) | 35以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は機関の運転 | 期間には練習船による実習が少なくとも1年なければならない。 |

【(独)海技大学校海技士科(三級海技士専攻科を除く)、(独)海技大学校海上技術科、(独)海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海)、(機関)の卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--|---------|--|------|-----------|--|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 三級海技士
(航海) | 21以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 9月以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船(1000トン以上。以下この表において同じ)による実習が少なくとも9月なければならない。告示で定める国際航海が1回以上なければならない。(四級機関・内燃四級機関の実習と併せてできる) |
| 三級海技士
(機関)
又は内燃
三級海技士
(機関) | 21以上 | 3000kw以上の沿海区域
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 9月以上 | 実習又は機関の運転 | 期間には練習船による実習が少なくとも9月なければならない。(四級航海の実習と併せてできる) |

【(独)海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専修)、(機関専修)の卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--|---------|--|------|-----------|--|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 三級海技士
(航海) | 21以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 6月以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船(1000トン以上。以下この表において同じ)による実習が少なくとも6月なければならない。なおかつ、告示で定める国際航海が1回以上なければならない。 |
| 三級海技士
(機関)
又は内燃
三級海技士
(機関) | 21以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 6月以上 | 実習又は機関の運転 | 期間には練習船による実習が少なくとも6月なければならない。 |

学校卒業者に対する(海技士試験に必要な)乗船履歴の特例 その2

【高等学校又は中等学校卒業者】

則別表第6 (則26条, 28条関係)

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--------------------------------|----------|--|--------|-----------|---|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 六級海技士(航海) | 12以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は船舶の運航 | |
| 五級海技士(航海) | 15以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
10トン以上の漁船 | 1年6月以上 | 実習又は船舶の運航 | |
| 四級海技士(航海) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 2年以上 | 実習又は船舶の運航 | |
| 船橋当直
三級海技士(航海) | 24(19)以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船(100トン以上の漁船)による実習が1年以上必要。(1年以内に限り三級機関・内燃三級機関の実習と併せてできる) |
| 三級海技士(航海) | 46(35)以上 | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年3月以上 | 実習又は船舶の運航 | 期間には練習船による実習が1年以上必要。(1年以内に限り機関当直三級機関の実習と併せてできる) |
| 六級海技士(機関)
又は内燃
六級海技士(機関) | 12以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は機関の運転 | 期間のうち、3月以内に限り、漁船での実習を工場での実習に代えることができる。 |
| 五級海技士(機関)
又は内燃
五級海技士(機関) | 15以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
10トン以上の漁船 | 1年6月以上 | 実習又は機関の運転 | 期間のうち、3月以内に限り、漁船での実習を工場での実習に代えることができる。 |
| 四級海技士(機関)又は
内燃四級海技士(機関) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 2年以上 | 実習又は機関の運転 | 期間のうち、3月以内に限り、漁船での実習を工場での実習に代えることができる。 |
| 機関当直
三級海技士(機関) | 24(19)以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年以上 | 実習又は機関の運転 | 期間には練習船による実習が1年以上必要。(1年以内に限り三級航海の実習と併せてできる) |
| 三級海技士(機関)又は
内燃三級海技士(機関) | 46(35)以上 | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 1年3月以上 | 実習又は機関の運転 | ・期間には練習船による実習が1年以上必要。その期間のうち6月以内に限り工場での実習に代えることができる。(1年以内に限り船橋当直三級航海の実習と併せてできる) |

【(独)海員学校本科又は(独)海技教育機構海技士教育科海技課程本科卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|--------------------------------|---------|-------------------------------|-----------------------|-----------|--|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 六級海技士(航海) | 12以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は船舶の運航 | 六級海技士(機関)と併せて実習することができる。 |
| 四級海技士(航海) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 2年以上
(乗船実習科修了者は9月) | 実習又は船舶の運航 | ・四級海技士(機関)と併せて実習することができる。
・乗船実習科修了者は練習船(1000トン以上)による実習が9月以上必要となる。 |
| 六級海技士(機関)
又は内燃
六級海技士(機関) | 12以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は機関の運転 | 六級海技士(航海)と併せて実習することができる。 |
| 四級海技士(機関)
又は内燃
四級海技士(機関) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 2年以上
(乗船実習科修了者は9月) | 実習又は機関の運転 | ・四級海技士(航海)と併せて実習することができる。
・乗船実習科修了者は練習船による実習が9月以上必要となる。 |

学校卒業者に対する(海技士試験に必要な)乗船履歴の特例 その3

【(独)海員学校専修科、(独)海技教育機構海技士教育科海技課程専修科卒業者】

則別表第6(則26条, 28条関係)

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|------------------------|---------|-------------------------------|------|-----------|---|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 四級海技士(航海) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 9月以上 | 実習又は船舶の運航 | ・四級海技士(機関)と併せて実習することができる。
・練習船による実習が9月以上必要となる。 |
| 四級海技士(機関)又は内燃四級海技士(機関) | 25以上 | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 9月以上 | 実習又は機関の運転 | ・四級海技士(航海)と併せて実習することができる。
・練習船による実習が9月以上必要となる。(1000トン以上。以下この表において同じ) |

【専修学校、海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海技士コース(六級航海専修)卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | | |
|------------------------|---------|----------|------|-----------|-------------------------------|
| | 単位数 | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 六級海技士(航海) | 12(7)以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は船舶の運航 | |
| 六級海技士(機関)又は内燃六級海技士(機関) | 12以上 | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は機関の運転 | 期間のうち2月以内に限り工場での実習に代えることができる。 |

学校卒業者に対する(海技士試験に必要な)乗船履歴の特例 その4

【(独)海技大学校講習科修了者】

則27条

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|---|--|------|-----|-----|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 三級海技士(航海)
船橋当直三級海技士(航海) | 1600トン以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 6月以上 | 実 習 | |
| 三級海技士(機関)
内燃三級海技士(機関)
機関当直三級海技士(機関) | 3000kw以上の沿海区域の船舶
20トン以上の近海区域以遠の船舶
20トン以上の乙区域又は甲区域の漁船 | 6月以上 | 実 習 | |
| 船橋当直三級海技士(航海)
内機関当直三級海技士(機関) | 1600トン以上かつ3000kw以上の近海区域以遠の
航行区域で機関区域無人化船 | 6月以上 | 実 習 | |
| 四級海技士(航海)
四級海技士(機関)
内燃四級海技士(機関) | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶
20トン以上の漁船 | 6月以上 | 実 習 | |

【海員学校の専科航海科・専修科外航課程航海科・専修科内航課程航海科卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|-----------|------------------|------|-------|-----|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 四級海技士(航海) | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶 | 2年以上 | 船舶の運航 | |

【海員学校本科航海科・本科甲板科・本科内航科航海科・高等科・海上保安学校本科航海課程・本科船舶運航システム
課程航海コースの卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|-----------|-----------|--------|-------|-----|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 五級海技士(航海) | 10トン以上の船舶 | 1年6月以上 | 船舶の運航 | |

【海員学校の専科機関科・専修科外航課程機関科・専修科内航課程機関科卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|--------------------------|------------------|------|-------|-----|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 四級海技士(機関)
内燃四級海技士(機関) | 20トン以上の沿海区域以遠の船舶 | 2年以上 | 機関の運転 | |

【海員学校高等科の卒業者、又は海員学校本科機関科・本科内航科機関科・高等科・海上保安学校本科機関課程・本科船舶運航システム課程機関コースの卒業者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|--------------------------|-----------|--------|-------|--------|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 五級海技士(機関)
内燃五級海技士(機関) | 10トン以上の船舶 | 1年6月以上 | 機関の運転 | 高等科卒業者 |
| 五級海技士(機関)
内燃五級海技士(機関) | 10トン以上の船舶 | 2年以上 | 機関の運転 | 高等科以外 |

【登録船舶職員養成施設 六級海技士(航海)・(機関)第一種養成施設修了者】

| 海技試験の種別 | 乗 船 履 歴 | | | |
|--------------------------|----------|------|---------------|--|
| | 船 舶 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 六級海技士(航海) | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実 習 | 期間のうち2月は実習船に
乗り組んだ履歴 |
| 六級海技士(機関)
内燃六級海技士(航海) | 5トン以上の船舶 | 8月以上 | 実習又は
機関の運転 | 期間のうち2月は実習船に
乗り組んだ履歴。2月以内
に限り工場での実習に代
えることができる。 |

学校卒業者に対する(海技士試験に必要な)乗船履歴の特例 その5

1. 下記の乗船履歴は、別表第5の乗船履歴表中の船舶欄に掲げる船舶に乗り組んだものとみなす。
2. 「みなし乗船履歴」として認められる期間は卒業(修了)後初めて受けるべき種別の海技試験に対する乗船履歴に限る。

航海

則27条の3

| 海技試験の種別 | みなし乗船履歴 | | | |
|------------------------|--|----------------------|---------------------|--|
| | 学 校 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 海技士(航海) | 海技大学校
海技教育機構海技大学校(海技士教育課程本科を除く)の卒業者
海技大学校の講習科修了者 | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
船舶の運航 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、船長・一航士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、船舶の運航を行う者としての履歴。 |
| 二級海技士(航海) | 海技大学校本科卒業生 | 6月 | 船舶職員 | 船長・一航士以外の船舶職員としての履歴 |
| 一級海技士(航海) | 海技大学校本科卒業生 | 二級海技士の資格取得後の在学期間の1/2 | 船舶職員 | 船長・一航士以外の船舶職員としての履歴 |
| 三級海技士(航海) | 海上保安大学校特修科 | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
船舶の運航 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、船長・一航士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、船舶の運航を行う者としての履歴。 |
| 四級海技士(航海)
五級海技士(航海) | 海上保安学校航海科
(研修科航海課程) | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
船舶の運航 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、船長・一航士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、船舶の運航を行う者としての履歴。 |

機関

| 海技試験の種別 | みなし乗船履歴 | | | |
|--|--|----------------------|---------------------|---|
| | 学 校 | 期 間 | 職 務 | 備 考 |
| 海技士(機関) | 海技大学校
海技教育機構海技大学校(海技士教育課程本科を除く)の卒業生
海技大学校の講習科修了者 | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
機関の運転 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、機関長・一機士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、機関の運転を行う者としての履歴。 |
| 二級海技士(機関)
内燃二級海技士(機関) | 海技大学校本科卒業生 | 6月 | 船舶職員 | 機関長・一機士以外の船舶職員としての履歴 |
| 一級海技士(機関) | 海技大学校本科卒業生 | 二級海技士の資格取得後の在学期間の1/2 | 船舶職員 | 機関長・一機士以外の船舶職員としての履歴 |
| 三級海技士(機関)
内燃三級海技士(機関) | 海上保安大学校特修科 | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
機関の運転 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、機関長・一機士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、機関の運転を行う者としての履歴。 |
| 四級海技士(機関)
五級海技士(機関)
内燃四級海技士(機関)
内燃五級海技士(機関) | 海上保安学校機関科
(研修科機関課程) | 在学の1/2の期間 | 船舶職員
又は
機関の運転 | ・受験者が入学時に海技士であるときは、機関長・一機士以外の船舶職員としての履歴。
・入学時に海技士でないときは、機関の運転を行う者としての履歴。 |

＜法の適用外の船舶であることの確認を受けた証明書＞

係留等で法の適用船が適用外の船舶になった場合に、「法の適用外であることの確認」を受けることができる。

☞ 法定職員の配乗を回避し、法定職員を減ずる乗組み基準特例許可に依らずとも、乗組員全員の雇止が可能となる。

○法が適用されない船舶

| | |
|---------------------|---|
| 法第 2 条第 1 項 | 係留船その他国土交通省令で定める船舶 |
| 規則第 2 条第 2 項 | 上記の国土交通省令で定める船舶
1. 長さが 3 メートル未満であり、推進機関の出力が 1.5 キロワット未満である船舶であって、国土交通大臣が指定するもの
2. 係留船、被えいはしけその他これらに準ずる船舶
3. 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶
4. 前 3 号に掲げる船舶のほか、船舶の航行の安全の確保に支障がないものとして告示で定める船舶 |
| 事務取第 79 条 | 1. 規則第 2 条の「係留船」とは、灯船、倉庫船、係留練習船その他一定の場所に係留されている船舶（小型船舶以外の船舶にあつては、運航の用以外に供されるものに限る。）
2. 規則第 2 条の「その他これらに準ずる船舶」とは船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項に第 5 号に規定する船舶（係船中の船舶）その他上架して航行の用に供しない船舶 |

＜係船等に対する船舶安全法上の取り扱いについて＞（検査第 392 号昭和 59 年 7 月 3 日） 一部改正 国海査第 529 号（平成 19 年 3 月 29 日）

船舶安全法施行規則第 2 条第 2 項に第 5 号の「係船中の船舶」とは、船舶を航行の用に供していない状態で係留しているもの（長期（おおむね 3 ヶ月以上）にわたり停泊する船舶を含む）をいう。

船舶検査証書を返納させるにあたり船舶検査心得 1-1 41.0(a)の返納届のほか、次の書類を提出させる。

- | | | |
|---|---|--|
| ①船舶検査手帳
② i 係船の場所および期間
ii 係船の方法
iii 係船中に使用する施設
③海上保安庁の許可の写し | } | 2 通
（うち 1 通は受理した旨を記入し、返納処理した手帳と一緒返却される） |
|---|---|--|

○確認の申請 事務取第 80 条

船舶所有者（法の適用を受ける者）の所在地を管轄する地方運輸局等へ、確認申請書 2 通を提出し、うち 1 通に下記のような奥書き（文例）及び官庁印の押捺により交付される。

[例] 右（上記）確認する。
 年 月 日
 局の名称 官庁印

任意様式

船舶検査申請書

平成 29 年 8 月 27 日

中部 運輸局長殿

右届出を受理した平成 29 年 8 月 30 日

申請者の住所 静岡県焼津市中港〇〇〇番地
 氏名又は名称 〇〇〇水産株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇〇
 代理人 海事 代理士 海事 代理士 海事 代理士 海事 代理士
 海事 代理士 海事 代理士 海事 代理士 海事 代理士

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 条第 1 項 2 号に該当する船舶であることを確認願います。

| | | | | |
|-----------------|--|----------------------|----------|--------------|
| 船舶船名 | 総トン数 | 船舶機関及び個数
無線電信機の種類 | 航行区域 | 船舶所有者の住所及び氏名 |
| 汽船
第 × × × 丸 | 国際トン数
1234 トン | ディーゼル 2 箇
無線電話 | 第一種
乙 | 〇〇〇水産株式会社 |
| 申請事由 | 本船は一時運航休止につき、平成 29 年 8 月 31 日付けにて船舶検査証書の返納届を出し船舶安
全法の適用除外になり、平成 29 年 9 月 1 日より下記場所にて係船しましたので、上記のとおり
確認お願い致します。
係船場所 静岡県焼津市 焼津港 × × 岸壁
※係留索にて係船する | | | |

中部 運輸局
 平成 29.8.30 成
 運輸局
 sample

【登録海技免許講習実施機関一覧】

平成 29 年 11 月 10 日現在

| | 実施機関の名称 | 住 所 | 海技免許講習の種類 | | | | | | | | | |
|------|------------------|----------------------|-----------|----------|----|------|-----|------|--------|------|--------|---|
| | | | レーダー観測者 | レーダーARPA | 救命 | 機関救命 | 消 火 | 航海英語 | 上級航海英語 | 機関英語 | 上級機関英語 | |
| 一般受講 | (一財)日本船舶職員養成協会 | 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (一社)広島海技学院 | 広島県広島市南区元宇品町 41-18 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (一財)関門海技協会 | 山口県下関市東大和町 2-3-25 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (一財)尾道海技学院 | 広島県尾道市栗原東 2-18-43 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (株)日本船舶職員養成協会西日本 | 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (株)ケイエムマリン | 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-4 | | | | ○ | | | | | | |
| | (公財)日本船員雇用促進センター | 東京都中央区明石町 1-29 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (独)海技教育機構 海技大学校 | 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 学校等 | 北海道厚岸翔洋高等学校 | 北海道厚岸郡厚岸町湾月 1-20 | | | ○ | | | | | | | |
| | 北海道函館水産高等学校 | 北海道北斗市重浜 2-15-3 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| | 北海道小樽水産高等学校 | 北海道小樽市若竹町 9-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 青森県立八戸水産高等学校 | 青森県八戸市大字白銀町字人形沢 6-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 岩手県立宮古水産高等学校 | 岩手県宮古市磯鶏 3-9-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 宮城県立気仙沼海洋高等学校 | 宮城県気仙沼市波路上瀬向 9-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 宮城県立水産高等学校 | 宮城県石巻市宇田川町 1-24 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 山形県立加茂水産高等学校 | 山形県鶴岡市加茂字大崩 595 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 福島県いわき海星高等学校 | 福島県いわき市小名浜下神白字館ノ越 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 茨城県立海洋高等学校 | 茨城県ひたちなか市和田町 3-1-26 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 千葉県立館山総合高等学校 | 千葉県館山市北条 106 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 千葉県立銚子商業高等学校 | 千葉県銚子市台町 1781 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 東京海洋大学 | 東京都港区港南 4-5-7 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ |
| | 東海大学 | 東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | 神奈川県立海洋科学高等学校 | 神奈川県横須賀市長坂 1-2-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 海上自衛隊第 2 術科学校 | 神奈川県横須賀市田浦港町無番地 | | | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 新潟県立海洋高等学校 | 新潟県糸魚川市大字能生 3040 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| | 富山高等専門学校 | 富山県富山市本郷町 13 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ |
| | 独立行政法人海技教育機構 | 静岡県静岡市清水区折戸 3-18-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | 実施機関の名称 | 住 所 | 海技免許講習の種類 | | | | | | | | |
|-----|------------------|----------------------|-----------|----------|----|------|----|------|--------|------|--------|
| | | | レーダー観測者 | レーダーARPA | 救命 | 機関救命 | 消火 | 航海英語 | 上級航海英語 | 機関英語 | 上級機関英語 |
| 学校等 | 静岡県立焼津水産高等学校 | 静岡県焼津市焼津 5-5-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 愛知県立三谷水産高等学校 | 愛知県蒲郡市三谷町水神町通 2-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 鳥羽商船高等専門学校 | 三重県鳥羽市池上町 1-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 三重県立水産高等学校 | 三重県志摩市志摩町和具 2578 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 海技保安学校 | 京都府舞鶴市字長浜 2001 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 京都府立海洋高等学校 | 京都府宮津市字上司 1567-1 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | |
| | 兵庫県立香住高等学校 | 兵庫県美方郡香美町香住区矢田 40-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| | 国立大学法人神戸大学 | 神戸市東灘区深江南町 5-1-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | 広島商船高等専門学校 | 広島県豊田郡大崎上島町東野 4272-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 海技保安大学校 | 広島県呉市若葉町 5-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | 島根県立浜田水産高等学校 | 島根県浜田市瀬戸ヶ島町 25-3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 島根県立隠岐水産高等学校 | 島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 山口県立水産高等学校 | 山口県長門市仙崎 1002 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 大島商船高等専門学校 | 山口県大島郡周防大島町小松 1091-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 独立行政法人水産大学校 | 山口県下関市永田本町 2-7-1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 香川県立多度津高等学校 | 香川県仲多度郡多度津町栄町 1-1-82 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 弓削商船高等専門学校 | 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1000 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 愛媛県立宇和島水産高等学校 | 愛媛県宇和島市明倫町 1-2-20 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 高知県立高知海洋高等学校 | 高知県土佐市宇佐町福島 1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 福岡水産高等学校 | 福岡県福津市津屋崎 4-46-14 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 長崎県立長崎鶴洋高等学校 | 長崎県長崎市末石町 157-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 大分県立津久見高等学校海洋科学校 | 大分県臼杵市大字諏訪 254-1-2 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 熊本県苓洋高等学校 | 熊本県天草郡苓北町富岡 3757 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | |
| | 宮崎県立宮崎海洋高等学校 | 宮崎県宮崎市日ノ出町 1 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 国立大学法人鹿児島大学 | 鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | 鹿児島県立鹿児島水産高等学校 | 鹿児島県枕崎市板敷南町 650 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 沖縄県立沖縄水産高等学校 | 沖縄県糸満市西崎 1-1-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 沖縄県立宮古総合実業高等学校 | 沖縄県宮古島市平良字下里 288 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |

※ 救命及び消火講習は、平成 29 年 3 月 1 日以降視聴覚教材による講習が認められなくなったため、現在講習の受付を行っていない講習機関があるので事前に確認が必要である。

【登録船舶職員養成施設一覧】（平成 29 年 4 月 1 日現在）

大学・大学校

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|--------------|------------------|--|
| 国立大学法人東京海洋大学 | 東京都港区港南 4-5-7 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 学校法人東海大学 | 東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4 | 三級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 国立大学法人神戸大学 | 神戸市東灘区深江南町 5-1-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 独立行政法人水産大学校 | 山口県下関市永田本町 2-7-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設 |

海上保安大学校・学校

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|-------------|----------------|--|
| 海上保安大学校 | 広島県呉市若葉町 5-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 海上保安学校 | 京都府舞鶴市字長浜 2001 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |

高等専門学校

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|-------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 富山高等専門学校 | 富山県富山市本郷町 13 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 鳥羽商船高等専門学校 | 三重県鳥羽市池上町 1-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 広島商船高等専門学校 | 広島県豊田郡大崎上島町東野
4272-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 大島商船高等専門学校 | 山口県大島郡周防大島町小松
1091-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 弓削商船高等専門学校 | 愛媛県越智郡上島町弓削
下弓削 1000 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設 |

独立行政法人海技教育機構

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|--------------------------|---------------------------|--|
| 海技大学校 | 兵庫県芦屋市西藏町 12-24 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設
四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設
六級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（航海）第二種養成施設
三級海技士（機関）第二種養成施設
四級海技士（航海）第二種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設
五級海技士（航海）第二種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設 |
| 国立宮古海上技術短期大学校 | 岩手県宮古市磯鶏 2 丁目
5 番 10 号 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立清水海上技術短期大学校 | 静岡県静岡市清水区折戸
3-18-1 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立波方海上技術短期大学校 | 愛媛県今治市波方町
波方甲 1634-1 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立小樽海上技術学校
（旧 小樽海員学校） | 北海道小樽市桜 3 丁目
21 番 1 号 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立館山海上技術学校 | 千葉県館山市大賀無番地 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立唐津海上技術学校 | 佐賀県唐津市東大島町
13-5 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 国立口之津海上技術学校 | 長崎県南島原市口之津町
丁 5782 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
四級海技士（機関）第一種養成施設 |

水産高等学校・海洋高等学校

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|--------------|-------------------------|--|
| 北海道函館水産高等学校 | 北海道北斗市七重浜 2-15-3 | 内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 北海道小樽水産高等学校 | 北海道小樽市若竹町 9-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 青森県立八戸水産高等学校 | 青森県八戸市大字白銀町
字人形沢 6-1 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 岩手県立宮古水産高等学校 | 岩手県宮古市磯鶏 3-9-1 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 宮城県気仙沼向洋高等学校 | 宮城県気仙沼市波路上瀬向
9-1 | 四級海技士（航海）第一種養成施設 |

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|---------------|---------------------------|--|
| 宮城県水産高等学校 | 宮城県石巻市宇田川町 1-24 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 山形県立加茂水産高等学校 | 山形県鶴岡市加茂字大崩 595 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 福島県立いわき海星高等学校 | 福島県いわき市小名浜下神白
字館の腰 153 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 新潟県立海洋高等学校 | 新潟県糸魚川市大字能生
3040 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 茨城県立海洋高等学校 | 茨城県ひたちなか市和田町
3-1-26 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 千葉県立館山総合高等学校 | 千葉県館山市北条 106 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 千葉県立銚子商業高等学校 | 千葉県銚子市台町 1781 | 五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 神奈川県立海洋科学高等学校 | 神奈川県横須賀市長坂 1-2-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 静岡県立焼津水産高等学校 | 静岡県焼津市焼津 5-5-2 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 愛知県立三谷水産高等学校 | 愛知県蒲郡市三谷町水神町通
2-1 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 福井県立小浜水産高等学校 | 福井県小浜市堀屋敷 2 西堀
5-2 | 五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 三重県立水産高等学校 | 三重県志摩市志摩町和具
2578 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 京都府立海洋高等学校 | 京都府宮津市字上司 1567-1 | 五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 兵庫県立香住高等学校 | 兵庫県美方郡香美町香住区
矢田 40-1 | 五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 山口県立水産高等学校 | 山口県長門市仙崎 1002 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|-----------------------|----------------------------|--|
| 島根県立浜田水産高等学校 | 島根県浜田市瀬戸ヶ島町
25-3 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 島根県立隠岐水産高等学校 | 島根県隠岐郡隠岐の島町
東郷吉津 2 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 香川県立多度津高等学校 | 香川県仲多度郡多度津町栄町
1-1-82 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 愛媛県立宇和島水産高等学校 | 愛媛県宇和島市明倫町
1-2-20 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 高知県立高知海洋高等学校 | 高知県土佐市宇佐町福島 1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 福岡県立水産高等学校 | 福岡県福津市津屋崎 4-46-14 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 大分県立津久見高等学校
海洋科学学校 | 大分県臼杵市大字諏訪
字深ヶ迫 254-1-2 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 長崎県立長崎鶴洋高等学校 | 長崎県長崎市末石町 157-1 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 宮崎県立宮崎海洋高等学校 | 宮崎県宮崎市日ノ出町 1 | 四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 熊本県立苓洋高等学校 | 熊本県天草郡苓北町富岡
3757 | 五級海技士（航海）第一種養成施設 |
| 鹿児島県立鹿児島水産
高等学校 | 鹿児島県枕崎市板敷南町 650 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
四級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 沖縄県立宮古総合実業
高等学校 | 沖縄県宮古島市平良字下里
288 | 五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |
| 沖縄県立沖縄水産高等学校 | 沖縄県糸満市西崎 1-1-1 | 三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
五級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設 |

その他の機関

| 船舶職員養成実施機関名 | 住 所 | 養 成 施 設 の 種 類 |
|--------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| (一財)
日本船舶職員養成協会 | 神奈川県横浜市中区
本牧ふ頭3 | 六級海技士（航海）第二種養成施設 |
| (一社) 広島海技学院 | 広島県広島市南区元宇品町
41-18 | 六級海技士（航海）第一種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設 |
| (一財) 尾道海技学院 | 広島県尾道市栗原東 2-18-43 | 六級海技士（航海）第一種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設 |
| (一財) 関門海技協会 | 山口県下関市東大和町
2-3-25 | 六級海技士（航海）第二種養成施設 |
| 海上自衛隊第1術科学校 | 広島県江田島市江田島町
国有無番地 | 四級海技士（航海）第二種養成施設 |
| 海上自衛隊第2術科学校 | 神奈川県横須賀市田浦町
無番地 | 内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設 |

【登録更新・失効再交付講習実施機関一覧】

(公財) 海技資格協力センターのホームページを参照してください。

※ <http://www.kousin-c.or.jp/update/search.html>

【地方運輸局等における船員法取り扱い窓口】

(平成30年4月1日現在)

(※印のある窓口には、操縦免許証・海技免状の交付端末が設置されている。)

○北海道運輸局管内

| | | |
|-------------------------|--|--------------|
| 北海道運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目
札幌第二合同庁舎 | 011-290-2772 |
| 函館運輸支局 船員担当※ | 〒041-0824 北海道函館市西桔梗町555-24
函館港湾合同庁舎 | 0138-49-9903 |
| 室蘭運輸支局(入江町庁舎) 船員担当 | 〒051-0023 北海道室蘭市入江町1
室蘭地方合同庁舎 | 0143-23-5001 |
| 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所
海事担当 | 〒053-0004 北海道苫小牧市港町1-6-15
苫小牧港湾合同庁舎 | 0138-49-9903 |
| 釧路運輸支局 船舶・船員担当※ | 〒084-0906 北海道釧路市鳥取大通6-2-13 | 0154-51-0057 |
| 旭川運輸支局(稚内庁舎) 海事担当※ | 〒097-0023 北海道稚内市開運2-2-1
稚内港湾合同庁舎 | 0162-23-5047 |

○東北運輸局管内

| | | |
|------------------------|---|------------------------------|
| 東北運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎 | 022-791-7524 |
| 宮城運輸支局 石巻海事事務所 | 〒986-0845 宮城県石巻市中島町15-2
石巻港湾合同庁舎 | 0225-95-1228 |
| 宮城運輸支局 気仙沼海事事務所※ | 〒988-0034 宮城県気仙沼市朝日町1-2
気仙沼合同庁舎 | 0226-22-6906
0226-22-6928 |
| 青森運輸支局 海事部門※ | 〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-13 | 017-739-8112 |
| 青森運輸支局 八戸海事事務所 | 〒031-0831 青森県八戸市築港街2-16
八戸港湾合同庁舎 | 0178-33-0718 |
| 岩手運輸支局(宮古庁舎) | 〒027-0038 岩手県宮古市小山田1-1-1
宮古合同庁舎 | 0193-62-3500 |
| 秋田運輸支局 海事部門 | 〒010-0816 秋田市泉字登木74-3 | 018-863-5812 |
| 山形運輸支局(酒田庁舎)※ | 〒998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43
酒田港湾合同庁舎 | 0234-22-0084 |
| 福島運輸支局(小名浜庁舎) | 〒971-8101 福島県いわき市小名浜字船引場19
小名浜地方合同庁舎 | 0246-54-2311 |

○関東運輸局管内

| | | |
|------------------------|------------------------------------|--------------|
| 関東運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎 | 045-211-7232 |
| 茨城運輸支局 海事部門※ | 〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353 | 029-240-0201 |

| | | |
|---------------------------|--|--------------|
| 茨城運輸支局 鹿島海事事務所 | 〒314-0103 茨城県神栖市東深芝 9
鹿島港湾合同庁舎 | 0299-92-2604 |
| 千葉運輸支局 海事部門※ | 〒261-0002 千葉市美浜区新港 198 | 043-241-6491 |
| 東京運輸支局（青海庁舎）
船員労働環境部門※ | 〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11
東京港湾合同庁舎 | 03-5530-2328 |
| 川崎海事事務所 | 〒210-0865 神奈川県川崎市川崎区千鳥町 12-3
川崎港湾合同庁舎 | 044-266-3878 |

○北陸信越運輸局管内

| | | |
|------------------------------|--|--------------|
| 北陸信越運輸局 海事部
船員労働環境・海技資格課※ | 〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1
新潟美咲合同庁舎 2 号館 | 025-285-9159 |
| 富山運輸支局（伏木庁舎）※ | 〒933-0105 富山県高岡市伏木錦町 11-15
伏木港湾合同庁舎 | 0766-44-1367 |
| 石川運輸支局（七尾庁舎）※ | 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 172
七尾港湾合同庁舎 | 0767-53-1120 |

○中部運輸局管内

| | | |
|------------------------|--|--------------|
| 中部運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1
名古屋合同庁舎第 1 号館 | 052-952-8027 |
| 静岡運輸支局（清水庁舎）
船員担当※ | 〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1
清水港湾合同庁舎 | 054-352-0174 |
| 静岡運輸支局 下田海事事務所 | 〒415-0023 静岡県下田市 3-18-23
下田運輸総合庁舎 | 0558-22-0843 |
| 三重運輸支局（四日市庁舎）
船員担当 | 〒510-0051 三重県四日市市千歳町 5-1
四日市港湾合同庁舎 | 059-352-3386 |
| 三重運輸支局 鳥羽海事事務所※ | 〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽 1-2383-28
鳥羽運輸総合庁舎 | 0599-25-4790 |
| 福井運輸支局（敦賀庁舎）
海事担当※ | 〒914-0079 福井県敦賀市港町 7-15
敦賀港湾合同庁舎 | 0770-22-0003 |

○近畿運輸局管内

| | | |
|------------------------|--|--------------|
| 近畿運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76
大阪合同庁舎第 4 号館 | 06-6949-6434 |
| 京都運輸支局（舞鶴庁舎）船員担当※ | 〒624-0946 京都府舞鶴市下福井 901
舞鶴港湾合同庁舎 | 0773-75-0616 |
| 和歌山運輸支局 船員部門※ | 〒640-8404 和歌山市湊 1106-4 | 073-422-5828 |
| 和歌山運輸支局 勝浦海事事務所※ | 〒649-5335 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
大字築地 8-5-5 | 0735-52-0260 |

○神戸運輸監理部管内

| | | |
|-------------------------------|---|--------------|
| 神戸運輸監理部（本庁舎）
船員労働環境・海技資格課※ | 〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1
神戸第二地方合同庁舎 | 078-321-7053 |
| 姫路海事事務所 | 〒672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加 294-1
姫路港湾合同庁舎 | 079-234-2511 |

○中国運輸局管内

| | | |
|------------------------|---|--------------|
| 中国運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎 4 号館 | 082-228-8707 |
| 尾道海事事務所※ | 〒722-0002 広島県尾道市古浜町 27-13
尾道地方合同庁舎 | 0848-23-5235 |
| 因島海事事務所 | 〒722-2323 広島県尾道市因島土生町 1899-35 | 0845-22-2298 |
| 呉海事事務所 | 〒737-0029 広島県呉市宝町 9-25
呉港湾合同庁舎 | 0823-22-2520 |
| 鳥取運輸支局（境庁舎） | 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1
境港港湾合同庁舎 | 0859-42-2169 |
| 島根運輸支局 総務企画課・海事※ | 〒690-0024 島根県松江市馬潟町 43-3 | 0852-38-8111 |
| 岡山運輸支局（玉野庁舎）※ | 〒706-0011 岡山県玉野市宇野 1-8-2
玉野港湾合同庁舎 | 0863-31-4266 |
| 岡山運輸支局 水島海事事務所 | 〒712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町 2-15
水島港湾合同庁舎 | 086-444-7750 |
| 山口運輸支局（徳山庁舎） | 〒745-0045 山口県周南市徳山港町 6-35
徳山港湾合同庁舎 | 0834-21-0180 |

○四国運輸局管内

| | | |
|------------------------|---|--------------|
| 四国運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33
高松サンポート合同庁舎南館 | 087-802-6831 |
| 徳島運輸支局（本庁舎）※ | 〒770-0941 徳島市万代町 3-5-2
徳島第二地方合同庁舎 | 088-622-7622 |
| 愛媛運輸支局※ | 〒791-1113 愛媛県松山市森松町 1070 | 089-956-9951 |
| 愛媛運輸支局 今治海事事務所※ | 〒794-0033 愛媛県今治市東門町 4-3-16
(旧今治市立城東小学校) | 0898-33-9002 |
| 愛媛運輸支局 宇和島海事事務所 | 〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町 3-1-3
宇和島港湾合同庁舎 2 階 | 0895-22-0260 |
| 高知運輸支局（本庁舎）※ | 〒780-8010 高知市棧橋通 5-4-55
高知港湾合同庁舎 | 088-832-1175 |

○九州運輸局管内

| | | |
|------------------------|--|--------------|
| 九州運輸局
船員労働環境・海技資格課※ | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
福岡合同庁舎新館 | 092-472-3176 |
| 福岡運輸支局（門司港庁舎）※ | 〒801-8585 北九州市門司区西海岸 1-3-10
門司港湾合同庁舎 | 093-322-2700 |
| 福岡運輸支局 若松海事事務所 | 〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12
若松港湾合同庁舎 | 093-751-8111 |
| 下関海事事務所※ | 〒750-0066 山口県下関市東大和町 1-7-1
下関港湾合同庁舎 | 083-266-7151 |
| 佐賀運輸支局（唐津庁舎） | 〒847-0861 佐賀県唐津市二夕子 3-216
唐津港湾合同庁舎 | 0955-72-3009 |
| 長崎運輸支局（本庁舎）※ | 〒850-0921 長崎市松が枝町 7-29
長崎港湾合同庁舎 | 095-822-0010 |
| 長崎運輸支局 佐世保海事事務所 | 〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町 4-1
佐世保港湾合同庁舎 | 0956-31-6165 |
| 熊本運輸支局（三角庁舎）※ | 〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-20
三角港湾合同庁舎 | 0964-52-2069 |
| 大分運輸支局※ | 〒870-0906 大分市大州浜 1-1-45 | 097-503-2011 |
| 宮崎運輸支局※ | 〒880-0925 宮崎市本郷北方字鶴戸尾 2735-3 | 0985-63-2513 |
| 鹿児島運輸支局（本庁舎）※ | 〒892-0822 鹿児島市泉町 18-2
鹿児島港湾合同庁舎 | 099-222-5660 |

○沖縄総合事務局管内

| | | |
|-----------------------|---|--------------|
| 沖縄総合事務局
運輸部 船舶船員課※ | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第二地方合同庁舎 2号館 | 098-866-1838 |
| 宮古運輸事務所 | 〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 1037-1 | 0980-72-4990 |
| 八重山運輸事務所 | 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 863-15 | 0980-82-4772 |

【(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会本部及び地方事務所一覧】

| 名 称 | 事務所住所 | 電話番号
FAX 番号 |
|--------|---|------------------------------|
| 特定事業本部 | 〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 4-43
A-PLACE 馬車道 9F (旧:セボン関内第2ビル) | 045-264-4172
045-264-4197 |
| 北海道事務所 | 〒047-0031
北海道小樽市色内 1-9-1 松田ビル 1F | 0134-32-5123
0134-32-4371 |
| 東北事務所 | 〒985-0016
宮城県塩竈市港町 1-4-1 マリンゲート塩釜 2F | 022-364-2281
022-364-2287 |
| 信越事務所 | 〒950-0982
新潟県新潟市中央区堀之内南 3-1-21 北陽ビル 3F | 025-283-1996
025-283-1994 |
| 関東事務所 | 〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 4-43
A-PLACE 馬車道 7F (旧:セボン関内第2ビル) | 045-201-1222
045-201-1088 |
| 中部事務所 | 〒460-0021
愛知県名古屋市中区平和 1-23-16 ミタチ第2ビル 5F | 052-331-0185
052-331-0180 |
| 近畿事務所 | 〒534-0025
大阪府大阪市都島区片町 1-5-13
大手前センチュリービル 2F | 06-6882-5846
06-6882-5848 |
| 四国事務所 | 〒760-0018
香川県高松市天神前 10-1 高松天神前ビル 2F | 087-837-6399
087-837-6385 |
| 九州事務所 | 〒801-0852
福岡県北九州市門司区港町 6-2 九州ビル 3F | 093-332-1537
093-332-1337 |
| 沖縄事務所 | 〒900-0016
沖縄県那覇市前島 2-21-13 ふそうビル 11F | 098-861-0474
098-868-5636 |

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「船舶」とは、第29条の3に規定する場合を除き、日本船舶（船舶法（明治32年法律第46号）第1条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）、日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶（国土交通省令で定めるものを除く。）又は本邦の各港間若しくは湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。

①ろかいのみをもって運転する舟

②係留船その他国土交通省令で定める船舶

2 この法律において「船舶職員」とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

3 前項の船舶職員には、運航士（船舶の設備その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合する船舶において次の各号の1に掲げる職務を行う者をいう。）を含むものとする。

①航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

②機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

③前2号に掲げる職務を併せ行う職務

④航海士の職務及び第2号に掲げる職務を併せ行う職務

⑤機関士の職務及び第1号に掲げる職務を併せ行う職務

4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数20トン未満の船舶及び1人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数20トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数20トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。

5 この法律において「海技士」とは、第4条の規定による海技免許を受けた者をいう。

6 この法律において「小型船舶操縦士」とは、第23条の2の規定による操縦免許を受けた者をいう。

（法の適用）

第3条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。

第2章 船舶職員

第1節 海技士の免許及び海技士国家試験

（海技士の免許）

第4条 船舶職員になろうとする者は、海技士の免許（以下「海技免許」という。）を受けなければならない。

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験（以下「海技試験」という。）に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免許講習」という。）であつて第17条及び第17条の2の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免許講習」という。）の課程を修了した者について行う。

3 海技免許の申請は、申請者が海技試験に合格した日から1年以内にこれをしなければならない。

（海技士の資格）

第5条 海技免許は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資格の別に行う。

①海技士（航海） 次のイからへまでの資格の別

イ 1級海技士（航海）

ロ 2級海技士（航海）

ハ 3級海技士（航海）

ニ 4級海技士（航海）

ホ 5級海技士（航海）

- へ 6 級海技士 (航海)
- ②海技士 (機関) 次のイからへまでの資格の別
 - イ 1 級海技士 (機関)
 - ロ 2 級海技士 (機関)
 - ハ 3 級海技士 (機関)
 - ニ 4 級海技士 (機関)
 - ホ 5 級海技士 (機関)
 - へ 6 級海技士 (機関)
- ③海技士 (通信) 次のイからハまでの資格の別
 - イ 1 級海技士 (通信)
 - ロ 2 級海技士 (通信)
 - ハ 3 級海技士 (通信)
- ④海技士 (電子通信) 次のイからニまでの資格の別
 - イ 1 級海技士 (電子通信)
 - ロ 2 級海技士 (電子通信)
 - ハ 3 級海技士 (電子通信)
 - ニ 4 級海技士 (電子通信)

- 2 国土交通大臣は、海技士 (航海) 又は海技士 (機関) に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士 (航海) に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士 (機関) に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定 (以下「履歴限定」という。) をすることができる。
- 3 前項の規定による履歴限定は、その海技免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。
- 4 国土交通大臣は、海技士 (航海) 又は海技士 (機関) に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる職務についての限定 (以下「船橋当直限定」という。) 又は同項第 2 号に掲げる職務についての限定 (以下「機関当直限定」という。) をすることができる。
- 5 国土交通大臣は、海技士 (機関) に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船舶の機関の種類についての限定 (以下「機関限定」という。) をすることができる。
- 6 国土交通大臣は、海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技免許を受ける者の身体の障害その他の状態に応じ、船舶職員として乗り組む船舶の設備その他の事項についての限定をすることができる。
- 7 前項の規定による限定は、職権又はその海技免許を受けている者の申請により、新たに付加し、変更し、又は解除することができる。
- 8 この法律を適用する場合における資格の相互間の上級及び下級の別は、第 1 項各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める順序によるものとする。ただし、1 級海技士 (通信) の資格と海技士 (電子通信) の資格の相互間については、1 級海技士 (通信) の資格は、海技士 (電子通信) の資格の上級とする。

(海技免許を与えない場合)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。

- ①18 歳に満たない者
- ②海難審判法 (昭和 22 年法律第 135 号) 第 3 条の裁決により海技免許、第 23 条第 1 項の承認又は第 23 条の 2 の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から 5 年を経過しない者
- ③第 10 条第 1 項 (第 23 条第 7 項において準用する場合を含む。次項において同じ。) 又は第 23 条の 7 第 1 項の規定により海技免許、第 23 条第 1 項の承認又は第 23 条の 2 の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から 5 年を経過しない者

- 2 第 10 条第 1 項若しくは第 23 条の 7 第 1 項の規定又は海難審判法第 3 条の裁決により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停止の期間中は、海技免許を与えない。

(登録及び海技免状)

第 7 条 国土交通大臣は、海技免許を与えたときは、海技士免許原簿に登録し、かつ、海技免状を交付しなければならない。

- 2 海技士免許原簿は、国土交通省に備える。

(海技免状の有効期間)

第7条の2 海技免状の有効期間は、5年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があった場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

①国土交通省令で定める乗船履歴を有する者

②国土交通大臣が、その者の業務に関する経験を考慮して、前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

③その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であって第17条の16及び第17条の17において準用する第17条の2の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

4 海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免状は、第1項の有効期間内であっても、電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2の規定による船舶局無線従事者証明（以下「船舶局証明」という。）が同法第48条の3の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

5 海技免状の有効期間の更新及び海技免状が効力を失った場合における海技免状の再交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(海技免許の失効)

第8条 海技士が上級の資格についての海技免許を受けたとき、又は船橋当直限定若しくは機関当直限定若しくは機関限定をした海技免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない海技免許を受けたときは、下級の資格についての海技免許又は船橋当直限定若しくは機関当直限定若しくは機関限定をした海技免許は、その効力を失う。ただし、船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定をしない海技免許を受けた者が、上級の資格についての海技免許で船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定をしたものを受けたときは、この限りでない。

2 海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免許は、電波法第41条の規定による無線従事者の免許又は船舶局証明が取り消されたときは、その効力を失う。

第9条 削除

(海技免許の取消し等)

第10条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するときは、その海技免許を取り消し、2年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によって発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

②船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）その他の他の法令の規定に違反したとき。

2 国土交通大臣は、海技士が心身の障害により船舶職員の職務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになったと認めるときは、その海技免許を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により海技免許の取消しをしようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第11条 国土交通大臣は、前条第1項の規定による業務の停止の命令又は戒告をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の15日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、15日を下回ってはならない。

4 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第2項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(海技試験の実施)

第12条 海技試験は、国土交通大臣が第5条第1項各号に定める資格別（海技免許について、船橋当直限定又は機関当直限定をする場合においては資格別かつ職務別、機関限定をする場合においては資格別かつ船舶の機関の種類別）に行う。

(海技試験の内容)

第13条 海技試験は、船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行う。

2 海技試験は、身体検査及び学科試験とする。

(海技試験の免除)

第13条の2 第17条の18及び第17条の19において準用する第17条の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設(以下「登録船舶職員養成施設」という。)の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

2 第5条第1項各号に定める資格について海技試験を受ける者がそれぞれ当該資格より下級の資格の海技士であって国土交通省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3 海技士(機関)の資格について海技試験を受ける者がその受ける海技試験に係る資格と同一の又はこれより上級の機関限定をした資格の海技士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。

4 6級海技士(航海)又は6級海技士(機関)の資格について海技試験を受ける者が小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。

5 1級海技士(通信)、2級海技士(通信)、1級海技士(電子通信)、2級海技士(電子通信)又は3級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が5級海技士(航海)又はこれより上級の資格の海技士である場合及び3級海技士(通信)又は4級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が6級海技士(航海)又はこれより上級の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。

6 海技士(通信)の資格について海技試験を受ける者が海技士(電子通信)の資格の海技士である場合(1級海技士(通信)又は2級海技士(通信)の資格について海技試験を受ける者が4級海技士(電子通信)の資格の海技士である場合を除く。)及び4級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が2級海技士(通信)又は3級海技士(通信)の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。

7 1級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が2級海技士(電子通信)又は3級海技士(電子通信)の資格の海技士である場合及び2級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が3級海技士(電子通信)の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。

(受験資格)

第14条 海技試験は、第5条第1項各号に定める資格別(海技免許について船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定をする場合においては、資格別かつ職務別又は資格別かつ船舶の機関の種類別)に、国土交通省令で定める乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。ただし、国土交通省令で定める学科試験の一部については、この限りでない。

2 外国政府の授与した船舶の運航又は機関の運転に関する資格証書を有する者であって、国土交通大臣の承認を受けた者は、前項の規定にかかわらず、国土交通大臣が相当と認める資格について海技試験を受けることができる。

3 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格についての海技試験は、第1項の規定によるほか、国土交通省令で定める電波法第40条の資格について同法第41条の免許を受け、かつ、船舶局証明を受けた者でなければ、受けることができない。

(海技試験官)

第15条 国土交通大臣は、関係職員のうちから海技試験官を任命し、国土交通省令で定めるところにより、海技試験に関する事務を行わせるものとする。

(不正受験者の処分)

第16条 海技試験に関して不正の行為があったときは、国土交通大臣は、当該不正行為に関係する者について、その海技試験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、その者について2年以内の期間を定めて海技試験又は第23条の2の規定による操縦試験を受けさせないことができる。

第2節 登録海技免許講習実施機関等

(海技免許講習の登録)

第17条 第4条第2項の登録は、海技免許講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第17条の2 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第1の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件

のいずれにも適合する者により海技免許講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
 - ①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ②第17条の11の規定により第4条第2項の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ③法人であって、登録海技免許講習の実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第4条第2項の登録は、登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録海技免許講習を行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③登録海技免許講習の種類
 - ④登録海技免許講習事務を行う事務所の所在地
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第17条の3 第4条第2項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録海技免許講習事務の実施に係る義務）

第17条の4 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第17条の2第1項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第17条の5 登録海技免許講習実施機関は、第17条の2第3項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録海技免許講習事務規程）

第17条の6 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程（以下「登録海技免許講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

（登録海技免許講習事務の休廃止）

第17条の7 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第17条の8 登録海技免許講習実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後3箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第31条の4において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置かななければならない。

2 登録海技免許講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- ①財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ②前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ③財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ④前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第 17 条の 9 国土交通大臣は、登録海技免許講習が第 17 条の 2 第 1 項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第 17 条の 10 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第 17 条の 4 の規定に違反していると認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同条の規定による登録海技免許講習を行うべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第 17 条の 11 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 2 項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①第 17 条の 2 第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- ②第 17 条の 5 から第 17 条の 7 まで、第 17 条の 8 第 1 項又は次条の規定に違反したとき。
- ③正当な理由がないのに第 17 条の 8 第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
- ④前 2 条の規定による命令に違反したとき。
- ⑤不正の手段により第 4 条第 2 項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第 17 条の 12 登録海技免許講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録海技免許講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第 17 条の 13 国土交通大臣は、第 1 条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による海技免許講習の実施)

第 17 条の 14 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がないとき、第 17 条の 7 の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第 17 条の 11 の規定により第 4 条第 2 項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関に対し登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録海技免許講習実施機関が天災その他の事由により登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、海技免許講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第 17 条の 15 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- ①第 4 条第 2 項の登録をしたとき。
- ②第 17 条の 5 の規定による届出があったとき。
- ③第 17 条の 7 の規定による届出があったとき。
- ④第 17 条の 11 の規定により第 4 条第 2 項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。
- ⑤前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(海技免状更新講習の登録)

第 17 条の 16 第 7 条の 2 第 3 項第 3 号の登録は、海技免状更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第 17 条の 17 第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は海技免状更新講習並びに第 7 条の 2 第 3 項第 3 号の登録及びその更新について、第 17 条の 4 から第 17 条の 15 までの規定は登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習を行う者及び登録海技免状更新講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、第 17 条の 2 第 1 項中「別表第 1」とあるのは、「別表第 2」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(船舶職員養成施設の登録)

第 17 条の 18 第 13 条の 2 第 1 項の登録は、船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうする者の申

請により行う。

(準用)

第 17 条の 19 第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は船舶職員養成施設並びに第 13 条の 2 第 1 項の登録及びその更新について、第 17 条の 4 から第 17 条の 13 まで及び第 17 条の 15 (同条第 5 号を除く。) の規定は登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務について準用する。この場合において、第 17 条の 2 第 1 項中「別表第 1」とあるのは、「別表第 3」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第 3 節 船舶職員の乗組み

(船舶職員の乗組みに関する基準)

第 18 条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準 (以下「乗組み基準」という。) に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならない。ただし、第 20 条第 1 項の規定による許可を受けた場合において、同条第 2 項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

- 2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、20 歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。
- 3 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、国土交通省令で定める電波法第 40 条の資格について同法第 41 条の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

(航海中の欠員)

第 19 条 前条の規定は、船舶職員として乗り組んだ海技士の死亡その他やむを得ない事由により船舶の航海中に船舶職員に欠員を生じた場合には、その限度において、当該船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、第 1 項の場合において、必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、その欠員を補充すべきことを命ずることができる。

(乗組み基準の特例)

第 20 条 国土交通大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の様相が特殊であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができることを認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の許可をするときは、当該船舶にその指定する職の船舶職員として乗り組ませるべき海技士の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(海技士がなることができる船舶職員)

第 21 条 乗組み基準において必要とされる資格に係る海技免状を受有している海技士でなければ、乗組み基準に定める船舶職員として、その船舶に乗り組んではならない。

- 2 20 歳に満たない者は、船長又は機関長の職務を行う船舶職員として、第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める船舶に乗り組んではならない。
- 3 第 18 条第 3 項の国土交通省令で定める電波法第 40 条の資格について同法第 41 条の免許を受けた者以外の者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、同項の国土交通省令で定める船舶に乗り組んではならない。

(海技士がなることができる船舶職員)

第 22 条 船舶所有者が第 20 条第 1 項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第 2 項の規定により指定された資格を有する海技士は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該船舶において指定された職の船舶職員として乗り組むことができる。

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)

第 23 条 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (以下「条約」という。) の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書 (以下「締約国資

格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第4条第1項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の承認をするときは、その申請者が受有する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格証明書で乗り組むことができることとされている船舶及びその船舶において行うことができることとされている職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲(以下「就業範囲」という。)を指定して行う。
- 3 国土交通大臣は、第1項の承認の申請者が前項の規定により指定する就業範囲の職務を行うのに必要な経験、知識及び能力を有すると認めるときは、その承認をすることができる。
- 4 第1項の承認は、当該承認を受けた日から起算して5年を経過したとき、又は締約国資格証明書が効力を失ったときは、その効力を失う。
- 5 船舶所有者は、その船舶に、第18条第1項の規定により乗り組ませなければならないものとされている海技士に代えて、第1項の承認を受けた者であつて乗組み基準に定める職(第20条第1項の規定による許可を受けた場合においては、同条第2項の規定により指定された職。以下同じ。)を第2項の規定により就業範囲として指定されたものを、乗組み基準に定める職の船舶職員として乗り組ませることができる。
- 6 前項に規定する第1項の承認を受けた者は、第21条第1項の規定にかかわらず、乗組み基準に定める職の船舶職員として、その船舶に乗り組むことができる。
- 7 第6条、第7条及び第16条の規定は第1項の承認について、第10条、第11条、第25条及び第25条の2の規定は同項の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| 第7条の見出し、同条第1項 | 海技免状 | 承認証 |
| 第7条 | 海技士免許原簿 | 締約国資格受有者承認原簿 |
| 第11条第1項 | 前条第1項 | 第23条第7項において準用する前条第1項 |
| 第11条第2項 | 前条第1項又は第2項 | 第23条第7項において準用する前条第1項又は第2項 |
| 第16条の見出し | 不正受験者 | 不正な承認申請者 |
| 第16条第1項 | 海技試験に | 承認に |
| | その海技試験 | その承認の手續 |
| | 合格 | 承認 |
| 第16条第2項 | 海技試験又は第23条の2の規定による操縦試験を受けさせない | 承認をしない |
| 第25条(見出しを含む。) | 海技免状又は操縦免許証 | 締約国資格証明書及び承認証 |
| 第25条の2(見出しを含む。) | 海技免状又は操縦免許証 | 承認証 |

第3章 小型船舶操縦者

第1節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験

(小型船舶操縦士の免許)

第23条の2 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)を受けなければならない。

- 2 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験(以下「操縦試験」という。)に合格した者(次条第1項第1号又は第2号に掲げる資格に係る操縦免許(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許に限る。以下「特定操縦免許」という。)にあつては、操縦試験に合格し、かつ、第4条第2項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要なものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この項において「小型旅客安全講習課程」という。)を修了した者又はその受けようとする特定操縦免許と同一の資格の操縦免許を既に有し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者)について行う。
- 3 操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から1年以内にこれをしなければならない。この場合において、特定操縦免許の申請にあつては、その旨を申請書に付記しなければならない。

(小型船舶操縦士の資格)

第 23 条の 3 操縦免許は、次の各号に定める資格の別に行う。

- ① 1 級小型船舶操縦士
- ② 2 級小型船舶操縦士
- ③ 特殊小型船舶操縦士

2 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、操縦免許を受ける者の操縦の技能に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力についての限定（以下「技能限定」という。）をすることができる。

3 この法律を適用する場合においては、1 級小型船舶操縦士の資格は、2 級小型船舶操縦士の資格の上級とする。

(操縦免許を与えない場合)

第 23 条の 4 次の各号のいずれかに該当する者には、操縦免許を与えない。

- ①次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年齢に満たない者
 - イ 二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。）及び特殊小型船舶操縦士 16 歳
 - ロ その他の資格 18 歳

②第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者

(登録及び小型船舶操縦免許証)

第 23 条の 5 国土交通大臣は、操縦免許を与えたときは、小型船舶操縦士免許原簿に登録し、かつ、小型船舶操縦免許証（以下「操縦免許証」という。）を交付しなければならない。

(操縦免許の失効)

第 23 条の 6 小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたとき、又は技能限定をした操縦免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない操縦免許若しくは限定がより緩和された技能限定をした操縦免許を受けたときは、下級の資格についての操縦免許又は従来受けていた技能限定をした操縦免許は、その効力を失う。

(操縦免許の取消し等)

第 23 条の 7 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、2 年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること（第 2 号にあっては、6 箇月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること）ができる。ただし、これらの事由によって発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき（次号に掲げるときを除く。）。

②第 23 条の 36 の規定に違反する行為（以下この号及び第 23 条の 37 第 1 項において「違反行為」という。）をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなったとき。

③小型船舶操縦者としての業務又は船舶職員としての職務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令の規定に違反したとき。

2 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が心身の障害により小型船舶操縦者の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになったと認めるときは、その操縦免許を取り消すことができる。

(操縦試験の実施)

第 23 条の 8 操縦試験は、国土交通大臣が第 23 条の 3 第 1 項各号に定める資格別（操縦免許について技能限定をする場合においては、資格別かつ小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力の別）に行う。

(操縦試験の内容)

第 23 条の 9 操縦試験は、小型船舶操縦者として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行う。

2 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験とする。

3 操縦試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとするを旨としなければならない。

(操縦試験の免除)

第 23 条の 10 第 23 条の 25 及び第 23 条の 26 の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

2 操縦試験を受ける者が 6 級海技士（航海）若しくは 6 級海技士（機関）又はこれらの資格より上級の資格の海技士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除するこ

とができる。

- 3 1級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした1級小型船舶操縦士又は2級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び2級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした2級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
- 4 1級小型船舶操縦士又は2級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が特殊小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び特殊小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が1級小型船舶操縦士又は2級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。
- 5 操縦試験を受ける者が国土交通省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第23条の11 第5条第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定は操縦免許について、第7条第2項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第7条の2第1項から第3項まで及び第5項の規定は操縦免許証について、第10条第3項及び第11条の規定は操縦免許の取消し等について、第15条及び第16条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 第5条第6項 | 船舶職員 | 小型船舶操縦者 |
| | 乗り組む船舶 | 乗船する小型船舶 |
| 第5条第7項 | 前項 | 第23条の11において準用する前項 |
| 第6条第2項 | 第10条第1項 | 第10条第1項(第23条第7項において準用する場合を含む。) |
| 第7条の2第3項第3号 | 船舶職員 | 小型船舶操縦者 |
| | 職務 | 業務 |
| | 海技免状更新講習 | 操縦免許証更新講習 |
| | 登録海技免状更新講習 | 登録操縦免許証更新講習 |
| | 第17条の16及び第17条の17において準用する第17条の2 | 第23条の29及び第23条の30において準用する第23条の26 |
| 第10条第3項 | 前2項 | 第23条の7第1項又は第2項 |
| 第11条第1項 | 前条第1項 | 第23条の7第1項 |
| 第11条第2項 | 前条第1項又は第2項 | 第23条の7第1項又は第2項 |
| 第16条第2項 | 海技試験又は第23条の2の規定による操縦試験 | 操縦試験又は海技試験 |

第2節 小型船舶操縦士試験機関

(指定)

第23条の12 国土交通大臣は、申請により指定する者に、操縦試験(国土交通省令で定めるものを除く。)の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行わせる。

2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、特定試験事務の実施に関し前条において準用する第16条第1項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

3 国土交通大臣は、指定試験機関に特定試験事務を行わせるときは、特定試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第23条の13 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- ①職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が特定試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- ②経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- ③法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が特定試

験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

④前号に定めるもののほか、特定試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

⑤その指定をすることによって当該申請に係る特定試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

①申請者が第23条の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であること。

②法人にあっては、その役員のうちこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第23条の14 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行なう事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の更新)

第23条の15 指定試験機関の指定は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第23条の12及び第23条の13の規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(小型船舶操縦士試験員)

第23条の16 指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、小型船舶操縦士試験員に行なわせなければならない。

2 小型船舶操縦士試験員は、小型船舶操縦者の教習又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、小型船舶操縦士試験員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、小型船舶操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、小型船舶操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により小型船舶操縦士試験員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、小型船舶操縦士試験員となることができない。

6 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、小型船舶操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第23条の17 指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、特定試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の適正且つ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(予算等の提出)

第23条の18 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後3箇月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第23条の19 特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第23条の20 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、

特定試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告等)

第 23 条の 21 国土交通大臣は、第 1 条の目的を達成するため必要な限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定試験事務の休廃止)

第 23 条の 22 指定試験機関は、特定試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特定試験事務に関する業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、その届出に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第 1 項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第 23 条の 23 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

①第 23 条の 13 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

②第 23 条の 13 第 2 項第 2 号に該当するに至ったとき。

③第 23 条の 14 第 2 項、第 23 条の 16 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項、第 23 条の 18 又は第 23 条の 19 第 1 項の規定に違反したとき。

④第 23 条の 16 第 4 項、第 23 条の 17 第 2 項又は第 23 条の 20 の規定による命令に違反したとき。

⑤第 23 条の 17 第 1 項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで特定試験事務を行ったとき。

⑥不正の手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(国土交通大臣による特定試験事務の実施)

第 23 条の 24 国土交通大臣は、指定試験機関が第 23 条の 22 第 1 項の規定により特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第 1 項の規定により指定試験機関に対し特定試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により特定試験事務を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、特定試験事務を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定試験事務を行なうものとし、又は同項の規定により行なっている特定試験事務を行なわないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第 1 項の規定により特定試験事務を行なうものとし、第 23 条の 22 第 1 項の規定により特定試験事務に関する業務の廃止の届出があり、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消した場合における特定試験事務の引継ぎその他の所要の事項は、国土交通省令で定める。

第 3 節 登録小型船舶教習実施機関等

(小型船舶教習所の登録)

第 23 条の 25 第 23 条の 10 第 1 項の登録は、小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第 23 条の 26 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

①別表第 4 の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。

②前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）

が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

- 2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- ①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ②第 23 条の 28 において準用する第 17 条の 11 の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ③法人であって、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務（以下「登録小型船舶教習事務」という。）を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第 23 条の 10 第 1 項の登録は、登録小型船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③登録小型船舶教習所の種類
 - ④登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第 23 条の 27 第 23 条の 10 第 1 項の登録は、3 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前 2 条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第 23 条の 28 第 17 条の 4 から第 17 条の 13 まで及び第 17 条の 15（同条第 5 号を除く。）の規定は、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習実施機関及び登録小型船舶教習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（操縦免許証更新講習の登録）

第 23 条の 29 第 23 条の 11 において準用する第 7 条の 2 第 3 項第 3 号の登録は、操縦免許証更新講習を行うおうとする者の申請により行う。

（準用）

第 23 条の 30 第 17 条の 4 から第 17 条の 15 までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第 23 条の 26 及び第 23 条の 27 の規定は操縦免許証更新講習並びに第 23 条の 11 において準用する第 7 条の 2 第 3 項第 3 号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第 23 条の 26 第 1 項第 1 号中「別表第 4 の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第 5 の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第 4 節 小型船舶操縦者の乗船等

（小型船舶操縦者の乗船に関する基準）

第 23 条の 31 船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」という。）に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士に乗船させなければならない。ただし、次条第 1 項の規定による許可を受けた場合において、同条第 2 項の規定により指定された資格の小型船舶操縦士を小型船舶操縦者として乗船させ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、小型船舶操縦者として乗船した小型船舶操縦士の死亡その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に小型船舶操縦者が不在となった場合には、当該小型船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

(乗船基準の特例)

第 23 条の 32 国土交通大臣は、航海の態様が特殊であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗船基準によらなくても航行の安全を確保することができることを認める小型船舶については、船舶所有者の申請により、乗船基準によらないことを許可することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の許可をするときは、当該小型船舶に小型船舶操縦者として乗船させるべき小型船舶操縦士の資格を指定して行うほか、小型船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

第 23 条の 33 乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有している小型船舶操縦士でなければ、乗船基準に定める小型船舶操縦者として、その小型船舶に乗船してはならない。

第 23 条の 34 船舶所有者が第 23 条の 32 第 1 項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第 2 項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦者として乗船することができる。

(小型船舶操縦者以外の乗船)

第 23 条の 35 船舶所有者は、航行の安全を確保するために機関長又は通信長を乗船させる必要がある小型船舶として政令で定める小型船舶にあつては、政令で定める基準に従い、小型船舶操縦者のほか、海技免状を受有する海技士を乗船させなければならない。

- 2 前項の規定は、機関長又は通信長として乗船した海技士の死亡その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に機関長又は通信長が不在となった場合には、当該小型船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。
- 3 第 1 項の政令で定める基準において必要とされる資格に係る海技免状を受有している海技士でなければ、機関長又は通信長として、同項の政令で定める小型船舶に乗船してはならない。

第 5 節 小型船舶操縦者の遵守事項等

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第 23 条の 36 小型船舶操縦者は、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

- 2 小型船舶操縦者は、小型船舶が港を出入するとき、小型船舶が狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険のおそれがあるときとして国土交通省令で定めるときは、自らその小型船舶を操縦しなければならない。ただし、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 小型船舶操縦者は、衝突その他の危険を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。
- 4 小型船舶操縦者は、小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、船外への転落に備えるためにその者に救命胴衣を着用させることその他の国土交通省令で定める必要な措置を講じなければならない。
- 5 小型船舶操縦者は、第 1 項から前項までに定めるもののほか、発航前の検査、適切な見張りの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

(再教育講習)

第 23 条の 37 国土交通大臣は、小型船舶操縦者が違反行為をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなったときは、速やかに、その者に対し、国土交通省令で定める小型船舶操縦者が遵守すべき事項に関する講習（以下「再教育講習」という。）を受けるべき旨を書面で通知しなければならない。

- 2 小型船舶操縦者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 1 箇月を超えることとなるまでの間（再教育講習を受けないことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該理由の存する期間を除く。次項において「受講期間内」という。）に、再教育講習を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、再教育講習を受けなければならない者が受講期間内に再教育講習を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、第 23 条の 7 第 1 項の規定による処分を免除し、又は軽減するこ

とができる。

4 前3項に定めるもののほか、再教育講習について必要な事項は、国土交通省令で定める。

(海上保安官又は警察官による通知)

第23条の38 海上保安官又は警察官は、第23条の36の規定に違反する事実があったことを知ったときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第4章 雑則

(航行の差止め)

第24条 国土交通大臣は、第18条、第21条、第23条の31第1項、第23条の33若しくは第23条の35第1項若しくは第3項の規定又は第19条第3項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、同項に規定する事実がなくなったと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の携行)

第25条 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。

(海技免状又は操縦免許証の譲渡等の禁止)

第25条の2 海技士又は小型船舶操縦士は、その受有する海技免状又は操縦免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手数料)

第26条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習若しくは操縦免許証更新講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第23条第1項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(交通政策審議会への諮問)

第26条の2 国土交通大臣は、第10条第3項(第23条第7項及び第23条の11において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の委任)

第27条 この法律に規定する事務は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に行わせることができる。

(外国における事務)

第28条 第20条の事務その他国土交通省令で定める事務は、外国においては、領事官が行う。

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に定めるもののほか、領事官が行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

(国土交通省令への委任)

第28条の2 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第28条の3 指定試験機関が行う特定試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(命令の制定)

第29条 国土交通大臣は、この法律に基く命令を制定しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

(報告等)

第 29 条の 2 国土交通大臣は、第 1 条の目的を達成するため必要な限度において、船舶所有者、船舶職員、小型船舶操縦者その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又はその職員に、船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類、海技免状、操縦免許証その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船舶職員、小型船舶操縦者その他の関係者に質問させることができる。

2 第 17 条の 13 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(外国船舶の監督)

第 29 条の 3 国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある第 2 条第 1 項に規定する船舶以外の船舶であつて国土交通省令で定めるものに立ち入り、その船舶の乗組員が次の各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

①条約の締約国の船舶 その船舶の乗組員のうち、条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

②条約の非締約国の船舶 その船舶の乗組員のうち、条約を適用するとしたならば前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

2 国土交通大臣は、前項第 2 号に掲げる船舶について検査を行う場合において必要と認めるときは、その必要と認める限度において、当該船舶の乗組員に対し、同号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

3 国土交通大臣は、第 1 項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の 1 に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たす乗組員を乗り組ませべきことを文書により通告するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、第 1 項の規定による検査の結果なお同項各号の 1 に定める要件を満たす乗組員を乗り組ませていない事実が判明した場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航行を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

5 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

6 第 17 条の 13 第 2 項及び第 3 項の規定は第 1 項の場合について、第 24 条第 2 項の規定は第 4 項の場合について準用する。この場合において、第 17 条の 13 第 2 項中「前項」とあり、及び同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 29 条の 3 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 29 条の 3 第 4 項」と、「同項に規定する事実がなくなった」とあるのは「同条第 1 項各号のいずれかに定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第 29 条の 4 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(この法律の運用)

第 29 条の 5 国土交通大臣は、小型船舶操縦者に係るこの法律の規定の運用に当たっては、小型船舶の航行の安全の確保が小型船舶を利用した余暇活動その他の国民の諸活動との調和の下に図られるよう努めなければならない。

第 5 章 罰則

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

①第 17 条の 11（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（第 31 条の 3 において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

②第 23 条の 23 第 1 項の規定による業務の停止の命令に違反した指定試験機関の役員又は職員

第 30 条の 2 第 23 条の 19 第 1 項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、1 年

以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 30 条の 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- ①第 18 条、第 23 条の 31 第 1 項又は第 23 条の 35 第 1 項の規定に違反した者
- ②第 10 条第 2 項（第 23 条第 7 項において準用する場合を含む。）若しくは第 23 条の 7 第 1 項又は海難審判法第 4 条の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者
- ③第 19 条第 3 項の規定による命令又は第 24 条第 1 項の規定による処分に違反した者
- ④第 29 条の 3 第 4 項の規定による処分に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- ①第 21 条、第 23 条の 33 又は第 23 条の 35 第 3 項の規定に違反した者
- ②第 10 条第 1 項（第 23 条第 7 項において準用する場合を含む。）若しくは第 23 条の 7 第 1 項又は海難審判法第 4 条の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者
- ③第 29 条の 2 第 1 項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- ④第 29 条の 3 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 31 条の 2 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

- ①第 23 条の 21 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- ②第 23 条の 22 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第 23 条の 21 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 31 条の 3 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

- ①第 17 条の 7（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ②第 17 条の 12（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ③第 17 条の 13 第 1 項（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 17 条の 13 第 1 項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 第 17 条の 13 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 31 条の 4 第 17 条の 8 第 1 項（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第 17 条の 8 第 2 項各号（第 17 条の 17、第 17 条の 19、第 23 条の 28 及び第 23 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

第 32 条 第 19 条第 2 項の規定又は第 25 条若しくは第 25 条の 2（これらの規定を第 23 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 30 条の 3（同条第 4 号を除く。）又は第 31 条第 3 号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（附則省略）

船舶職員法及び小型船舶操縦者法ガイダンス

発行日 平成30年3月30日
発行者 一般社団法人日本海事代理士会
東京都中央区湊三丁目16番3号 イトウビル
電話 03-3552-9688
<http://jmpcaa.org/main/>

